

姫路書写ソーラーパーク

早期段階環境配慮書
要約書

令和 8 年 6 月

AMP12 合同会社

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図及び地理院タイルを使用し、それらを編集、加工して作成している。

目 次

第1章 対象事業等の概要	1
1 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	1
2 対象事業の名称（対象事業の種類を含む。）	1
3 対象事業の目的及び概要	1
3-1 対象事業の目的	1
3-2 対象事業の概要	2
第2章 早期事前調査等の結果等	13
1 複数案の設定	13
2 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類	14
3 特別地域の分布状況	15
3-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区	15
3-2 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域	15
3-3 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域	15
3-4 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第6条第1項の規定により定められた同条第2項に規定する近郊緑地特別保全地区	18
3-5 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域及び同法第8条第1項の規定により定められた同項第7号に規定する風致地区	18
3-6 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により市町が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第2項第1号に規定する農用地区域	18
3-7 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域	18
3-8 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区	18
3-9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区	21
3-10 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域	21

3-11 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 89 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第 95 条第 1 項の規定により指定された環境緑地保全地域、同条例第 100 条第 1 項の規定により指定された自然海浜保全地区及び同条例第 104 条第 1 項の規定により指定された指定野生動植物種保存地域	21
3-12 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域（同条例第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる区域）	21
4 早期事前調査等の結果等	24
4-1 早期事前調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	24
4-2 早期事前調査等の結果等	25
4-3 環境影響要因と環境要素の分析及び選定結果	27
4-4 環境配慮のための調査、予測及び評価の結果	34

第1章 対象事業等の概要

1 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

事業者の名称：AMP12 合同会社

代表者の氏名：AMP1 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内神田一丁目 3 番 7 号 401 あすな会計事務所内

2 対象事業の名称（対象事業の種類を含む。）

対象事業の名称：姫路書写ソーラーパーク

対象事業の種類：発電所の建設（太陽電池発電所）

3 対象事業の目的及び概要

3-1 対象事業の目的

近年、地球規模での温暖化の進行により、我が国においても異常気象による狭い範囲での集中豪雨の増加など自然災害リスクの高まりや、海水温度の上昇などによる生物の生息環境の変化など、生物多様性の喪失が懸念されており、これらの現象に対し、気候変動枠組条約や生物の多様性に関する条約をはじめとした国際的な枠組みの下で対策の議論が行われている。

2015 年にパリで開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称 COP）」で合意された、パリ協定においては、日本の中期目標として 2030 年度の温室効果ガスの排出を 2013 年度の水準から 26%削減することとした。また、その後、2021 年の気候サミットにおいて、新たな目標（2013 年度比 46%減）を定め、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題となっている。

2025 年に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーに対して、低炭素で国内自給可能なエネルギー源として重要な位置付けがなされている。

兵庫県では、2022 年に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」において、「2030 年度の再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh」と改定し、具体的な取組として、太陽光発電の導入拡大を挙げている。

以上の背景のもと、本事業は、経営が厳しいゴルフ場の利活用として、敷地面積約 115ha の敷地を転用して、出力 19,900kW（AC）の太陽電池発電所を計画するものであり、安定的かつ効率的な再生可能エネルギーの普及及び温室効果ガス削減に寄与することを目的とする。また、本事業の実施にあたっては、伐採面積の最小化や残置森林の適切な維持管理等により、周辺環境との調和に最大限に配慮するなど、地域との共生を図ることとする。

3-2 対象事業の概要

3-2-1 事業実施想定地域の位置

事業実施想定地域の位置：兵庫県姫路市夢前町山富他（図 1.3.1～3 参照）

事業実施想定地域の現況の土地利用はゴルフ場となっている。



図 1.3.1 事業実施想定地域の位置（広域）

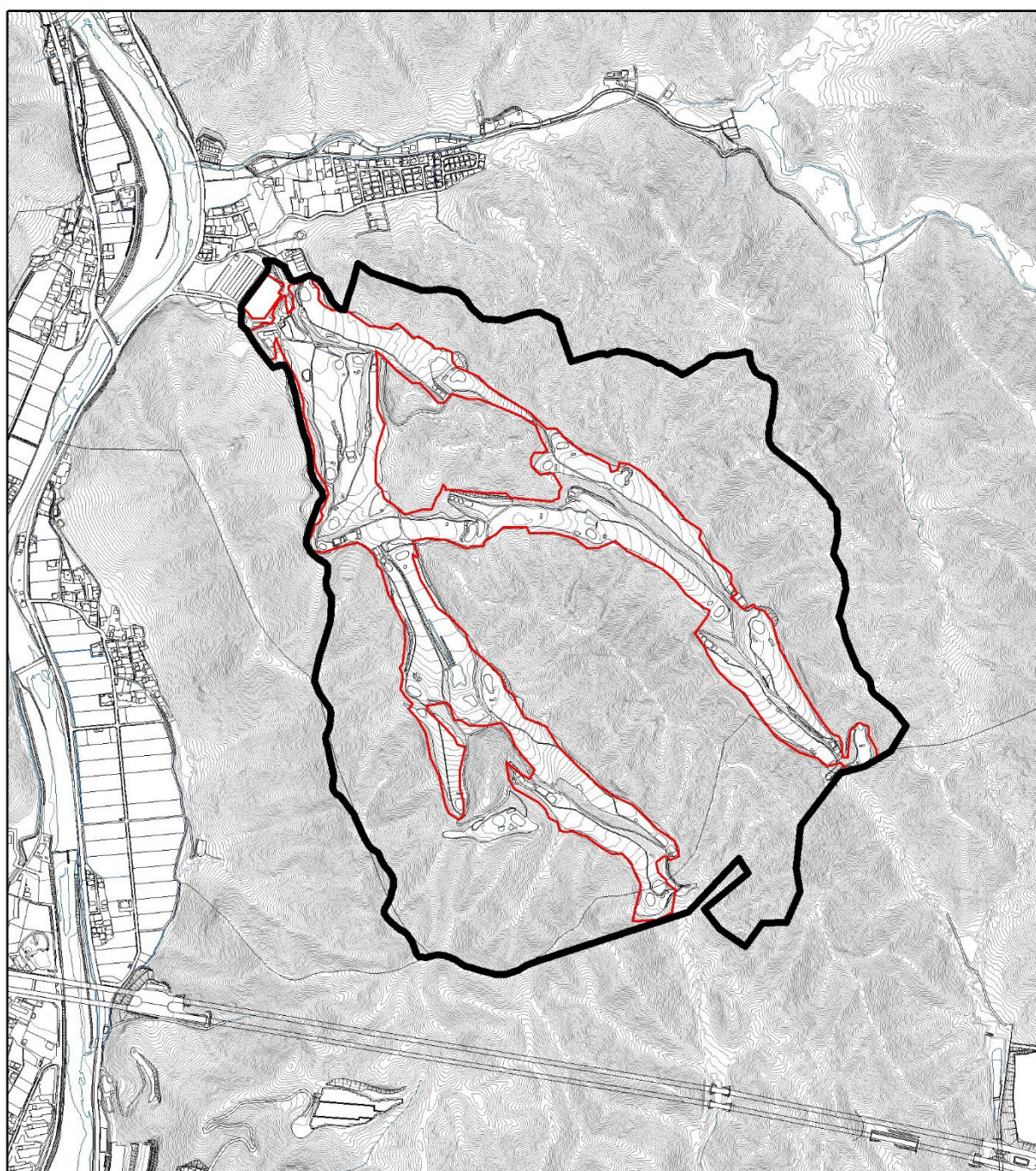
3-2-2 対象事業の規模

事業実施想定地域の面積：約 115ha

太陽電池発電出力（合計）：最大値 19,900kW（AC） 26,611.2kW（DC）

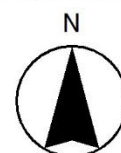
太陽電池の単機出力：660W

太陽電池数量 最大値：40,488 枚



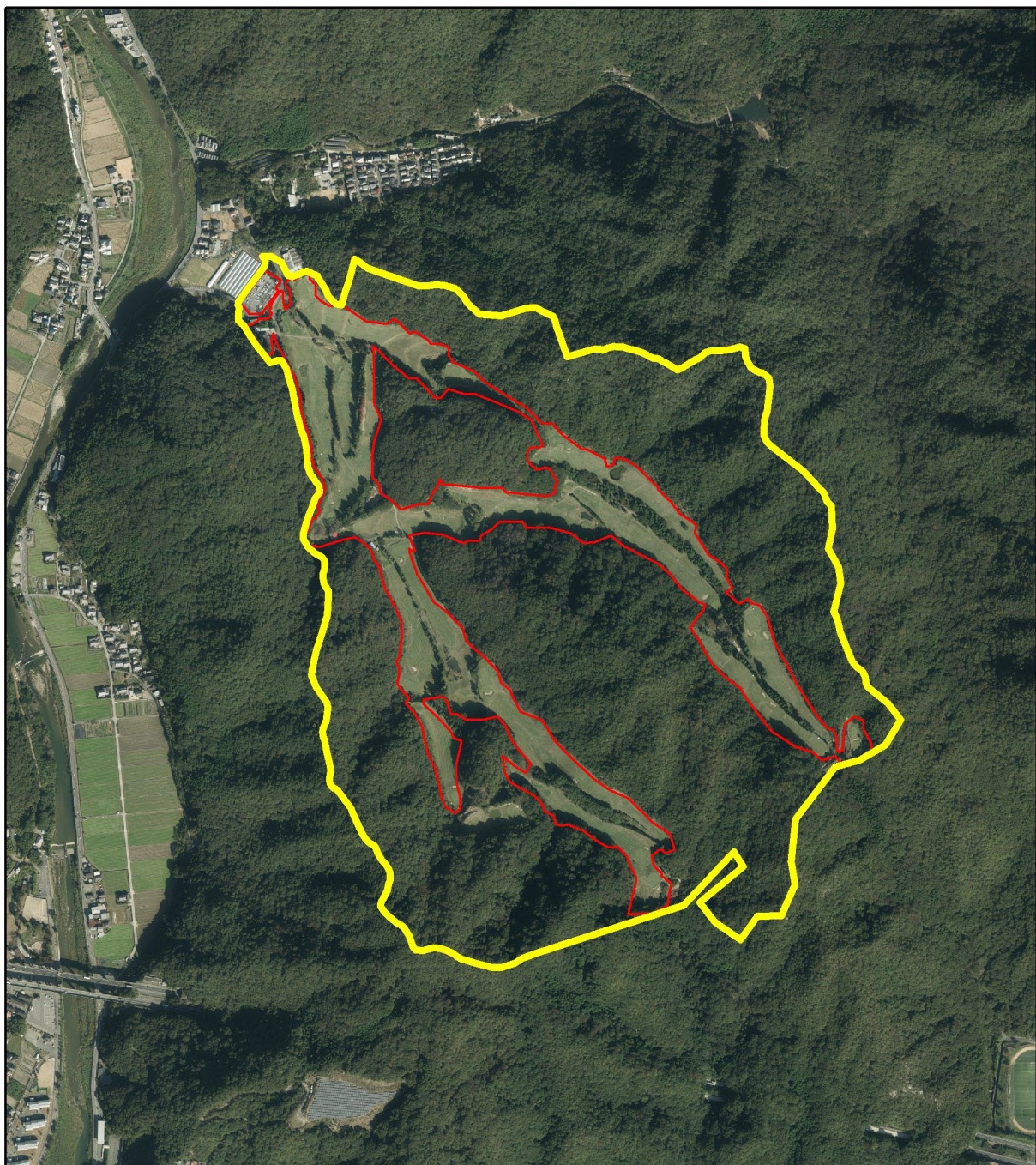
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲



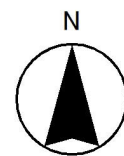
0 125 250 500
m

図 1.3.2 事業実施想定地域
(詳細図)



凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲



0 125 250 500
m

図 1.3.3 事業実施想定地域
(航空写真)

背景の空中写真は、姫路市撮影（令和 2 年 11 月撮影）のものを用いた。

3-2-3 土地利用計画

現時点での発電所の設備の配置計画及び土地利用計画は表 1.3.1 及び図 1.3.4 のとおりである。

表 1.3.1 土地利用計画

区分	面積
太陽電池等設置範囲	31ha
非改変区域	84ha
合計	115ha

3-2-4 主要施設の概要

主要施設の概要（予定）は表 1.3.2 のとおりである。

太陽電池で発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換される。パワーコンディショナーに併設された昇圧変圧器によって昇圧された後、送変電設備へと集電され、主変圧器でさらに電圧を昇圧した後に、電力会社の送電線に接続する。

表 1.3.2 主要施設の概要（予定）

項目	内容
太陽電池	太陽電池発電出力（合計）：最大値 19,900kW（AC）、26,611.2kW（DC） 太陽電池の単機出力：660W 太陽電池数量 最大値：40,488 枚
パワーコンディショナー	160 台（125 kW/台） ^{注）}
昇圧変圧器	7 台（3MVA/台）
連系変電所（特別高圧設備）	1 台

注）出力調整を行うことで、最大 19,900kW とする計画である。

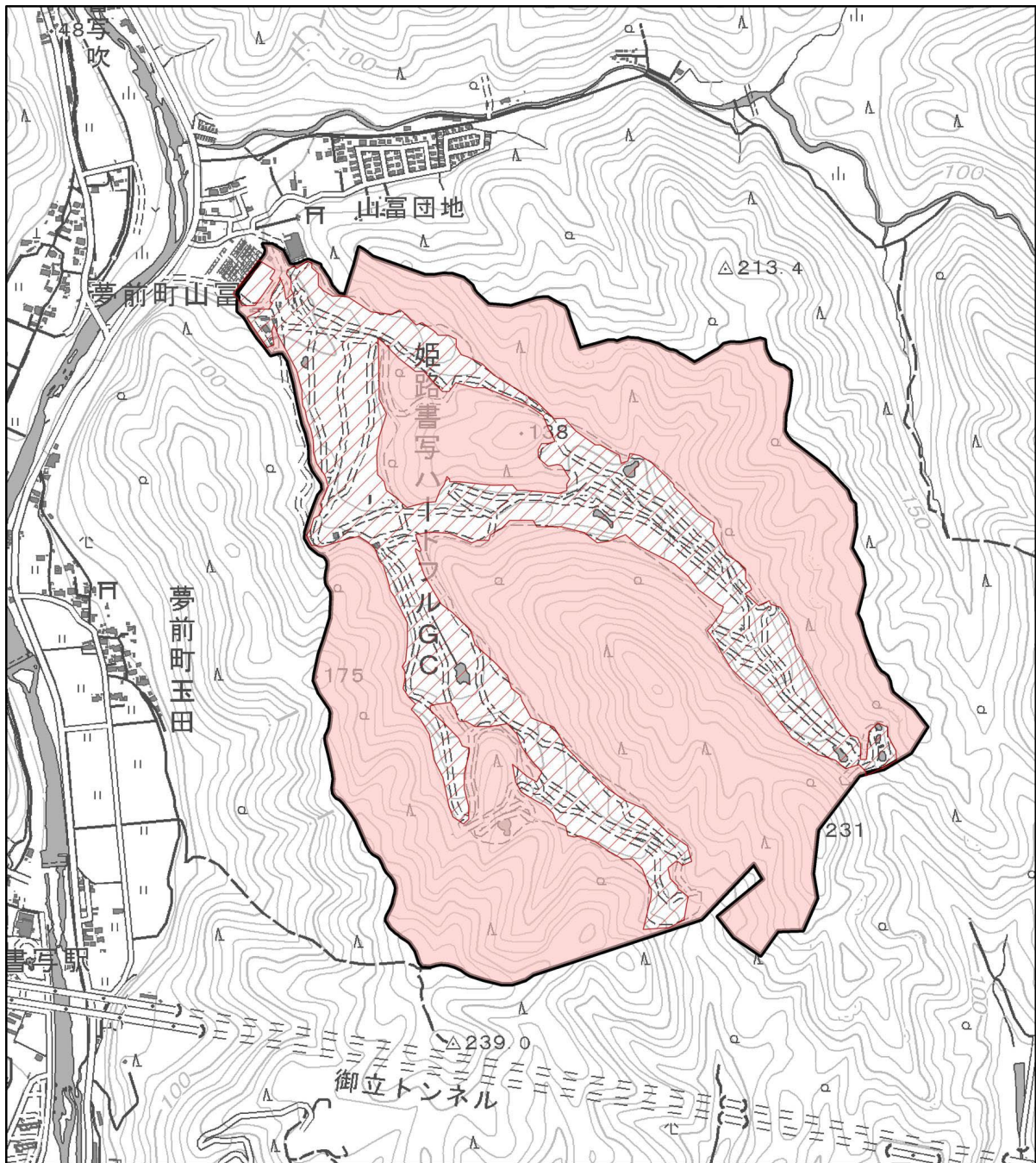
3-2-5 系統連系地点

発電した電力は関西電力の送電線に連系予定である。現在想定している系統連系地点は図 1.3.5 のとおりである。

3-2-6 排水計画

事業実施想定区域から排出される雨水排水は、既存の排水施設を用いて排水する。

なお、排水計画については今後関係機関と協議する。



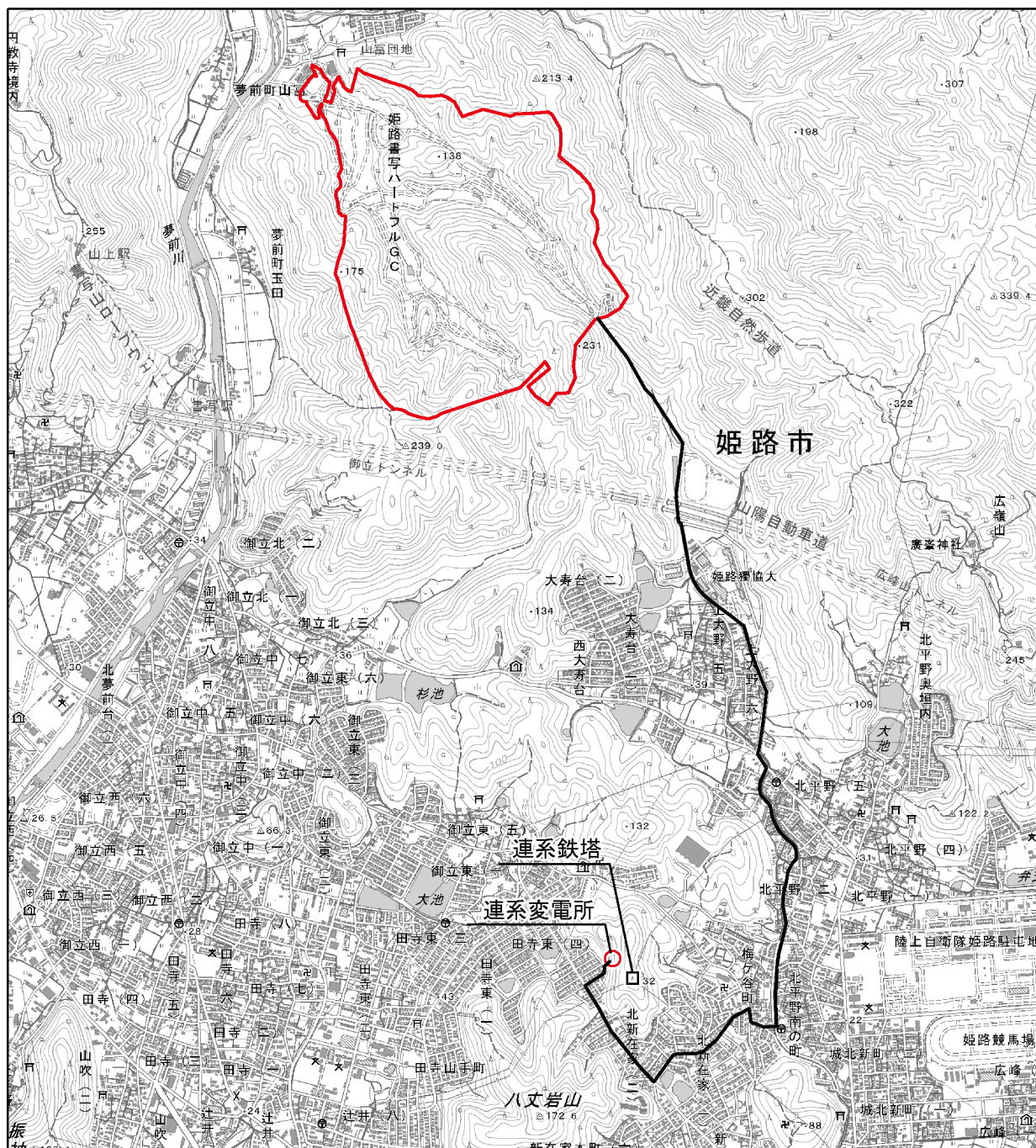
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- 非改変区域



0 125 250 500
m

図 1.3.4 土地利用計画



凡 例



事業実施想定地域



送電線



連系変電所



連系鉄塔



0 250 500 1,000
m

図 1.3.5 系統連系地点

3-2-7 安全管理計画

(1) 立入制限等

- ・発電施設の外周にはフェンスを設け、関係者以外の立入を禁止する。
- ・立入の際には、電気主任技術者への事前の連絡と承認を義務付ける。
- ・管理カメラを発電施設の周辺並びに施設内に設置し、常時監視が可能なシステムを構築する。これにより、発電状態や安全についての24時間リモート監視を行う。

(2) 巡視・見回り

- ・保安規程に基づき、すべてのパネルについて、2回/年の頻度で巡視・点検を行う。また、1回/月の頻度で月次の巡回・点検を行う。
- ・事業実施想定地域には非改変区域ではあるが、急斜面のエリアが存在するため、これらのエリアについて定期的に巡視・見回りを行い、斜面崩落や土砂流出の危険性などを確認し、必要に応じて対策を講じる。

(3) 除草計画

- ・2回/年の頻度で除草（草刈り）を実施する。なお、農薬や除草剤等は使用しない。
- ・除草は、ハンマーナイフモアを使用し、草体を粉砕しながら土壌にすき込むことによりその場で処理することを想定しているが、刈り取った雑草を産業廃棄物として処理することも可能な体制を確保する。
- ・粉砕された植物片が排水路に流れ出す、あるいは排水路を詰まらせるなどの可能性があるため、水路や集水枡の定期的な清掃を実施し、雨水の適切な流下、植物片の流出防止を行う。

(4) 災害発生時の初動体制

- ・保安規定に基づき、2時間以内に電気主任技術者が発電施設に駆け付け対応を行う。

(5) 災害発生時の対応

- ・発電所建設に際しては、電気事業法に沿った計画を行い、管轄消防署へは設備等の情報を共有する。
- ・前述の常時監視システムにより、火災等が発生した場合、管轄消防署へ速やかに連絡できる体制を整備する。
- ・災害等によりパネルが破損した際には、長期の放置をせず即時回収を行い、新たなパネルに入れ替えるものとし、被災等によりパネルが飛散・流出した際には、直ちにパネルを回収する。また、場内でパネルの一部が破損する等の場合には、確認時点より1週間以内を目途に回収する。

(6) 関係機関との連絡・調整

- ・事業の実施に先立ち、関係機関との連絡・調整を行い、災害発生時を含む連絡体制や災害時の対応方策について定める。

3-2-8 工事計画

(1) 工事計画の概要

工事は主に造成・基礎工事、架台据付工事、電気工事から構成される。想定される主な工事の内容は以下のとおりである。なお、基礎工事では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は原則実施せず、既存の地形にそのまま施設を設置する計画としている。

- ・基礎工事：機材搬出入路及び管理用道路整備、ヤード整備造成、基礎工事
- ・架台据付工事：架台工事、太陽電池発電設備据付工事
- ・電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電施設工事、電気工事

(2) 工事工程

建設工事期間は13か月（2028年12月予定～2029年12月予定）とし、営業開始は2029年12月を予定している。工事工程等の概要は、表 1.3.3 に示すとおりである。

表 1.3.3 工事工程等の概要

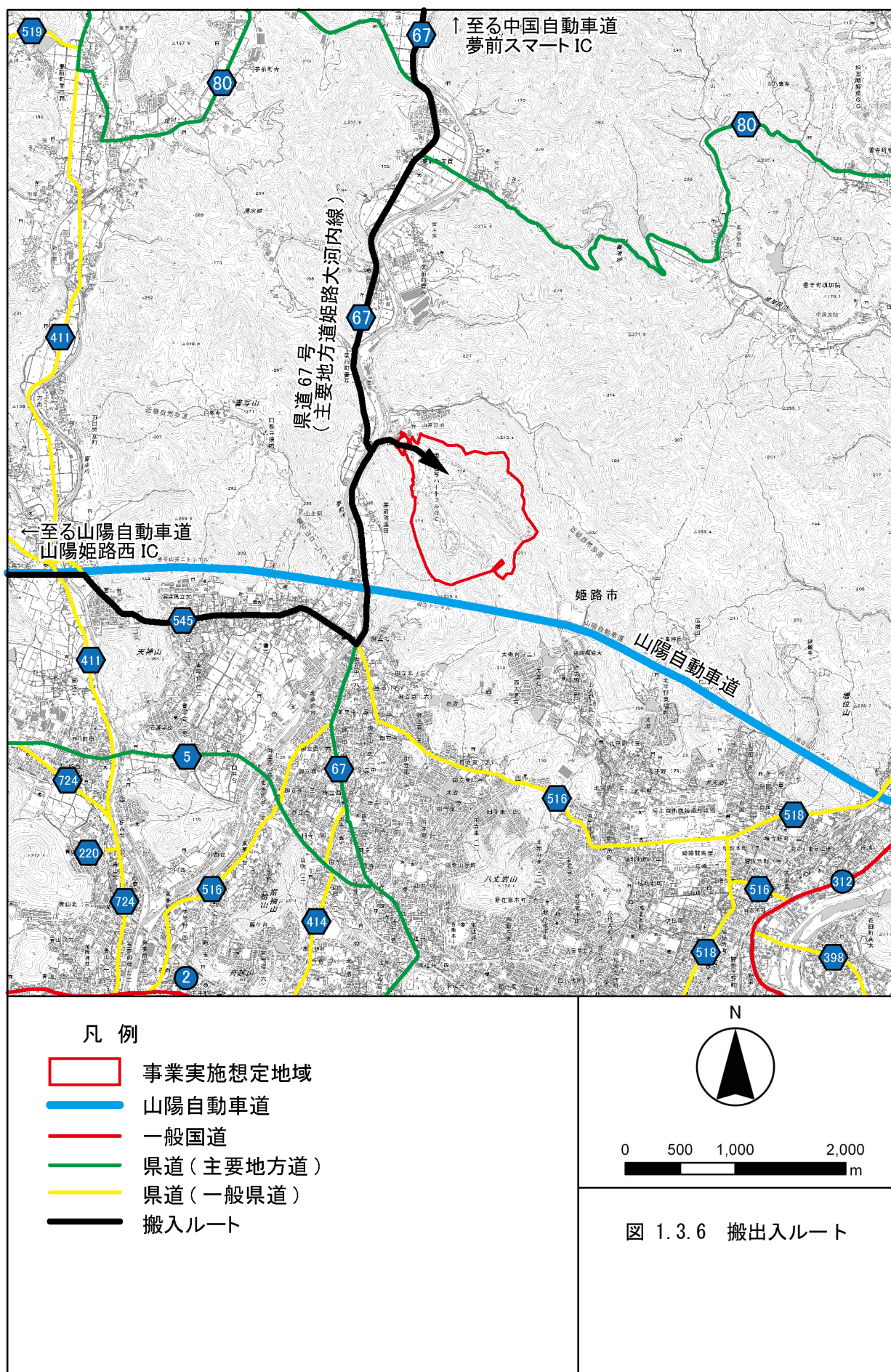
工種等	期間及び時期（予定）
基礎工事	2028年12月～2029年8月
架台据付工事	2029年1月～2029年9月
電気工事	2029年1月～2029年10月
調整・試験	2029年5月～2029年12月
営業運転開始	2029年12月予定

(3) 搬出入計画

太陽電池等及びその他の工事用資材等の搬出入路は、図 1.3.6 に示すとおり、山陽自動車道から北上するルート及び中国自動車道から南下するルートを予定している。なお、連系変電所への搬出入路は、県道 516 号並びに市道幹第 9 号線を経由するルートを予定している。

- ①南ルート：山陽自動車道の山陽姫路西 IC から県道 545 号及び県道 67 号（主要地方道姫路大河内線）を経て事業実施想定地域に至るルート
- ②北ルート：中国自動車道の夢前スマート IC から県道 67 号（主要地方道姫路大河内線）を経て事業実施想定地域に至るルート

車両台数は、工事用車両・搬入車両（大型車）が最大 135 台/月程度（5～6 台/日）、通勤車両（小型車）が 100～400 台/月程度（5～20 台/日）を予定している。車両台数は、可能な限り低減するよう努める。



3-2-9 環境保全対策

環境保全対策は、以下のとおりとする。

(1) 大気質、騒音、振動

- ・建設機械等については、可能な限り低炭素型、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種を使用するとともに、日常の整備点検の励行により、大気汚染、騒音、振動等の影響の低減を図る。
- ・新たな土地の造成（切土・盛土等）は原則実施せず、周辺地域への粉じんの飛散防止を図る。
- ・工事関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音、振動を軽減するため、車両の適切な運行管理により、集中化を避ける。
- ・工事関係車両が周辺道路で待機（路上駐車）することがないように、工事区域内に速やかに入場させる。また、不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導・徹底する。
- ・工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、建設機械等の稼働台数を削減し大気汚染、騒音、振動の軽減に努める。
- ・パワーコンディショナー等の発電設備の稼働に伴う騒音及び低周波音による影響が極力発生しないように、設備設置に際しては、民家等の保全対象との離隔距離を十分に確保する。

(2) 水質

- ・工事区域内では可能な限りアスファルト等の舗装はせず、地下水環境の保全に努める。

(3) 動植物

- ・現地調査により、当該地域において重要な動植物の生息及び生育が確認された場合には、本事業による環境影響を可能な限り回避、低減、代償する方法を検討する。また、可能な限り改変区域に生息・生育する重要な動植物の個体の保全に努める。
- ・残置森林を確保することにより、可能な限り動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- ・工事関係車両の走行による野生生物との交通事故を回避するため、走行速度の制限や工事関係者への注意喚起に努める。

(4) 廃棄物

- ・工事では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は原則実施しない。
- ・伐採樹木は有効な活用方法を検討し、再利用に努める。なお、再利用できない枝葉は関係法令を遵守し、適切に廃棄処分する。
- ・建設廃棄物は分別を徹底し、極力リサイクルに努めるとともに、リサイクルできないものは、関係法令に基づき適正に処理する。
- ・事業実施時に発生する使用済みの太陽光パネルは、リサイクルも含め、適切な方法で処理する。

(5) 景観

- ・残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮する。

(6) その他

- ・工事中の車両の運行は、通勤・通学時間帯やスクールゾーンを極力避けることとし、民家近傍では走行速度の制限や工事関係者への注意喚起に努め、交通安全に配慮する。また、工事区域の出入口には、必要に応じて誘導員を配置する。
- ・工事中は巡回警備を行い、工事完了後はパネルエリア及び変電設備周辺に立入禁止措置（立入防止柵の設置）を行うことで、防犯・安全管理に努める。
- ・残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、温室効果ガスの吸収源としての樹木の保全に努める。
- ・工事の実施にあたっては、出来る限り作業の効率化を図り、車両の搬入・搬出には出来る限り高効率の建設機械、低燃費の運搬車両を用い、建設機械等の稼働を必要最小限に抑えることで、工事に伴う温室効果ガスの排出量低減に努める。
- ・太陽電池からの反射光が、実施区域周辺の住宅や道路に影響を及ぼさないように、事業実施区域の外周部分を残置森林等で囲む。

第2章 早期事前調査等の結果等

1 複数案の設定

「環境影響評価指針」（平成10年1月9日、兵庫県告示第28号）では、計画段階配慮事業に係る位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本としている。

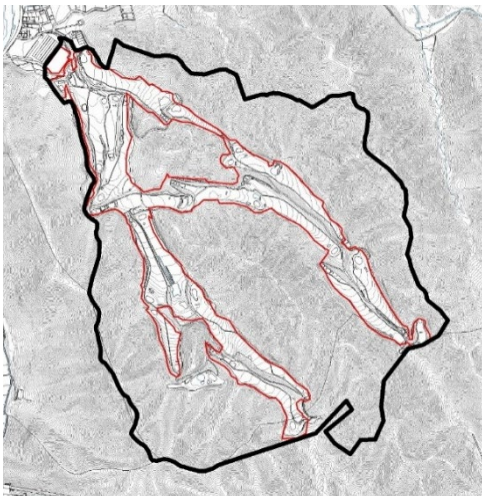
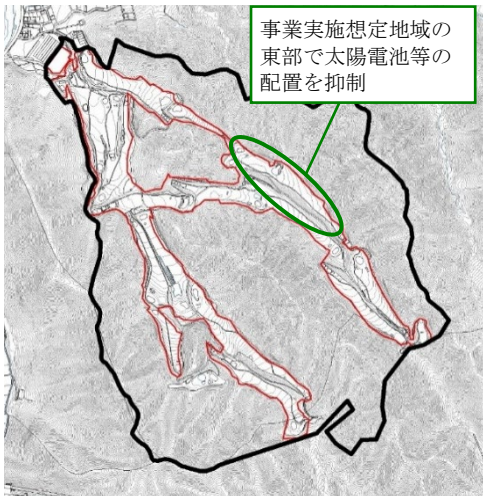
本事業では、社会インフラ整備状況を踏まえ事業候補地を設定し、法令等の規制状況及び学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等への配慮を行った上で事業実施想定地域を設定している。

本事業では、新たな土地を開発して太陽光電池等の設備を配置する行為は、事業性及び環境保全の観点より適さないものと考え、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全等の条件が整っている箇所を選定することとし、既設のゴルフ場を事業実施想定地域とした。

一方、事業規模については、環境保全を図ったうえで最大となるよう計画した。

以上より、複数案の設定については、図1.3-2～図1.3-3及び表1.3-2に示した位置・規模で本事業を実施することを前提条件とし、配置に関する複数案を設定することとする（表2.1.1参照）。

表 2.1.1 複数案の設定の考え方

共通する基本方針	・ 姫路書写ハートフルゴルフクラブ所有地を事業実施想定地域とする。 ・ ゴルフコース等に利用するために改変済の土地を太陽電池等設置検討範囲とし、原則として新たな土地造成、樹木伐採（コース間の区切りに植栽された樹木を除く）、調整池の新設などの土地改変は実施しない。 ・ 事業規模は、現段階で設置可能と考えられる太陽光パネルの枚数及び単機出力より設定。	
複数案の設定方針	太陽光パネルの配置に違いを持たせて、複数案を設定する。	
複数案の考え方 事業実施想定地域 太陽電池等設置検討範囲	【A案】 ゴルフコースとして利用されているエリア（コース間の区切りとして利用されている樹林部を含む）について満遍なく太陽電池等を配置する。	【B案】 A案に対し、事業実施想定地域西側に位置する眺望点から比較的眺望しやすい東部の太陽電池等の配置を抑制する。
	 事業実施想定地域：約 115ha 太陽電池等設置範囲：約 31ha 非改変区域（残置森林）：約 84ha	 事業実施想定地域の東部で太陽電池等の配置を抑制 事業実施想定地域：約 115ha 太陽電池等設置範囲：約 31ha 非改変区域（残置森林）：約 84ha

2 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

本事業に関連する法令又は条例の規定による許認可等は、表 2.2.1 のとおりである。

表 2.2.1 本事業に関連する法令又は条例の規定による許認可等

関係法令	適用区分
大規模開発及び取引事前指導要綱第3条（昭和50年2月 兵庫県告示第185号）	協議
重要調整池の設置等に関する要綱第4条（平成25年4月 兵庫県）	協議
砂防法第4条（明治30年 法律第29号）	申請
景観法第8条（平成16年 法律第110号）	届出
森林法第34条の2（昭和26年 法律第249号）	届出
土壤汚染対策法第4条第1項（平成14年 法律第53号）	届出
兵庫県立自然公園条例第11条（昭和38年7月 条例第80号）	届出
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条（平成12年 法律第104号）	届出
道路法第32条（昭和27年 法律第180号）	申請
道路交通法第77条第1項（昭和35年 法律第105号）	申請
太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年3月 条例第14号）	届出

3 特別地域の分布状況

対象区域には、「環境影響評価に関する条例」（平成 9 年 3 月 27 日兵庫県条例第 6 号、最終改正：平成 27 年 6 月 26 日）第 2 条第 3 号に示す「特別地域」に該当する地域が含まれる。同条例別表第 2 に指定された特別地域の分布状況については、以下のとおりである。

3-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区

事業実施想定地域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年 4 月 25 日）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は表 2.3.1 及び図 2.3.1 のとおりであり、事業実施想定地域の一部（連系変電所のエリア含む）が特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

表 2.3.1 鳥獣保護区等の指定状況（令和 7 年度）

区分	名称	所在地	面積（ha）
鳥獣保護区	姫路市	姫路市	761
鳥獣保護区	書写山	姫路市	113（38）
鳥獣保護区	増位山	姫路市	862
鳥獣保護区	桜山	姫路市	761
特定猟具使用禁止区域（銃器）	姫路	姫路市	15,903
特定猟具使用禁止区域（銃器）	姫路市白鳥池	姫路市	100
特定猟具使用禁止区域（銃器）	油押大池	姫路市	5
特定猟具使用禁止区域（銃器）	書写	姫路市	126
特定猟具使用禁止区域（銃器）	城山	姫路市	155
特定猟具使用禁止区域（銃器）	寺 CSR	姫路市	210

注：（）内は鳥獣保護区特別保護地区の内数。

出典：「兵庫県環境部自然鳥獣共生課資料」（令和 8 年 1 月ヒアリング、兵庫県環境部自然鳥獣共生課）

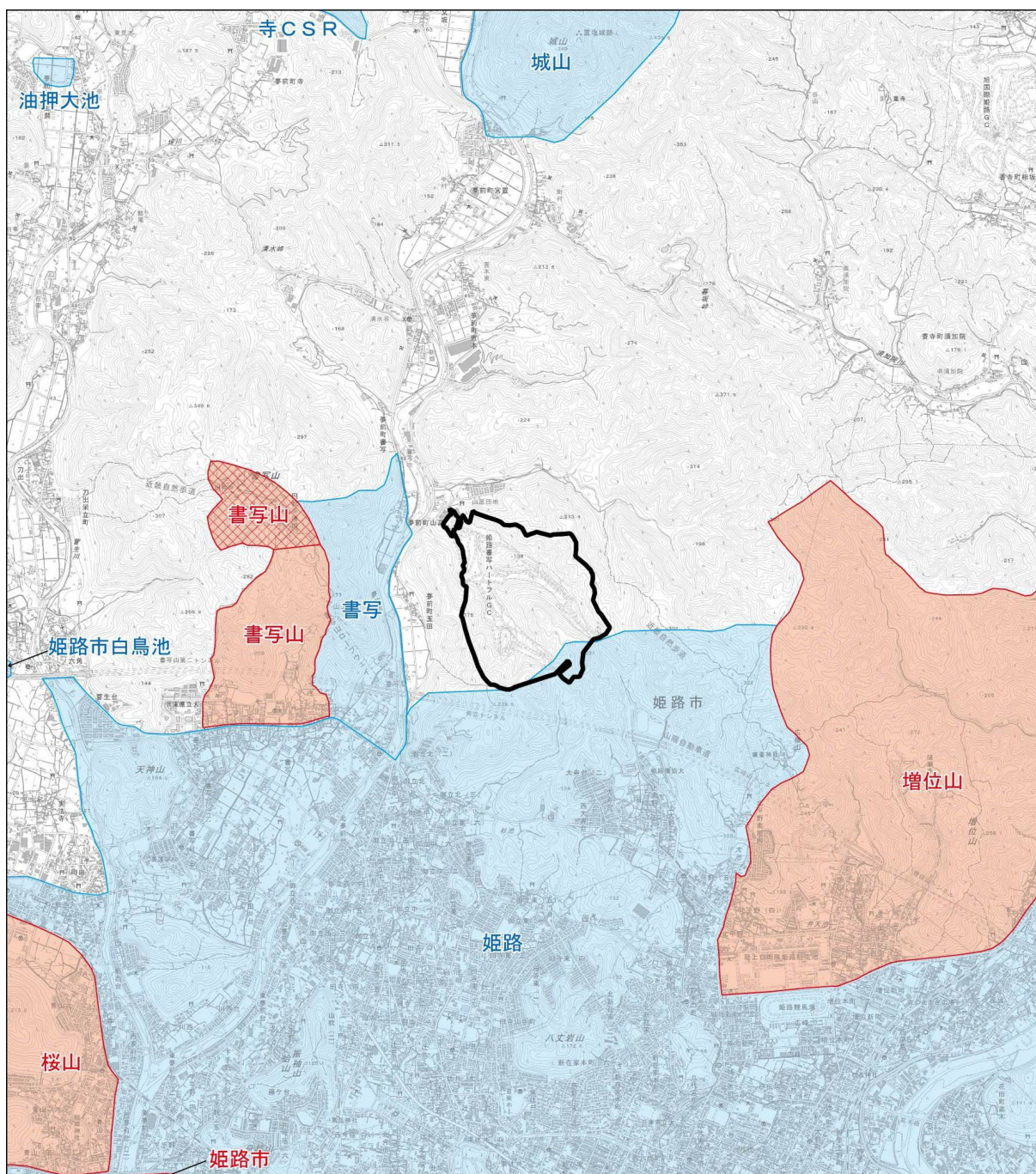
3-2 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域

事業実施想定地域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 7 年 5 月 30 日）に基づく保安林の指定状況は図 2.3.2 のとおりであり、事業実施想定地域内の一部（連系変電所エリア含む）が保安林に指定されている。

3-3 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域

事業実施想定地域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく国立公園及び国定公園の指定はない。

出典：「自然公園」（令和 8 年 1 月閲覧、兵庫県 HP）



凡 例

-  事業実施想定地域
-  県指定鳥獣保護区
-  県指定鳥獣保護区特別保護地区
-  特定猟具使用禁止区域（銃器）



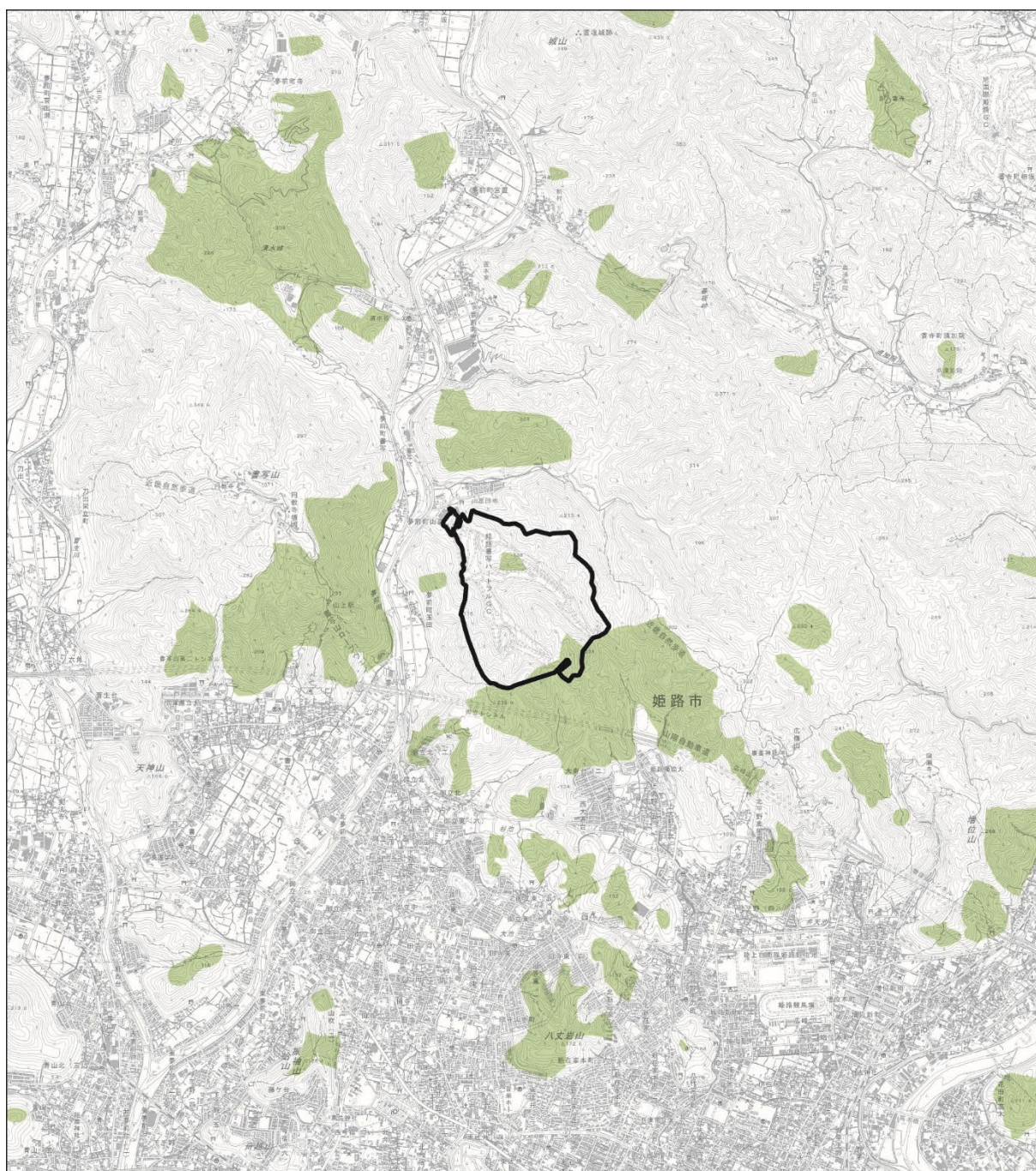
1:50,000

0 500 1,000 2,000
m

図 2.3.1

鳥獣保護区等

出典：「令和7年度兵庫県鳥獣保護区等位置図」（令和7年11月更新、兵庫県 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。



凡 例

- 事業実施想定地域
- 保安林



0 500 1,000 2,000
m

図 2.3.2
保安林

出典：「国土数値情報 森林地域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

3-4 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた同条第 2 項に規定する近郊緑地特別保全地区

事業実施想定地域及びその周囲における「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年法律第 103 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）に基づく近郊緑地特別保全地区の指定はない。

出典：「近郊緑地保全区域（令和 2 年 3 月 31 日現在）」（令和 8 年 1 月閲覧、兵庫県 HP）

3-5 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化調整区域及び同法第 8 条第 1 項の規定により定められた同項第 7 号に規定する風致地区

事業実施想定地域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日）に基づく市街化調整区域指定状況は図 2.3.3 のとおりであり、事業実施想定地域の一部（連系変電所エリア含む）が市街化調整区域に指定されている。風致地区の指定はない。

出典：B「風致地区制度」（令和 8 年 1 月閲覧、兵庫県 HP）

3-6 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定により市町が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

事業実施想定地域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づく農用地区域の指定状況は図 2.3.4 のとおりである。

3-7 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域

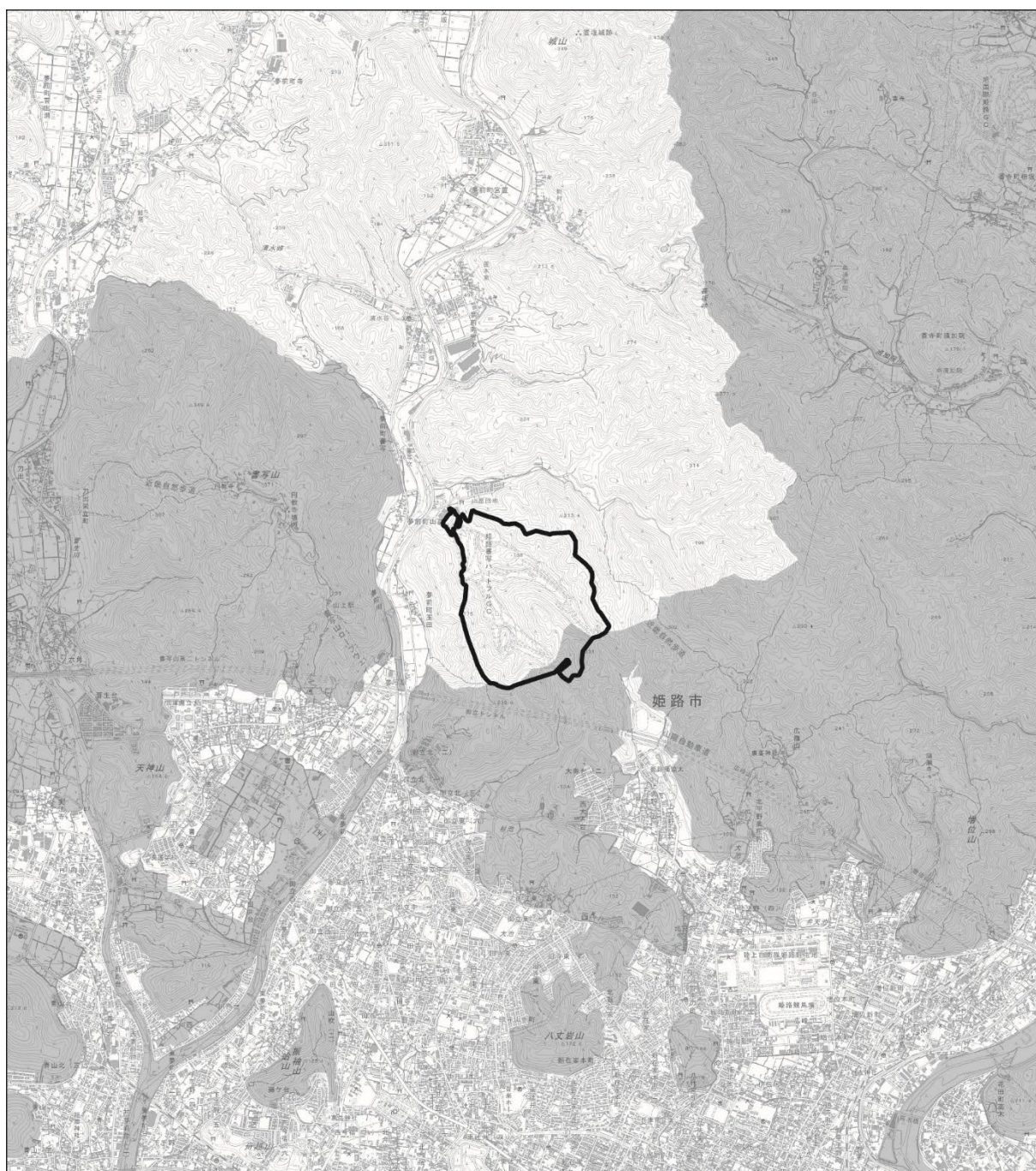
事業実施想定地域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定はない。

出典：「自然環境保全地域」（令和 8 年 1 月閲覧、環境省 HP）

3-8 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区

事業実施想定地域及びその周囲における「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

出典：「令和 6 年都市計画現況調査（令和 6 年 3 月 31 日現在）」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）



凡 例

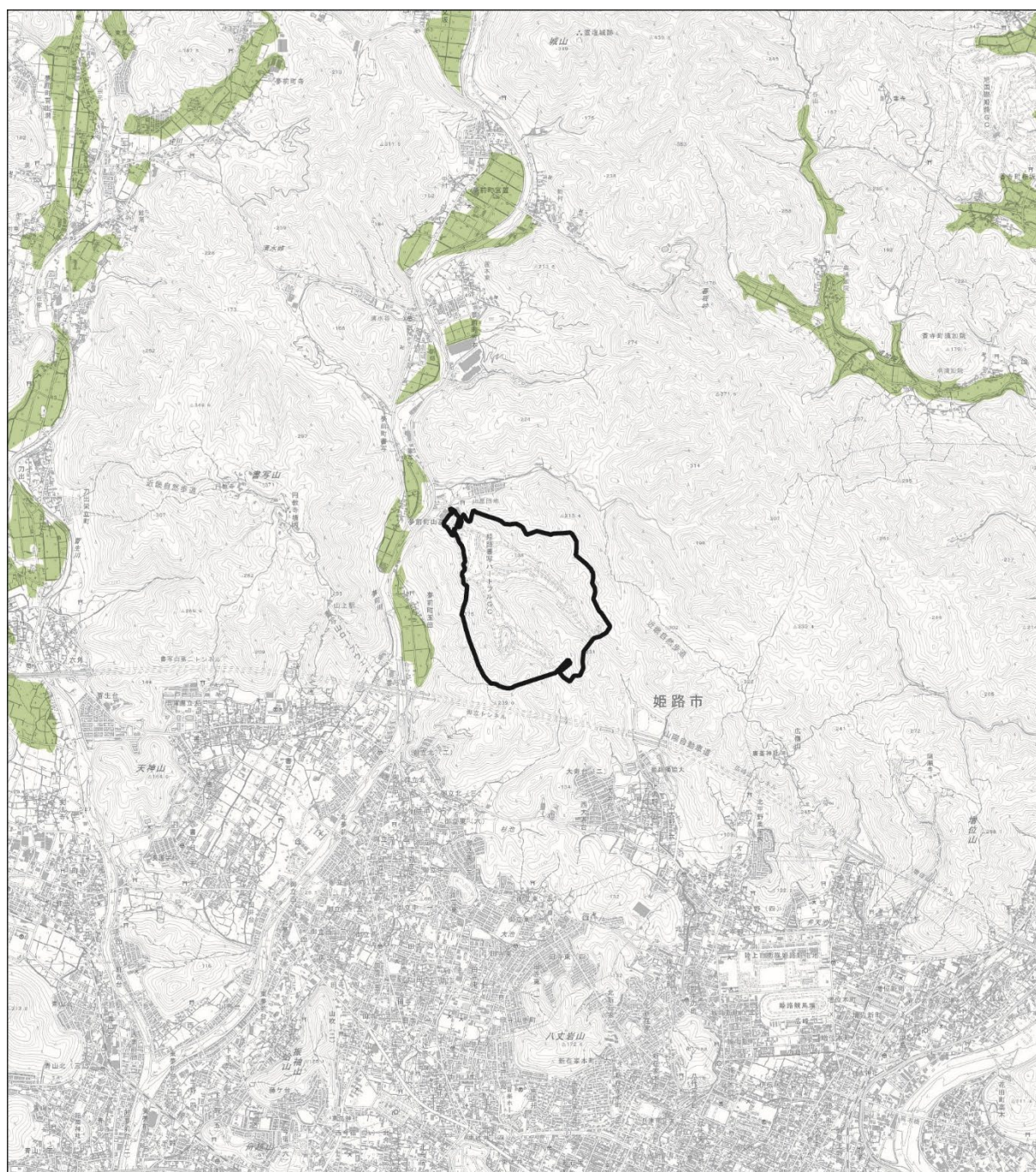
-  事業実施想定地域
-  市街化調整区域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.3.3
市街化調整区域

出典：「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。



凡 例

-  事業実施想定地域
-  農用地区域



0 500 1,000 2,000 m

図 2.3.4
農用地区域

出典：「国土数値情報 農業地域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

3-9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区

事業実施想定地域及びその周囲における「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく生息地等保護区の指定はない。

出典：「生息地等保護区（令和3年7月時点）」（令和8年1月閲覧、環境省HP）

3-10 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域

事業実施想定地域及びその周囲における「兵庫県立自然公園条例」（昭和38年兵庫県条例第80号、最終改正：令和7年3月25日）に基づく自然公園の指定状況は表2.3.2及び図2.3.5のとおりであり、事業実施想定地域内の大部分が西播丘陵県立自然公園に指定されている。

表 2.3.2 兵庫県立自然公園条例に基づく自然公園の指定状況

名称	当初指定年月日	公園面積 (ha)	関係市町
西播丘陵県立自然公園	昭和34年7月21日	6,433 (内、特別地域849)	姫路市・相生市・たつの市

出典：「令和7年度版 環境白書」（令和8年6月閲覧、兵庫県HP）

3-11 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第89条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域、同条例第100条第1項の規定により指定された自然海浜保全地区及び同条例第104条第1項の規定により指定された指定野生動植物種保存地域

事業実施想定地域及びその周囲における「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和7年3月25日）に基づく自然環境保全地域の指定状況は表2.3.3及び図2.3.6のとおりである。環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び指定野生動植物種保存地域の指定はない。

表 2.3.3 環境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域の指定状況

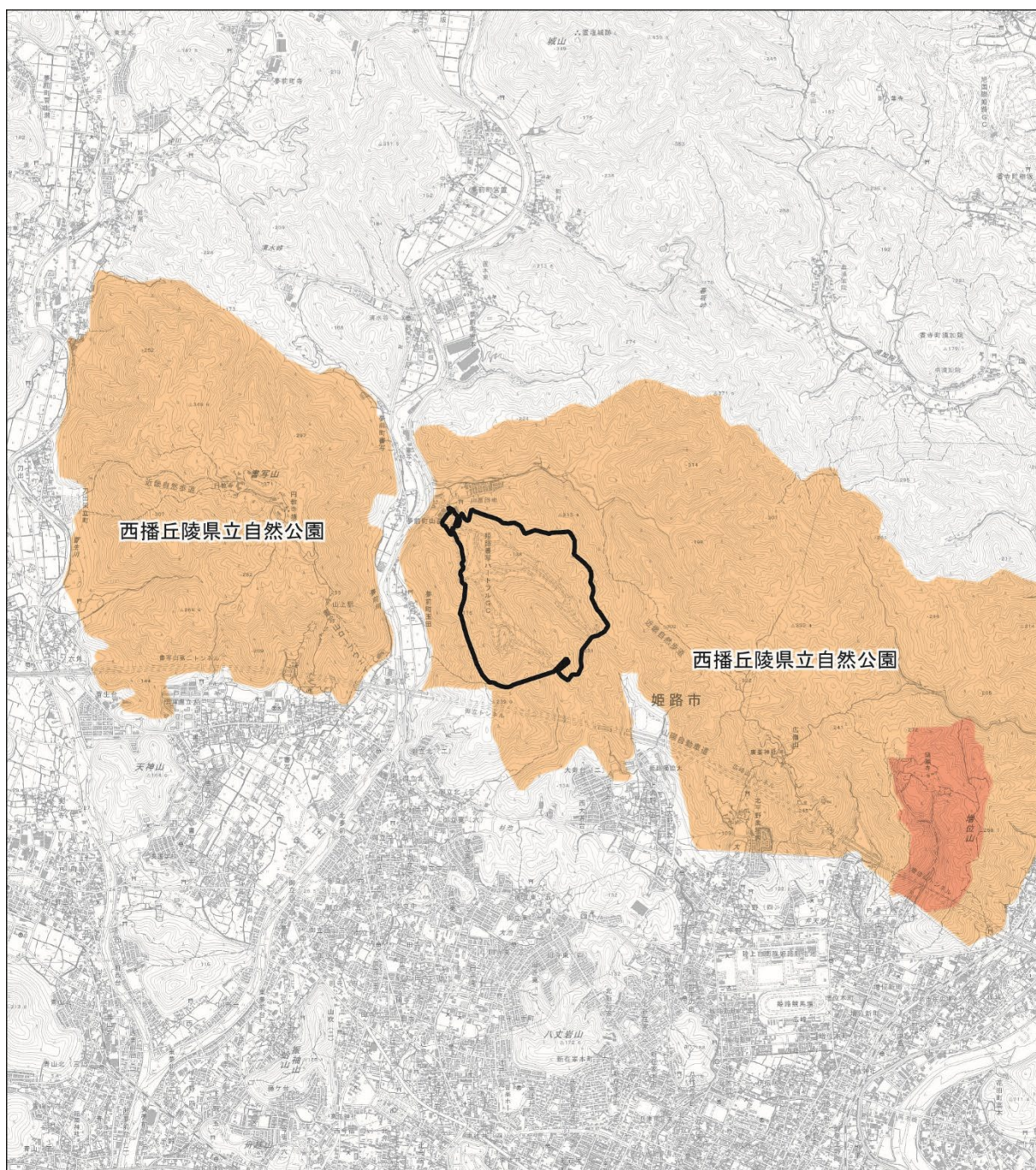
名称	指定年月日	面積等 (ha)	所在地
八徳山自然環境保全地域	昭和49年3月12日	37.1（うち特別区域：13.2）	姫路市
置塩城跡自然環境保全地域	昭和49年3月12日	101.2（うち特別区域：7.3）	姫路市

出典：「自然環境保全地域等」（令和8年1月閲覧、兵庫県HP）

3-12 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域（同条例第9条第1項第1号に掲げる区域）

事業実施想定地域及びその周囲における「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（平成6年兵庫県条例第16号、最終改正：平成21年3月23日）第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域の指定はない。

出典：「緑条例の運用（西播磨地域）」（令和8年1月閲覧、兵庫県HP）



凡 例

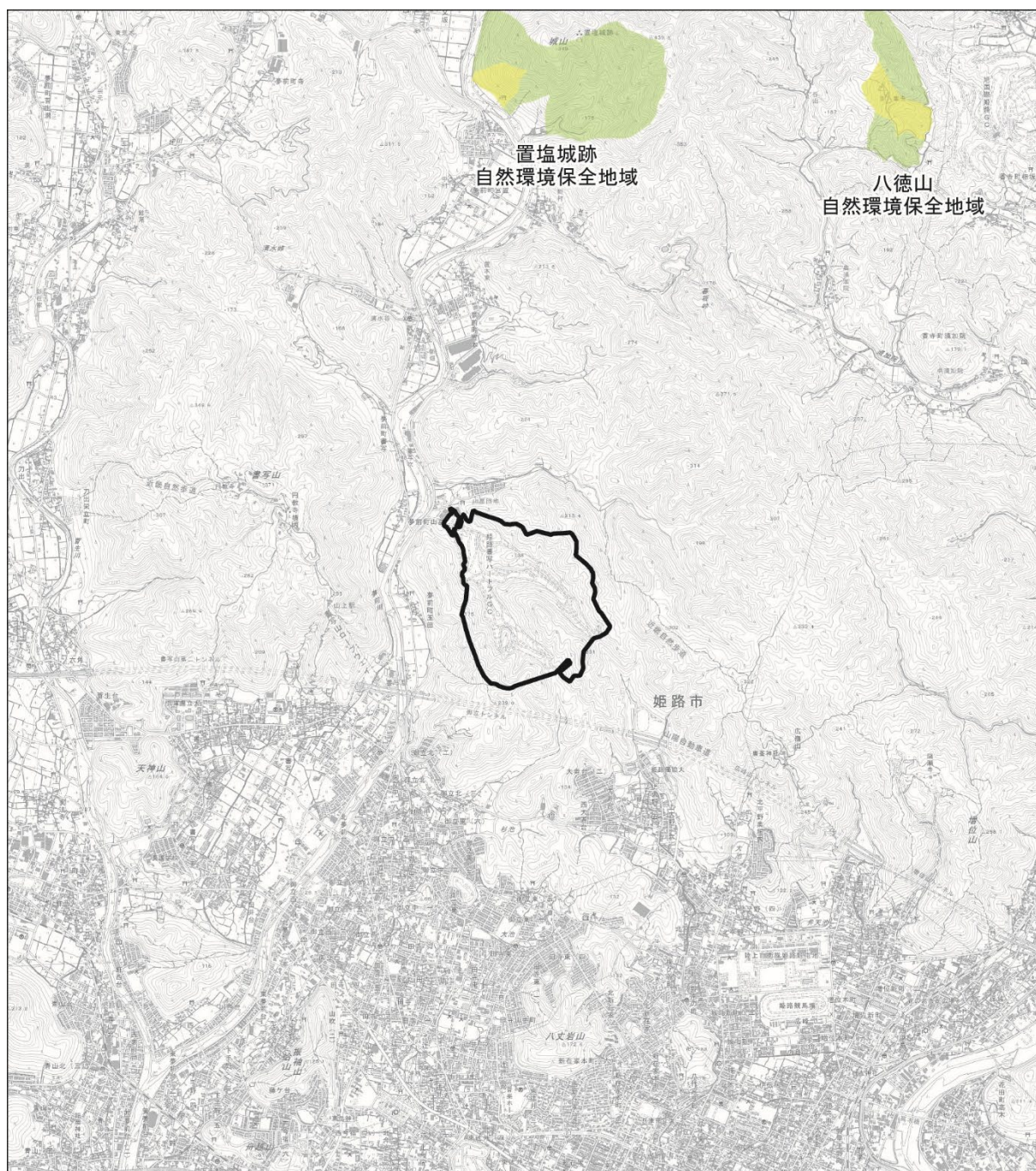
-  事業実施想定地域
-  兵庫県立自然公園
-  兵庫県立自然公園（特別地域）



0 500 1,000 2,000
m

図 2.3.5
兵庫県立自然公園条例に基
づく自然公園の指定状況

出典：「国土数値情報 自然公園地域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。



凡 例

- 事業実施想定地域
- 兵庫県自然環境保全地域
- 兵庫県自然環境保全地域（特別地区）



0 500 1,000 2,000
m

図 2.3.6
自然環境保全地域の指定状況

出典：「環境アセスメントデータベース」（令和8年1月閲覧、環境省HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

4 早期事前調査等の結果等

4-1 早期事前調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

委託者	名 称：AMP12 合同会社 代表者：AMP1 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博 所在地：東京都千代田区内神田一丁目 3 番 7 号 401 あすな会計事務所内
受託者	名 称：国際航業株式会社 代表者：代表取締役社長 藤原 協 所在地：東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号

4-2 早期事前調査等の結果等

早期事前調査の結果の概要は、表 2.4.1 に示すとおりである。

表 2.4.1(1) 早期事前調査の結果の概要

調査項目		概要
社会的状況	人口等	- 姫路市における人口の推移は、緩やかな減少傾向にあり、令和 8 年 5 月現在で約 51.7 万人となっている。 - 令和 3 年 6 月 1 日現在の姫路市の産業別就業者数は「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の占める割合が高い。
	交通	- 事業実施想定地域の西側に位置する主要地方道 67 号姫路神河線の昼間 12 時間交通量は 9,963 台となっている。 - 事業実施想定地域南西側に JR 西日本姫新線が、南東側に JR 西日本播但線が整備されており、最寄り駅としては事業実施想定地域の南東側約 4.1km に余部駅が、南東側約 3.7km に野里駅がある。また、事業実施想定地域の西側約 1.0km には書写山ロープウェイが整備されている。
	土地利用	- 姫路市では地目別土地利用の約半分が山林であり、次いで、宅地、田、雑種地となっている。 - 事業実施想定地域はゴルフ場と森林となっている。
	水域とその利用	- 事業実施想定地域周辺には夢前川水系である二級河川の夢前川、船場川水系である二級河川の大野川が流れている。 - 事業実施想定地域周辺は、姫路市上下水道局の給水区域となっている。 - 事業実施想定地域周辺を流れる夢前川には内水面漁業権が設定されている。
	生活環境及び資源利用状況	- 事業実施想定地域最寄りの環境保全についての配慮が特に必要な施設は、東洋大学附属姫路中学校、姫路獨協大学などがある。 - 事業実施想定地域の北西側を中心に住宅が広がっている。
	各種計画の策定状況等	事業実施想定地域が位置する兵庫県姫路市では「姫路市環境基本計画」（令和 3 年 3 月）、「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和 5 年 3 月改正）などの計画が策定されている。
	公害防止に係る指定・規制状況	公害防止に係る指定・規制状況として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づく環境基準、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）等に基づく規制基準がある。
	特別地域の指定状況	「3 特別地域の分布状況」とおりである。
環境の状況	大気汚染	- 姫路特別地域気象観測所の令和 7 年の年平均気温は 16.6℃、年間降水量は 971.0mm、年平均風速は 2.6m/s、日照時間は 2,312.9 時間である。 - 事業実施想定地域の周辺には、一般局である八代測定局、飾西測定局、香寺測定局等が設置されている。
	水質汚濁	事業実施想定地域周辺を流れる夢前川では 2 箇所（書写橋、清水橋）で水質調査が実施されており、令和 6 年度は pH、DO が環境基準を超過する月がみられた。
	土壌汚染	- 事業実施想定地域は主として残積性未熟土壌及び岩石地からなっている。 - 事業実施想定地域のある姫路市内には「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域は複数箇所存在するが、要措置区域の指定はない。
	騒音・低周波音	- 事業実施想定地域周辺では県道 67 号において自動車騒音の測定が行われており、昼間、夜間ともに環境基準に適合している。 - 事業実施想定地域が位置する姫路市において、3 地点で新幹線騒音測定が行われており、全ての地点で環境基準を超過している。
	振動	- 事業実施想定地域周辺では道路交通振動、環境振動等の公表された測定結果は確認できない。なお、令和 6 年度の姫路市内における振動に係る苦情は 7 件存在する。 - 事業実施想定地域が位置する姫路市において、新幹線振動測定は行われていない。
	地盤沈下	事業実施想定地域が位置する姫路市において地盤沈下は確認されていない。
	悪臭	事業実施想定地域周辺における悪臭の状況について、公表された測定結果は確認できない。なお、令和 6 年度の姫路市内における悪臭に係る苦情 35 件存在する。
	廃棄物等	姫路市における令和 5 年度の最終処分量は 14,223t である。

表 2.4.1(2) 早期事前調査の結果の概要

調査項目		概要
環境 の 状 況	地形・地質	- 事業実施想定地域の地形分類区分は丘陵地の大起伏丘陵地、山地の小起伏丘陵地からなっている。 - 事業実施想定地域は火山性岩石である流紋岩類、未固結堆積物（泥・砂・礫）で、連系変電所エリアは固結堆積物（泥質岩）からなっている。 - 事業実施想定地域周辺には重要な地形・地質として「増位山の準平原」等が存在する。
	植物	- 事業実施想定地域は、ゴルフ場・芝地、アベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集等で構成されている。 - 重要な種として、260 種が確認された。
	動物	- 重要な種として、哺乳類 5 種、鳥類 156 種、爬虫類 7 種、両生類 12 種、昆虫類 146 種、魚類 31 種、陸産貝類 31 種、底生動物 108 種が確認された。 - 事業実施想定地域は大部分が西播丘陵県立自然公園に含まれ、周辺には鳥獣保護区も存在する。
	生態系	事業実施想定地域は大部分が西播丘陵県立自然公園に含まれ、事業実施想定地域の一部（連系変電所エリア含む）が保安林となっている。
	文化財	事業実施想定地域周辺には、国指定文化財、兵庫県指定文化財並びに相生市指定文化財が存在する。また、事業実施想定地域周辺には文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、いずれも事業実施想定地域内には存在しない。
	人と自然との触れ合い活動の場	事業実施想定地域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場として、近畿自然歩道等の遊歩道を中心に分布している。
	景観	事業実施想定地域周辺の景観資源として、書写山や広嶺山、そうめん滝等が存在する。眺望点としては、書写山に設置されているミオロッソ書写、書写山参道展望台、広峰山展望広場等が挙げられる。
	日照・反射光	事業実施想定地域に最も近い気象観測所である姫路特別地域気象観測所における令和 7 年の日照時間は 2,312.9 時間である。
	地盤	- 事業実施想定地域の一部が保安林となっている。 - 事業実施想定地域内及びその周囲に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域等の指定区域が存在している。

4-3 環境影響要因と環境要素の分析及び選定結果

4-3-1 影響を及ぼす環境影響要因の抽出

本事業の実施による環境影響要因は、表 2.4.2 に示すとおりである。

環境影響要因は、「環境影響評価指針」（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）に基づき、工事、存在、供用について設定した。

表 2.4.2 本事業による環境影響要因

環境影響要因		内容
工事	建設機械の稼働	・対象事業実施区域における建設機械の稼働
	工事用車両の走行	・対象事業実施区域周辺の道路における工事用車両の走行
	造成等の施工による一時的な影響	・工事に伴う裸地の出現 ・造成中の降雨に伴う雨水の排水 ・伐採等に伴う廃棄物等の発生
存在	地形の改変及び施設の存在	・土地利用の改変（各種自然資源の減少） ・構造物（太陽光パネル、変電設備等）の存在
供用	施設の稼働	・設備（変電設備等）の稼働

4-3-2 影響が及ぶ環境要素の把握

環境要素は、「環境影響評価指針」（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）に基づき、環境の保全と創造に係るものとして、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・低周波音、振動、地盤沈下、悪臭、廃棄物等、地形・地質、植物、動物、生態系、文化財、人と自然との触れ合い活動の場、景観、日照、地球温暖化、オゾン層破壊、反射光及び地盤の計 20 項目を基本とした。

各環境要素について、本事業の実施を及ぼすおそのの有無は、表 2.4.3 に示すとおりである。

表 2.4.3 本事業の実施による影響を及ぼすおそれの有無

環境影響要因 環境要素		工事			存在	供用		影響を及ぼすおそれの有無
		工事用車両の走行	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働	設置物の撤去	
大気汚染	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	○	○					工事用車両の走行、建設機械の稼働に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響が考えられる。
	粉じん等	○	○					工事用車両の走行、建設機械の稼働に係る粉じん等の影響が考えられる。
水質汚濁	流況変化、水の濁り			○	○			事業実施想定地域及びその周辺には河川が存在するため、太陽光パネル設置等の基礎工事に伴う濁水の発生、土地利用の改変及び施設の存在に伴う雨水排水の流況の変化や水質への影響が考えられる。
	水の汚れ							本事業は、水質汚濁は発生しないため、影響はないと考えられる。
土壌汚染	土壌汚染							事業実施段階において土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等の関係法令に基づき適切に処理するため、土壌汚染を拡散させる可能性は極めて小さく、本事業の実施に伴う影響はないと考えられる。
騒音・低周波音	騒音	○	○			○		工事用車両の走行、建設機械の稼働に伴う騒音の影響や、施設の稼働時のパワーコンディショナーの稼働に伴う騒音の影響が考えられる。
振動	振動	○	○					工事用車両の走行、建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられる。
地盤沈下	地下水位の変動							本事業は、新たな土地の造成（切土・盛土等）は原則実施しない。また、地下水のくみ上げも実施しないため、地盤沈下への影響はないと考えられる。
悪臭	悪臭							本事業は、悪臭防止法及び同法施行令に定める物質は発生しないため、影響はないと考えられる。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○			○	建設工事に伴う廃棄物が発生する。また、施設の稼働に伴い太陽電池の撤去等により産業廃棄物が発生する。
	残土							残土については新たな土地の造成（切土・盛土等）は原則実施しないため、残土は発生しない。
地形・地質	重要な地形及び地質							事業実施想定区域及びその周辺において、重要な地形・地質は存在しないため、影響はないと考えられる。
植物	植生、貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性			○	○			事業実施想定地域及びその周辺において、重要な種及び重要な群落が確認されているため、造成等の施工による一時的な影響や、地形の改変及び施設の存在による影響が考えられる。
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性			○	○			事業実施想定地域及びその周辺において、重要な種及び注目すべき生息地が確認されているため、造成等の施工による一時的な影響や、地形の改変及び施設の存在による影響が考えられる。
生態系	既存生態系、貴重な生態系及び生態系の構造			○	○			事業実施想定地域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が確認されているため、造成等の施工による一時的な影響や、地形の改変及び施設の存在による影響が考えられる。
文化財	指定文化財、埋蔵文化財包蔵地							事業実施想定地域に指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから本事業による影響はないため、本事業の実施に伴う影響は考えられない。
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の改変、自然的特性、利用状況	○			○			事業実施想定地域及びその周辺において、人と自然との触れ合い活動の場が確認されており、工事用車両の走行による影響や、自然との触れ合い活動の場の改変による影響が考えられる。
景観	眺望変化、重要な景観資源				○			事業実施想定地域及びその周辺において、主要な眺望点及び景観資源が存在し、施設の存在に係る景観への影響が考えられる。
日照	影となる状況							本事業では、高層建築物等を建設しないため、本事業の実施に伴う影響はないと考えられる。
地球温暖化	温室効果ガス排出量	○	○					工事用車両の走行、建設機械の稼働により温室効果ガスが発生するため、影響が考えられる。
オゾン層破壊	特定物質の排出量							本事業では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」（平成6年9月26日政令第308号）に定められた特定物質は発生しないため、影響はないと考えられる。
反射光	反射光の範囲、時刻、時間数、影響を受けやすい場所				○			事業実施想定地域の周辺には集落があるため、施設の存在による影響が考えられる。
地盤	土地の安定性				○			工事により土地の安定性への影響が考えられることから、影響が考えられる。

注 1) 環境要素の区分については、「環境影響評価指針」（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）に基づき作成

注 2) 「○」：影響が考えられる環境要素
「空白」：影響がないと考えられる環境要素

4-3-3 環境影響要因と環境要素の分析及び選定結果

早期段階配慮事項の項目は、前項で示した本事業の実施により影響が及ぼすと考えられる環境要素から、事業特性及び早期事前調査を踏まえて、重大な影響のおそれのある環境要素として、表 2.4.4 に示すとおり「植物」、「動物」、「生態系」、「景観」及び「地盤」の 5 項目を選定した。

なお、本図書においては、現時点では工事計画の詳細が検討段階であること、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、工事による影響は対象としないこととした。工事による影響については、事業計画が固まる概要書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施する。

また、選定した理由及び選定しなかった理由については、表 2.4.5 に示すとおりである。

表 2.4.4 早期段階配慮事項の選定

環境要素		環境影響要因		工事		存在	供用	
		搬出入	工事用資材等の	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働	設置物の撤去
大気汚染	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	×	×					
	粉じん等	×	×					
水質汚濁	流況変化				×	×		
	水の濁り				×	×		
	水の汚れ							
土壌汚染	土壌汚染							
騒音・低周波音	騒音	×	×				×	
振動	振動	×	×					
地盤沈下	地下水位の変動							
悪臭	悪臭							
廃棄物等	建設工事に伴う副産物				×			×
	残土							
地形・地質	地形の改変、地質の変化							
植物	植生、貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性				×	○		
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性				×	○		
生態系	既存生態系、貴重な生態系及び生態系の構造				×	○		
文化財	指定文化財、埋蔵文化財包蔵地							
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の改変、自然的特性、利用状況	×				×		
景観	眺望変化、重要な景観資源					○		
日照	影となる状況							
地球温暖化	温室効果ガス排出量	×	×					
オゾン層破壊	特定物質の排出量							
反射光	反射光の範囲、時刻、時間数、影響を受けやすい場所					×		
地盤	土地の安定性					○		

注：環境要素の区分については、「環境影響評価指針」（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）に基づき作成

「○」：影響が考えられ、早期段階配慮事項の項目として選定する項目

「×」：工事計画等が決定していないこと、また、影響が限定的と考えられることから、早期段階配慮事項の項目として選定しない項目

「空白」：影響がないと考えられる項目

網掛け■は、「発電所アセス省令」の「太陽光発電所別表第五」の参考項目

表 2.4.5(1) 早期段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由

環境要素		環境影響要因		選定	選定する理由又は選定しない理由
大気汚染	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	工事	工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う窒素酸化物、浮遊粒子状物質による影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
	粉じん等	工事	工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う粉じん等による影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う粉じん等による影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
水質汚濁	流況変化、水の濁り	工事	造成等の施工による一時的な影響	×	本事業では新たな土地の造成は原則として行わないこと、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		存在	地形の改変及び施設の使用	×	本事業で予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、既存の排水施設により、濁水の流出を防止することで、重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
騒音・低周波音	騒音	工事	工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う騒音の影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う騒音の影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		供用	施設の稼働	×	事業実施想定地域の周辺には複数の集落が存在するものの、パワーコンディショナー等の騒音を発生する施設の配置計画や低騒音型施設の採用等により、影響を低減できることから、早期段階配慮事項として選定しない。

表 2.4.5(2) 早期段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由

環境要素		環境影響要因		選定	選定する理由又は選定しない理由
振動	振動	工事	工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う振動の影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴い振動の影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物、残土	工事	造成等の施工による一時的な影響	×	本事業では新たな土地の造成は原則として行わないこと、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		供用	設置物の撤去	×	事業終了後の太陽電池の撤去等により産業廃棄物が発生する可能性があるが、今後の太陽電池の廃棄や再資源化等の方策については、国等のガイドラインに沿って適切に検討し、今後の手続きでそれらを明らかにするため、早期段階配慮事項として選定しない。
植物	植生、貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性	工事	造成等の施工による一時的な影響	×	事業実施想定地域及びその周辺には重要な種及び重要な群落が確認されており、造成等の施工による一時的な影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		存在	地形の改変及び施設の使用	○	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な種及び重要な群落が確認されており、地形の改変及び施設の使用による影響のおそれがあることから、早期段階配慮事項として選定する。
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性	工事	造成等の施工による一時的な影響	×	事業実施想定地域及びその周辺には重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、造成等の施工による一時的な影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		存在	地形の改変及び施設の使用	○	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、地形の改変及び施設の使用による影響のおそれがあることから、早期段階配慮事項として選定する。
生態系	既存生態系、貴重な生態系、生態系の構造	工事	造成等の施工による一時的な影響	×	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が確認されており、造成等の施工による一時的な影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		存在	地形の改変及び施設の使用	○	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が確認されており、地形の改変及び施設の使用による影響のおそれがあることから、早期段階配慮事項として選定する。

表 2.4.5(3) 早期段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由

環境要素		環境影響要因		選定	選定する理由又は選定しない理由
人と自然との 触れ合い活動 の場	人と自然との触れ合い活動の場の 改変、自然的特性、 利用状況	工事	工事用車両の走行	×	事業実施想定地域及びその周辺において、人と自然との触れ合い活動の場が確認されており、工事用車両の走行による影響のおそれがあるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
		存在	地形の改変及び施設の存在	×	事業実施想定地域及びその周辺において、人と自然との触れ合い活動の場が確認されているが、本事業で人と自然との触れ合い活動の場へ直接改変等を行わないため、早期段階配慮事項として選定しない。
景観	眺望変化、重要な景観資源	存在	地形の改変及び施設の存在	○	事業実施想定地域の周辺には、主要な眺望点及び景観資源が確認されており、地形の改変及び施設の存在に伴う景観への影響のおそれがあることから、早期段階配慮事項として選定する。
地球温暖化	温室効果ガス排出量	工事	工事用車両の走行	×	工事用資材等運搬車両の運行に伴い温室効果ガスが排出されるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが排出されるが、配慮書段階では配置や工事計画が決定していないこと、予定する工事の内容は他の一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下であり、工事中の重大な環境影響が想定されないことから、早期段階配慮事項として選定しない。
反射光	反射光の範囲、時刻、時間数、影響を受けやすい場所	存在	地形の改変及び施設の存在	×	既存資料調査により、事業実施想定地域の周辺には複数の集落が存在し、施設の存在に伴い反射光の発生のおそれがあるが、太陽電池の設置角度等が未定であるため、今後の手続きで詳細を明らかにすることから、早期段階配慮事項として選定しない。
地盤	土地の安定性	存在	地形の改変及び施設の存在	○	事業実施想定地域に斜面等の土地の安定性に関連する地形・地質等が存在し、地形の改変及び施設の存在に伴い土地の安定性が変化することから、早期段階配慮事項として選定する。

4-4 環境配慮のための調査、予測及び評価の結果

4-4-1 植物

(1) 調査

① 調査事項

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・植物の重要な種の状況
- ・重要な植物群落の状況
- ・巨樹・巨木林、天然記念物等の状況

② 調査方法

調査方法は、既存文献等の収集整理とした。

③ 調査地域

調査地域は、事業実施想定地域及びその周囲とした。

④ 調査結果

1) 植物の重要な種

既存資料調査の結果、重要な種として、260 種が確認された。

調査結果及び生態的特性から、これらの重要な種は表 2.4.6 の環境に生育すると考えられる。

表 2.4.6(1) 重要な種の主な生育環境

No.	目名	科名	種和名	選定基準		主な生育環境				
				環境省 RL	兵庫県 RDB	水辺	水田	樹林	草地	耕作地
1	ハラタケ	ヌメリガサ	アケボノタケ		注			○	○	
2		シメジ	ホンシメジ		注			○		
3		キシメジ	ハエトリシメジ		注			○		
4			マツタケモドキ	NT	注			○		
5		オオモミタケ	モミタケ		注			○		
6		モエギタケ	ナガエノスギタケ		注			○		
7	イグチ	イグチ	タマノリイグチ		A				○	
8	ビョウタケ	キンカクキン	キツネノワン		注			○		○
9			キツネノヤリタケ		注			○		○
10	チャワソウタケ	ベニチャワソウタケ	キツネノサカズキ	VU	A			○		
11		ノボリリュウタケ	ミミズサタケ		注			○		
12		フクロシトネタケ	シャグマアミガサタケ		注			○		
13		セイヨウショウロ	クルミタケ		調			○		
14			イボセイヨウショウロ		調			○		
15			ホンセイヨウショウロ		調			○		
16	ボタンタケ	バツカクキン	アブラゼミタケ		B			○		
17		オフィオコルディ セプス	ウメムラセミタケ		調			○		
18			ミヤマタンポタケ		調	○		○		
19	オオイシソウ	オオイシソウ	オオイシソウ	VU	A	○				
20	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク	NT	C	○				
21			イシカワモズク	CR+EN	A	○				
22			アオカワモズク	NT	C	○				
23			ホソカワモズク	VU	A	○				
24			ユタカカワモズク	CR+EN	地	○				
25	シャジクモ	シャジクモ	シャジクモ	VU	C	○				
26			イトシャジクモ類	CR+EN	B	○				
27			ヒメフラスコモ	CR+EN	A	○				
28			ハデフラスコモ	CR+EN	A	○				
29			オオシャジクモ	CR+EN	A	○				
30	ウロコゴケ	クラマゴケモドキ	カギク ラマゴケモドキ		A	○		○		
31	センボンゴケ	センボンゴケ	ニセイシバイゴケ		B			○		
32		カタシロゴケ	ヒメイサワゴケ		B			○		
33	ホンマゴケ	ハリガネゴケ	ヤマハリガネゴケ		C			○	○	
34	イヌマゴケ	ツルゴケ	イトヒバゴケ	CR	A			○		○
35			ツルゴケ		B			○		
36		イタチゴケ	トガリイタチゴケ		B			○		
37		ナワゴケ	カトウゴケ	NT	A	○		○		
38			キノクニキヌタゴケ		C			○		
39		ハイヒモゴケ	イトゴケ		B	○		○		
40		ヒラゴケ	セイナンヒラゴケ		C			○		
41			フトスズゴケ		C			○		
42		ハイヒモゴケ	オオミミゴケ		A			○		
43		ミヤベゴケ	タチヒラゴケ		A			○		
44	ハイゴケ	ハイゴケ	ヒロハクシノハゴケ		A			○		
45			キノクニイチイゴケ		B	○		○		
46	アブラゴケ	アブラゴケ	イバラゴケ		C	○		○		
47	ヒカゲノカ ズラ	ヒカゲノカズラ	ミズスギ		C	○	○			
48			マンネンスギ		B			○		
49	ハナヤスリ	ハナヤスリ	アカハナワラビ		B			○		
50			ハマハナヤスリ		B	○			○	
51	マツバラ	マツバラ	マツバラ	NT	B			○		

表 2.4.6(2) 重要な種の主な生育環境

No.	目名	科名	種和名	選定基準		主な生育環境				
				環境省 RL	兵庫県 RDB	水辺	水田	樹林	草地	耕作地
52	ウラボシ	イノモトソウ	ヒメミズワラビ		C	○	○			
53			ナチシダ		B			○		
54		チャセンシダ	クモノスシダ		B	○		○		
55			イヌチャセンシダ		C	○		○		
56			アオガネシダ		A			○		
57			フクロシダ		C			○		
58		メシダ	ハコネシケチシダ		C			○		
59			カラクサイヌワラビ		B	○		○		
60			イッポウワラビ		A			○		
61			ミヤコイヌワラビ		C			○		
62			ルリデライヌワラビ		B			○		
63			ヒカゲワラビ		B			○		
64			ウスバミヤマノコギリシダ		B			○		
65			シロヤマシダ		C			○		
66		オシダ	ヒロハヤブソテツ		B			○		
67			ミヤマクマワラビ		C			○		
68			ナガバノイタチシダ		B			○		
69		ウラボシ	アオネカズラ		C			○		
70			イワヤナギシダ		C			○		
71			クリハラン		C			○		
72			イワオモダカ		A			○		
73	マツ	マツ	ゴヨウマツ		C			○		
74	スイレン	スイレン	サイコクヒメコウホネ		C	○				
75	センリョウ	センリョウ	キビヒトリシズカ	VU	B			○		
76			センリョウ		C			○		
77	コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ		C	○				
78		ウマノスズクサ	ウマノスズクサ		C				○	
79			フタバアオイ		B			○		
80	オモダカ	サトイモ	ホソバテンナンショウ		C			○	○	
81			ムサシアブミ		B			○		
82			オオハング		C			○		
83		チシマゼキショウ	ハナゼキショウ		C	○				
84		トチカガミ	クロモ		C	○				
85			トチカガミ	NT	EX	○				
86			ミズオオバコ	NT	C	○	○			
87			セキショウモ		B	○				
88	ヤマノイモ	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ		B			○		
89	クサスギカズラ	ラン	ヒナラン	VU	B	○			○	
90			マメヅタラン	NT	C			○		
91			ムギラン	NT				○		
92			エビネ	NT	C			○		
93			ナツエビネ	VU	B			○		
94			ギンラン		C			○		
95			キンラン	NT	C			○		
96			ササバギンラン		B			○		
97			クマガイソウ	VU	B			○		
98			カキラン		C	○				
99			ミズトンボ	NT	C	○				
100			ムカゴソウ	VU	B				○	

表 2.4.6(3) 重要な種の主な生育環境

No.	目名	科名	種和名	選定基準		主な生育環境				
				環境省 RL	兵庫県 RDB	水辺	水田	樹林	草地	耕作地
101	クサスギカズ ラ	ラン	アオフタバラン		B			○		
102			サギソウ	NT	B	○				
103			ヤマサギソウ	VU	C				○	
104			コバノトンボソウ		C				○	
105			トキソウ	NT	C	○				
106			クモラン		B			○		
107			カヤラン		C			○		
108		アヤメ	ノハナショウブ		C	○			○	
109			カキツバタ	NT	B	○				
110		ススキノキ	ユウスゲ		C	○			○	
111			ノカンゾウ		B				○	○
112	イネ	ガマ	ミクリ	NT	C	○				
113			ナガエミクリ	NT	C	○				
114		ホシクサ	ヤマトホシクサ	VU	C	○	○			
115		イグサ	ヒメコウガイゼキショウ		C	○	○			
116			ドロイ		B	○				
117		カヤツリグサ	コウキヤガラ		B	○				
118			ベニイトスゲ		C			○		
119			オオナキリスゲ		C			○		
120			ヤマジスゲ		B			○		
121			オオタマツリスゲ		B	○		○		
122			フサスゲ		B			○		
123			アオバスゲ		C			○		
124			タカネマスクサ		C			○		
125			マメスゲ		B				○	
126			センダイスゲ		B			○		
127			ホソバカンスゲ		B			○		
128			カガシラ	VU	B	○				
129			ヤリハリイ		C	○	○			
130			イヌクログワイ		B	○	○			
131			オオヌマハリイ		C	○				
132			イソヤマテンツキ		C	○				
133			ネビキグサ		B	○				
134			トラノハナヒゲ		B	○				
135			タイワンヤマイ		C		○			
136			フトイ		調	○				
137			ノグサ		C				○	
138			マツカサススキ		B	○				
139		イネ	ヒロハノハネガヤ		C			○		
140			イトスズメガヤ		調				○	○
141			ナルコビエ		C				○	
142			ウンヌケモドキ	NT	C				○	
143			ウンヌケ	VU	B				○	
144			ムツオレグサ		C	○	○			
145			イワタケソウ		B	○		○		
146			タチネズミガヤ		C			○		
147			スズメノコビエ		B				○	
148			タキキビ		C			○		
149			ムカゴツヅリ		B				○	
150			ウキシバ		C	○				

表 2.4.6(4) 重要な種の主な生育環境

No.	目名	科名	種和名	選定基準		主な生育環境				
				環境省 RL	兵庫県 RDB	水辺	水田	樹林	草地	耕作地
151	イネ	イネ	オニシバ		C	○				
152			ナガミノオニシバ		C	○				
153	キンポウゲ	ケシ	ヤマキケマン		A			○		
154		キンポウゲ	オオバショウマ		C			○		
155			カザグルマ	NT	B			○		
156			セツブンソウ	NT	C			○		
157			シギンカラマツ		B			○		
158	ツゲ	ツゲ	フッキソウ		B			○		
159	ユキノシタ	ユキノシタ	コガネネコノメソウ		C	○				
160		ベンケイソウ	ツメレンゲ	NT	C				○	○
161			メノマンネングサ		C	○				
162			タイトゴメ		C	○				
163	ハマビシ	ハマビシ	ハマビシ	EN	EW	○				
164	マメ	マメ	ハマナタマメ		B	○				
165			サイカチ		調	○		○		
166			マキエハギ		B				○	
167		ヒメハギ	ヒナノカンザシ		C	○				
168	バラ	グミ	ナツアサドリ		C			○		
169		クロウメモドキ	オオクマヤナギ		C			○		
170			ヨコグラノキ		B			○		
171			ハマナツメ	NT	調	○				
172		バラ	エドヒガン		C			○		
173			クサボケ		C			○	○	
174			バクチノキ		C			○		
175			カワラサイコ		B	○				
176			シロヤマブキ	EN	調			○		
177			モリイバラ		C			○		
178			オオバライチゴ		B			○		
179			コジキイチゴ		C			○		
180	ウリ	ウリ	ゴキヅル		C	○				
181	キントラノオ	トウダイグサ	ニシキソウ		C					○
182			イワタイゲキ		B	○				
183			タカトウダイ		B				○	
184		スミレ	コミヤマスミレ		C			○		
185	ムクロジ	ムクロジ	カジカエデ		C			○		
186			ヒナウチワカエデ		C			○		
187			ムクロジ		C			○		
188	アブラナ	アブラナ	オオマルバコンロンソウ	EN	B	○		○		
189			ミズタガラシ		B	○	○			
190			コイヌガラシ	NT	C	○	○			
191	ナデシコ	イソマツ	ハマサジ	NT	C	○				
192		タデ	サデクサ		C	○				
193			ヌカボタデ	VU	B	○				
194			ニオイタデ		B				○	
195			コギシギシ	NT	調	○				○
196		モウセンゴケ	イシモチソウ	NT	C	○				
197			コモウセンゴケ		C	○				
198		ナデシコ	ワチガイソウ		B			○		
199		ヒユ	ホソバハマアカザ		C	○				
200			イソホウキギ		EX	○				

表 2.4.6(5) 重要な種の主な生育環境

No.	目名	科名	種和名	選定基準		主な生育環境				
				環境省 RL	兵庫県 RDB	水辺	水田	樹林	草地	耕作地
201	ナデシコ	ヒユ	イワアカザ	CR	調	○				
202			ハママツナ		B	○				
203	ツツジ	カキノキ	トキワガキ		B			○		
204		サクラソウ	クサレダマ		B	○				
205			タイミンタチバナ		C			○		
206		ツツジ	ウメガサソウ		B			○		
207			シャクジョウソウ		C			○		
208			ホンシャクナゲ		C			○		
209			ヒカゲツツジ		C			○		
210			アカヤシオ		B			○		
211	リンドウ	アカネ	ジュズネノキ		C			○		
212			サツマイナモリ		B			○		
213			ヤマトグサ		A			○		
214			カギカズラ		B			○		
215		リンドウ	ムラサキセンブリ	NT	B				○	
216			イヌセンブリ	NT	C	○				
217		マチン	チトセカズラ	VU	C			○		
218			ホウライカズラ		C			○		
219			アイナエ		C	○				
220		キョウチクトウ	ケテイカカズラ		調			○		
221			コカモメヅル		C				○	
222	ナス	ナス	ヤマホロシ		C			○		
223	ムラサキ	ムラサキ	サウルリソウ		A			○		
224	シソ	モクセイ	セツツイボタ		調			○		
225		オオバコ	アブノメ		C	○	○			
226			キクガラクサ	NT	B			○		
227			クワガタソウ		B			○		
228			イヌノフグリ	NT	C				○	
229			カワヂシャ	NT	C	○	○			
230		ゴマノハグサ	オオヒナノウスツボ		B			○	○	
231		シソ	ヤマジソ	NT	C				○	
232			ミゾコウジュ	NT	B				○	○
233			ミヤマナミキ		B			○		
234			ナミキソウ		B	○				
235		ハマウツボ	ゴマクサ	NT	B	○				
236			クチナシグサ		C			○		
237			キヨスミウツボ		B			○		
238			オオヒキヨモギ	NT					○	
239		タヌキモ	ノタヌキモ	VU	C	○				
240			ムラサキミミカキグサ	NT	C	○				
241		キツネノマゴ	オギノツメ		B	○				
242			スズムシバナ		B			○		
243	モチノキ	モチノキ	タマミズキ		C			○		
244	キク	ミツガシワ	アサザ	NT	B	○				
245		キク	ヌマダイコン		C	○				
246			ホソバナヤマハハコ		A				○	
247			カワラハハコ		B	○				
248			フクド	NT	B	○				
249			ヒメヨモギ		B				○	
250			ヤマジノギク		C				○	

表 2.4.6(6) 重要な種の主な生育環境

No.	目名	科名	種和名	選定基準		主な生育環境				
				環境省 RL	兵庫県 RDB	水辺	水田	樹林	草地	耕作地
251	キク	キク	オケラ		C				○	
252			ノジギク		C	○				
253			サケバヒヨドリ		調			○	○	
254			オグルマ		C	○	○			
255			ノニガナ		C		○			○
256			ハマニガナ		C	○				
257			ハンカイソウ		C			○	○	
258	セリ	トベラ	コヤスノキ	NT	C			○		
259		セリ	ボタンボウフウ		B	○				
260	マツムシソウ	スイカズラ	ナベナ		B			○	○	
合計	46 目	98 科	260 種	66 種	258 種	101 種	15 種	141 種	40 種	10 種

注：2. 環境省 RL CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧

注：3. 兵庫県 RDB Ex：絶滅 EW：野生絶滅（維管束植物に適用） A：Aランク B：Bランク C：Cランク
地：地域絶滅危惧種（淡水藻類に適用） 注：要注目 調：要調査

2) 重要な植物群落

事業実施想定地域には重要な植物群落は存在しないが、表 2.4.7 及び図 2.4.1 のとおり、北側に八徳山八葉寺のコジイ群落等がある。

表 2.4.7 事業実施想定地域及びその周辺の重要な植物群落等

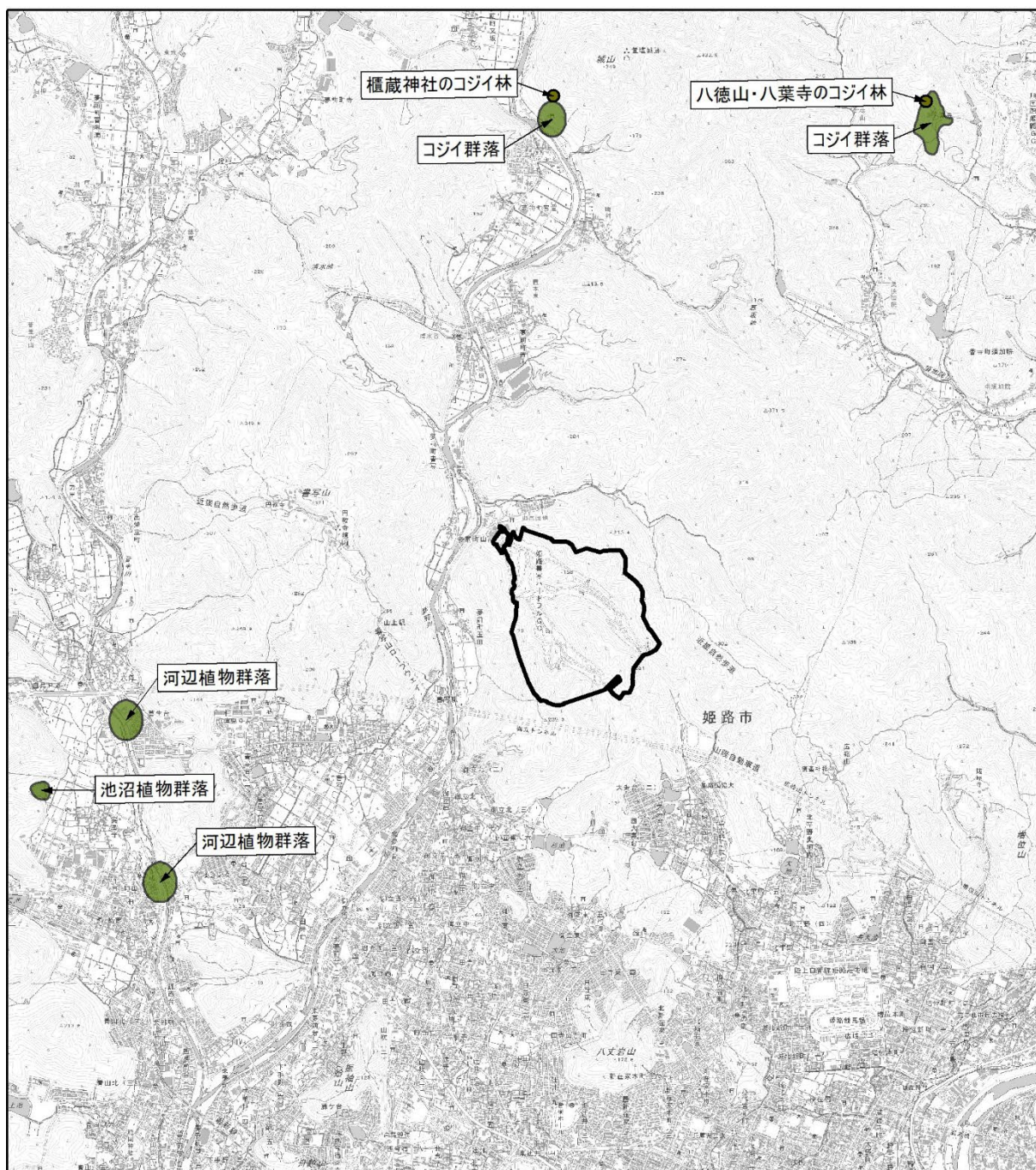
名称	場所	選定基準
河辺植物群落	菅生川町田橋下流右岸	C
河辺植物群落	菅生川新六角川下流左岸	C
河辺植物群落	市川山陽自動車道上流右岸	C
河辺植物群落	市川大橋下流左岸	C
コジイ群落	置塩城跡、櫃蔵神社	B
コジイ群落	八徳山八葉寺	B
池沼植物群落	伯母池	注
櫃蔵神社のコジイ林	櫃蔵神社	AB
八徳山・八葉寺のコジイ林	八徳山・八葉寺	AB

3) 巨樹・巨木林、天然記念物等

事業実施想定地域には巨樹・巨木林、天然記念物は存在しないが、表 2.4.8 及び図 2.4.2 のとおり、西側の書写山周辺にスギやツガの巨樹がある。

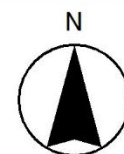
表 2.4.8 事業実施想定地域及びその周囲の巨樹・巨木林

No.	名称または樹種名	幹周囲 (cm)	樹高 (m)	備考
1	イチョウ	680	39	
2	スギ	470	28	
3	スギ	455	37	
4	ムクノキ	480	26	
5	イチョウ	445	27	
6	スギ	410	22	
7	スギ	835	35	
8	スギ	510	22	
9	ツガ	390	25	
10	モミ	300	32	
11	ムクノキ	470	25	
12	スギ	400	37	
13	ツガ	360	29	
14	スギ	380	30	
15	スギ	370	38	
16	スギ	360	35	
17	ムクノキ	600	17	
18	ビャクシン (千年松)	330	16	
19	ケヤキ	360	18	
20	ムクノキ	350	21	
21	ムクノキ	340	21	
22	ムクノキ	350	21	
23	スギ	300	30	
24	カヤ	420	14	
25	ムクノキ	410	15	
26	クスノキ	340	22	
27	子安の木 群落	—	—	姫路市指定天然記念物
28	檀蔵神社の大イチョウ	650	30	姫路市指定天然記念物
29	田川神社櫨の木	600	37	姫路市指定天然記念物



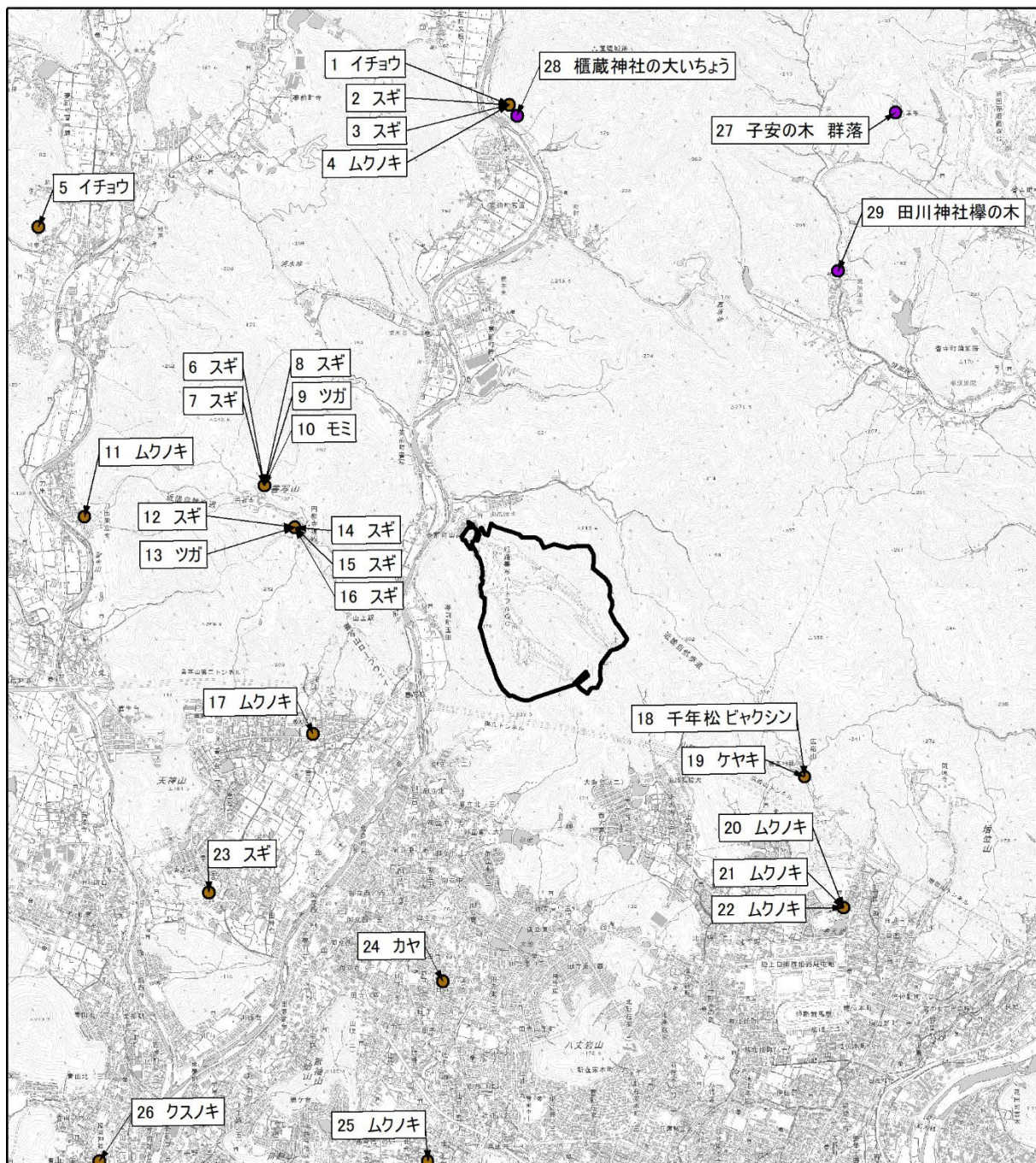
凡例

- 事業実施想定地域
- 重要な植物群落(特定植物群落)
- 重要な植物群落(兵庫県RDB2020)



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.1
重要な植生群落等

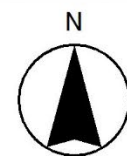


凡例

事業実施想定地域

巨樹・巨木林

姫路市天然記念物



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.2

巨樹・巨木林、天然記念物

図中の番号は、表 2.4.8 の No. を表す。

(2) 予測

① 予測事項

- ・植物の重要な種への影響
- ・重要な植物群落への影響
- ・巨樹・巨木林、天然記念物等への影響

② 予測方法

事業実施想定地域と重要な種、重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物等の重ね合わせにより直接改変に伴う影響の程度を整理するものとした。

③ 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

④ 予測結果

1) 植物の重要な種への影響

事業実施想定地域には主にゴルフ場・芝地、アベマキーコナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集等が広く分布している。調査結果に示す重要な種の主な生育環境を基に、重要な種への影響を予測した結果は表 2.4.9 のとおりである。

なお、A 案、B 案ともに、事業実施に伴う改変により影響を受ける生育環境は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

表 2.4.9(1) 重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	重要な種	予測結果
水辺	ミヤマタンポタケ、オオイシソウ、チャイロカワモズク、イシカワモズク、アオカワモズク、ホソカワモズク、ユタカカワモズク、シャジクモ、イトシャジクモ類、ヒメフラスコモ、ハデフラスコモ、オオシャジクモ、カギクラマゴケモドキ、カトウゴケ、イトゴケ、イバラゴケ、キノクニイチイゴケ、ミズスギ、ハマハナヤスリ、ヒメミズワラビ、クモノスシダ、イヌチャセンシダ、カラクサイヌワラビ、サイコクヒメコウホネ、ハンゲショウ、ハナゼキショウ、クロモ、トチカガミ、ミズオオバコ、セキショウモ、ヒナラン、カキラン、ミズトンボ、サギソウ、トキソウ、ノハナショウブ、カキツバタ、ユウスゲ、ミクリ、ナガエミクリ、ヤマトホシクサ、ヒメコウガイゼキショウ、ドロイ、コウキヤガラ、オオタマツリスゲ、カガシラ、ヤリハリイ、イヌクログワイ、オオヌマハリイ、イソヤマテンツキ、ネビキグサ、トラノハナヒゲ、フトイ、マツカサススキ、ムツオレグサ、イワタケソウ、ウキシバ、オニシバ、ナガミノオニシバ、コガネネコノメソウ、メノマンネングサ、タイトゴメ、ハマビシ、ハマナタマメ、サイカチ、ヒナノカンザシ、ハマナツメ、カワラサイコ、ゴキヅル、イワタイゲキ、オオマルバコンロンソウ、ミズタガラシ、コイヌガラシ、ハマサジ、サデクサ、ヌカボタデ、コギシギシ、イシモチソウ、コモウセンゴケ、ホソバハマアカザ、イソホウキギ、イワアカザ、ハママツナ、クサレダマ、イヌセンブリ、アイナエ、アブノメ、カワヂシャ、ナミキソウ、ゴマクサ、ノタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、オギノツメ、アサザ、ヌマダイコン、カワラハハコ、フクド、ノジギク、オグルマ、ハマニガナ、ボタンボウフウ	事業実施想定地域内にため池が存在し、ため池の直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池周辺の土地利用の変化等に伴い、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。

表 2.4.9(2) 重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	重要な種	予測結果
水田	ミズスギ、ヒメミズワラビ、ミズオオバコ、ヤマトホシクサ、ヒメコウガイゼキショウ、ヤリハリイ、イヌクログワイ、タイワンヤマイ、ムツオレグサ、ミズタガラシ、コイヌガラシ、アブノメ、カワヂシャ、オグルマ、ノニガナ	事業実施想定地域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
樹林	アケボノタケ、ホンシメジ、ハエトリシメジ、マツタケモドキ、モミタケ、ナガエノスギタケ、キツネノワン、キツネノヤリタケ、キツネノサカズキ、ミミズサタケ、シャグマアミガサタケ、クルミタケ、イボセイヨウショウロ、ホンセイヨウショウロ、アブラゼミタケ、ウメムラセミタケ、ミヤマタンポタケ、カギクラマゴケモドキ、ニセイシバイゴケ、ヒメイサワゴケ、ヤマハリガネゴケ、イトヒバゴケ、ツルゴケ、トガリイタチゴケ、カトウゴケ、キノクニキヌタゴケ、イトゴケ、オオミミゴケ、セイナンヒラゴケ、フトスズゴケ、タチヒラゴケ、イバラゴケ、ヒロハクシノハゴケ、キノクニイチゴケ、マンネンスギ、アカハナワラビ、マツバラン、ナチシダ、クモノスシダ、イヌチャセンシダ、アオガネシダ、フクロシダ、ハコネシケチシダ、カラクサイヌワラビ、イッポンワラビ、ミヤコイヌワラビ、ルリデライヌワラビ、ヒカゲワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、シロヤマシダ、ヒロハヤブソテツ、ミヤマクマワラビ、ナガバノイタチシダ、アオネカズラ、イワヤナギシダ、クリハラン、イワオモダカ、ゴヨウマツ、キビヒトリシズカ、センリョウ、フタバアオイ、ホソバテンナンショウ、ムサシアブミ、オオハング、ヒナノシャクジョウ、マメヅタラン、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、クマガイソウ、アオフタバラン、クモラン、カヤラン、ベニイトスゲ、オオナキリスゲ、ヤマジスゲ、オオタマツリスゲ、フサスゲ、アオバスゲ、タカネマスキサ、センダイスゲ、ホソバカンスゲ、ヒロハノハネガヤ、イワタケソウ、タチネズミガヤ、タキキビ、ヤマキケマン、オオバショウマ、カザグルマ、セツブンソウ、シギンカラマツ、フッキソウ、サイカチ、ナツアサドリ、オオクマヤナギ、ヨコグラノキ、エドヒガン、クサボケ、バクチノキ、シロヤマブキ、モリイバラ、オオバライチゴ、コジキイチゴ、コミヤマスマレ、カジカエデ、ヒナウチワカエデ、ムクロジ、オオマルバコンロンソウ、ワチガイソウ、トキワガキ、タイミンタチバナ、ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ホンシャクナゲ、ヒカゲツツジ、アカヤシオ、ジュズネノキ、サツマイナモリ、ヤマトグサ、カギカズラ、チトセカズラ、ホウライカズラ、ケテイカカズラ、ヤマホロシ、サウルリソウ、セツツイボタ、キクガラクサ、クワガタソウ、オオヒナノウスツボ、ミヤマナミキ、クチナシグサ、キヨスミウツボ、スズムシバナ、タマミズキ、サケバヒヨドリ、ハンカイソウ、コヤスノキ、ナベナ	事業実施想定地域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
草地	アケボノタケ、タマノリイグチ、ヤマハリガネゴケ、ハマハナヤスリ、ウマノスズクサ、ホソバテンナンショウ、ヒナラン、ムカゴソウ、ヤマサギソウ、コバノトンボソウ、ノハナショウブ、ユウスゲ、ノカンゾウ、マメスゲ、ノグサ、イトスズメガヤ、ナルコビエ、ウンヌケモドキ、ウンヌケ、スズメノコビエ、ムカゴツヅリ、ツメレンゲ、マキエハギ、クサボケ、タカトウダイ、ニオイタデ、ムラサキセンブリ、コカモメヅル、イヌノフグリ、オオヒナノウスツボ、ヤマジソ、ミゾコウジュ、オオヒキヨモギ、ホソバノヤマハハコ、ヒメヨモギ、ヤマジノギク、オケラ、サケバヒヨドリ、ハンカイソウ、ナベナ	事業実施想定地域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
耕作地	キツネノワン、キツネノヤリタケ、イトヒバゴケ、ノカンゾウ、イトスズメガヤ、ツメレンゲ、ニシキソウ、コギシギシ、ミゾコウジュ、ノニガナ	事業実施想定地域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

2) 重要な植物群落への影響

重要な植物群落は、事業実施想定地域内に存在しないことから、A 案、B 案ともに直接改変による影響はないと予測する。

3) 巨樹・巨木林、天然記念物等への影響

巨樹・巨木林、天然記念物等は、事業実施想定地域内に存在しないことから、A 案、B 案ともに直接改変による影響はないと予測する。

(3) 評価

① 評価手法

調査及び予測結果に基づき、複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度について評価した。

② 評価結果

事業実施想定地域及びその周囲に主な生育環境が存在する重要な種(260 種)のうち、水田、耕作地を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定地域内に生育環境が存在しないことから、直接改変による生育環境の変化に伴う影響はない。一方、水辺、樹林、草地を主な生育環境とする重要な種については、一部直接改変による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。重要な植物群落及び巨樹・巨木林、天然記念物は、事業実施想定地域内に存在しないことから、直接改変による影響はない。

また、A 案、B 案ともに、事業実施想定地域や改変により影響を受ける生育環境は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

なお、現時点では、これらの種については、早期事前調査による既存資料の調査結果のため、事業実施想定地域内における詳細な生育状況の情報を得られていないことから、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査により植物の生育状況を把握し、生育が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される事業実施想定地域に主な生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。
- ・今後の太陽電池等の配置等においては、重要な種の生育状況等を踏まえて検討する。
- ・ゴルフ場等の既改変の土地の活用により、樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な種の生育環境への影響の低減を図る。
- ・工事に使用する重機のタイヤ等の足回りに付着した泥の洗浄、緑化を行う際には地域の在来種を極力使用、種子吹付を行う際には侵略的外来種の種子が含まれていないものを使用等により、事業実施想定地域内に持ち込まないよう配慮する。
- ・工事用車両の事業実施想定地域からの退出時の足回り洗浄の実施、太陽光パネル配置箇所周辺の定期的な除草(草刈り)による侵略的外来種の異常繁茂抑制等により、事業実施想定地域外に持ち出さないよう配慮する。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、A 案、B 案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4-4-2 動物

(1) 調査

① 調査事項

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・重要な種の生息状況
- ・注目すべき生息地の分布状況

② 調査方法

調査方法は、既存文献等の収集整理とした。

③ 調査地域

調査地域は、事業実施想定地域及びその周囲とした。

④ 調査結果

1) 重要な種の生息状況

調査の結果、事業実施想定地域及びその周囲において、重要な種として哺乳類 5 種、鳥類 156 種、爬虫類 7 種、両生類 12 種、昆虫類 147 種、魚類 31 種、陸産貝類 31 種、底生動物 108 種が確認された。

調査結果及び生態的特性から、これらの重要な種は表 2.4.10～表 2.4.17 の環境を主な生息環境とすると考えられる。

表 2.4.10 重要な種の主な生息環境（哺乳類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境					
				種の 保存法	環境省 RL	兵庫県 RL	河 川	樹 林	草 地	市 街 地	洞 窟 等	高 山
1	モグラ	モグラ	ミズラモグラ		NT	調						○
2	コウモリ	キクガシラ コウモリ	キクガシラ コウモリ			調		○		○	○	
3		ヒナコウモリ	ヒナコウモリ			調		○		○	○	
4	ネコ	クマ	ツキノワグマ			注		○				
5	ネズミ	ネズミ	スミスネズミ			調		○				
合計	4 目	5 科	5 種	0 種	1 種	5 種	0 種	4 種	0 種	2 種	2 種	1 種

注：1. 環境省 RL

NT：準絶滅危惧

注：2. 兵庫県 RL

注：要注目、調：要調査

表 2.4.11(1) 重要な種の主な生息環境（鳥類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準				主な生息環境								
				文化財 保護法	種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	海 域	海 岸	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地	高 山
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	A						○	○		
2			ヤマドリ				注					○	○			
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天		NT	B		○	○	○					
4			コクガン	天		VU	注	○	○	○	○					
5			コハクチョウ				C	○	○	○	○					
6			オオハクチョウ				B	○	○	○	○					
7			ツクシガモ			DD	注	○	○	○						
8			オンドリ				B			○		○				
9			アメリカヒドリ				C	○	○	○			○			
10			シマアジ				C			○			○			
11			トモエガモ			DD	C		○	○						
12			ホシハジロ				NT		○	○	○					
13			アカハジロ				CR	注	○	○	○	○				
14			キンクロハジロ				VU		○	○	○					
15			スズガモ				NT		○	○	○					
16			ビロードキンクロ					B	○	○	○					
17			クロガモ					C	○	○	○					
18			ホオジロガモ					注	○	○	○					
19	アビ	アビ	アビ				調	○								
20			オオハム				調	○		○						
21	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	EN	A			○	○	○				
22	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	B	○	○							
23	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			CR	A			○						
24			ヨシゴイ			DD	A			○	○					
25			オオヨシゴイ		国内	CR	調			○						
26			ミゾゴイ			NT	A			○		○				
27			ゴイサギ			VU				○	○					
28			ササゴイ			VU	C			○	○					
29			アマサギ			EN				○	○		○			
30			チュウサギ			NT	C			○	○		○	○		
31			コサギ			VU				○	○	○				
32			クロサギ					B		○	○					
33			カラシラサギ					注		○	○	○				
34	ツル	クイナ	クイナ				B			○	○					
35			ヒメクイナ			DD	調			○	○					
36			ヒクイナ			NT	B			○	○					
37			バン			VU				○	○					
38	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				C					○				
39			カッコウ				注					○	○			
40	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	A					○	○			
41	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ			VU			○						○	
42			アマツバメ			VU			○				○		○	
43			ヒメアマツバメ				B						○	○	○	
44	チドリ	チドリ	ケリ			DD				○	○		○	○		
45			ダイゼン				C		○	○	○					
46			イカルチドリ				B			○						
47			シロチドリ			VU	A		○	○						
48			オオメダイチドリ				B		○							
49		ミヤコドリ	ミヤコドリ				C		○							
50		セイタカシギ	セイタカシギ				DD	B		○	○	○				

表 2.4.11(2) 重要な種の主な生息環境（鳥類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準				主な生息環境								
				文化財 保護法	種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	海 域	海 岸	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地	高 山
51	チドリ	シギ	ヤマシギ				B			○		○	○	○		
52			オオシギ			NT	B			○			○			
53			チュウシギ				B			○	○	○				
54			タシギ				C			○	○					
55			オグロシギ				B			○	○					
56			オオソリハシギ			VU	B		○	○						
57			ダイシャクシギ				B		○	○						
58			ホウロクシギ			VU	B		○	○						
59			ツルシギ			EN	B		○	○	○					
60			アカアシギ			CR	B		○	○						
61			コアオアシギ				B		○	○	○					
62			アオアシギ				B		○	○	○		○			
63			タカブシギ			VU	B			○	○					
64			ソリハシギ				B		○	○	○					
65			イソシギ				C		○	○						
66			キョウジョシギ			NT	C		○	○	○					
67			オビシギ				B		○	○	○					
68			コオビシギ				B		○	○	○					
69			ミユビシギ				B		○							
70			オジロトウネン				B			○	○					
71			ヒバリシギ				B			○	○					
72			ウズラシギ				B		○	○	○					
73			サルハマシギ				B		○	○	○					
74			ハマシギ			VU	C		○	○						
75			ヘラシギ		国内	CR	B		○	○						
76			キリアイ				B		○	○	○					
77			エリマキシギ				B		○	○	○					
78			アカエリヒレアシギ				調		○	○						
79		タマシギ	タマシギ			DD	B			○	○					
80		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	B		○	○			○			
81		カモメ	ズグロカモメ			VU	B		○							
82			ウミネコ			VU		○	○							
83			オオアジサシ			EN	注	○	○							
84			コアジサシ			EN	A		○							
85			アジサシ				調		○	○						
86			クロハラアジサシ				注		○	○						
87			ハズロクロハラアジサシ				調		○	○	○					
88	タカ	ミサゴ	ミサゴ				B	○	○	○						
89		タカ	ハチクマ			DD	B				○	○	○	○		
90			オジロワシ	天	国内	VU	B		○	○						
91			チュウヒ		国内	EN	A			○	○		○	○		
92			ハイイロチュウヒ				C			○			○			
93			ツミ				B					○	○	○		
94			ハイタカ			NT	C					○	○	○		
95			オオタカ			NT	B					○	○	○	○	
96			サシバ			VU	B				○	○	○	○		
97			ノスリ				B					○	○	○		
98			ケアシノスリ				B						○	○		

表 2.4.11(3) 重要な種の主な生息環境（鳥類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準				主な生息環境								
				文化財 保護法	種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	海 域	海 岸	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地	高 山
99	タカ	タカ	イヌワシ	天	国内	EN	A					○	○			
100			クマタカ		国内	EN	A					○				
101	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				B					○				
102			コノハズク				A					○				
103			アオバズク				B					○				
104			トラフズク				B					○				
105			コミミズク				B					○				
106	サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ				注						○	○		
107	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				B			○		○				
108			カワセミ				注			○						
109			ヤマセミ			VU	A			○						
110		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	A					○				
111	キツツキ	キツツキ	アリスイ				B					○	○	○		
112			アカゲラ				注					○				
113			アオゲラ				注					○				
114	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ				C		○			○	○	○		
115			チゴハヤブサ				C					○	○	○		
116			ハヤブサ		国内	NT	B		○				○	○	○	
117	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	DD	注					○				
118		サンショウクイ	サンショウクイ				注					○				
119		モズ	チゴモズ			EN	調					○				
120			アカモズ		国内	CR	C					○	○			
121		カラス	コクマルガラス				注					○	○	○		
122		ツリスガラ	ツリスガラ				B						○			
123		シジュウカラ	コガラ				注					○				
124		ムシクイ	メボソムシクイ				B					○				○
125		センニュウ	マキノセンニュウ			VU	調						○			
126			シマセンニュウ				注		○				○			
127			オオセッカ		国内	EN			○				○			
128			エゾセンニュウ				調					○	○			
129		ヨシキリ	オオヨシキリ				注			○			○			
130			コヨシキリ			NT	C			○			○			
131		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				C					○				
132		キミシリ	キミシリ				A					○				
133		ムクドリ	コムクドリ				注					○				
134		カワガラス	カワガラス				C			○						
135		ヒタキ	マミジロ				B					○				
136			コマドリ				A					○				
137			コルリ				A					○				
138			ルリビタキ				A					○				
139			ジョウビタキ				注				○	○	○	○	○	
140			ノビタキ				A				○		○	○		
141			コサメビタキ				C					○				
142			キビタキ				注					○	○	○	○	
143			オジロビタキ				注					○				
144			オオルリ				注					○				
145		イワヒバリ	カヤクグリ				A					○				
146		スズメ	ニュウナイスズメ				注				○	○	○	○	○	
147		セキレイ	ビンズイ			NT						○	○			

表 2.4.11(4) 重要な種の主な生息環境（鳥類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準				主な生息環境								
				文化財 保護法	種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	海 域	海 岸	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地	高 山
148	スズメ	アトリ	ベニヒワ				調					○	○			
149			オオマシコ				注					○	○	○		
150			イスカ				注					○				
151			コイカル				C					○			○	
152		ホオジロ	ホオアカ				A			○			○	○		
153			カシラダカ			EN						○	○	○		
154			ノジコ			NT	A					○				○
155			アオジ				A					○	○			
156			クロジ				A					○				
合計	18 目	44 科	156 種	5 種	11 種	64 種	142 種	18 種	59 種	81 種	45 種	60 種	49 種	26 種	8 種	4 種

注：1. 文化財保護法

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

注：2. 種の保存法

国内：国内希少野生動植物種

注：3. 環境省 RL

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注：4. 兵庫県 RL

A：Aランク、C：Cランク、注：要注目、調：要調査

表 2.4.12 重要な種の主な生息環境（両生類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準				主な生息環境					
				文化財 保護法	種の 保存法	環境省 RL	兵庫県 RL	河 川	池	湿 地	水 田	樹 林	草 地
1	有尾	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ			NT	B	○		○		○	
2			セトウチサンショウウオ		特定 2	VU	B	○			○		
3		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天	国際	VU	B	○					
4		イモリ	アカハライモリ			NT	注		○	○	○		
5	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル				C		○	○	○	○	○
6		アカガエル	タゴガエル				C			○		○	
7			ニホンアカガエル				C			○	○	○	○
8			ヤマアカガエル				C	○	○	○	○	○	
9			ツチガエル				C		○	○	○		
10		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				C		○	○	○	○	
11			モリアオガエル				B		○	○		○	
12			カジカガエル				C	○	○	○		○	
合計	2 目	6 科	12 種	1 種	2 種	4 種	12 種	5 種	7 種	10 種	7 種	8 種	2 種

注：1. 文化財保護法

特天：特別天然記念物

注：2. 種の保存法

国際：国際希少野生動植物種、特定2：特定第二種国内希少野生動植物種

注：3. 環境省 RL

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

注：4. 兵庫県 RL

B：Bランク、C：Cランク、注：要注目

表 2.4.13 重要な種の主な生息環境（爬虫類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境						
				種の 保存 法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	海岸	河川	池	水田	樹林	草地	市街 地
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ		VU	C		○	○	○			
2			ニホンスッポン		DD	調		○	○	○			
3	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ			注							○
4			タワヤモリ		NT	B	○				○		
5		ナミヘビ	ジムグリ			注					○	○	
6			シロマダラ			C					○		
7			ヒバカリ			注					○		
合計	2 目	3 科	7 種	0 種	3 種	7 種	1 種	2 種	2 種	2 種	4 種	1 種	1 種

注：1. 環境省 RL

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注：2. 兵庫県 RL

B：B ランク、C：C ランク、注：要注目、調：要調査

表 2.4.14(1) 重要な種の主な生息環境（昆虫類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境						
				種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地	
1	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ		NT	A			○				
2			キシノウエトタテグモ		NT	A					○		
3		ヒメグモ	ハラダカツクネグモ			調			○				
4		ヨリメグモ	ヨリメグモ			注	○						
5		アシナガグモ	キンヨウグモ			C			○				
6		コガネグモ	コケオニグモ			C			○				
7			マメイタイセキグモ			調			○	○			
8			ムツトゲイセキグモ			C			○			○	
9			ゲホウグモ			調			○				
10		サシアシグモ	シノビグモ			B	○						
11		ヒトエグモ	ヒトエグモ			A						○	
12		ミヤマシボグモ	シボグモモドキ			B			○				
13		カニグモ	カトウツケオグモ			C			○	○			
14	カゲロウ	トビイロカゲロウ	オオトゲエラカゲロウ			注	○						
15		マダラカゲロウ	コウノマダラカゲロウ			注	○						
16			チノマダラカゲロウ			C	○						
17	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ		EN	A	○						
18			オツネイトンボ			調	○	○					
19		イトトンボ	モートンイトトンボ		NT	B	○	○					
20			セスジイトトンボ			調	○						
21			ムスジイトトンボ			注	○						
22		モノサシトンボ	グンバイトンボ		NT	B	○						
23		ムカシトンボ	ムカシトンボ			C	○		○				
24		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ		NT	B	○		○				
25			アオヤンマ		NT	A	○						
26			ルリボシヤンマ			B	○						
27			マルタンヤンマ			調	○		○				
28			カトリヤンマ			C	○	○					
29			サラサヤンマ			B	○		○				
30			サナエトンボ	ミヤマサナエ			調	○					
31		キイロサナエ			NT	A	○						
32		ヒラサナエ				A	○		○				
33		アオサナエ				注	○						
34		ホンサナエ				B	○						
35		ヒメサナエ				B	○						
36		タベサナエ			NT		○		○				
37		フタスジサナエ			NT		○		○				
38		オグマサナエ			NT		○						
39		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ			B	○						
40		エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ		VU	A	○						
41			タカネトンボ			調	○						
42			エゾトンボ			B	○		○				
43		トンボ	ベッコウトンボ	国内	CR	Ex	○						
44			ヨツボシトンボ			C	○						
45			ハッチョウトンボ			B	○						
46			ナニワトンボ		VU	注	○		○				
47			ノシメトンボ			調	○		○				
48			マイコアカネ			B	○						
49			マダラナニワトンボ		EN	A	○		○				
50			ミヤマアカネ			注	○	○					
51			オオキトンボ		EN	B	○						

表 2.4.14(2) 重要な種の主な生息環境（昆虫類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境					
				種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地
52	カワゲラ	ヒロムネカワゲラ	ミヤマノギカワゲラ			C	○					
53	バッタ	クツワムシ	クツワムシ			注				○		
54		カネタタキ	イソカネタタキ			注	○					
55	ガロアムシ	ガロアムシ	ガロアムシ			注			○			
56	カメムシ	セミ	ハルゼミ			C			○			
57			エゾハルゼミ			注			○			
58		アメンボ	エサキアメンボ		NT	B	○					
59		ミズムシ（昆）	ホッケミズムシ		NT	A	○					
60			ナガミズムシ		NT	A	○					
61		コオイムシ	コオイムシ		NT		○	○				
62			タガメ	国内	VU	B	○	○				
63		タイコウチ	ヒメタイコウチ			A	○					
64			ミズカマキリ			注	○	○				
65		ナベブタムシ	トゲナベブタムシ		VU	A	○					
66		コバンムシ	コバンムシ	国内	EN	A	○					
67	アミメカゲロウ	ツノトンボ	キバネツノトンボ			B			○	○		
68	トビケラ	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ			C	○					
69	チョウ	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ		EN	A			○	○		
70			ダイミョウセセリ			注			○	○		
71			ホソバセセリ			C				○		
72			ギンイチモンジセセリ		NT	B				○		
73			ヒメキマダラセセリ			注				○		
74			コキマダラセセリ			C				○		
75			ミヤマチャバネセセリ			C			○	○	○	
76			スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種		NT	A				○		
77			ヘリグロチャバネセセリ			B			○	○		
78		シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ			注	○		○			
79			スギタニルリシジミ 本州亜種			注	○		○			
80			ヒロオビミドリシジミ			C			○			
81			ウラジロミドリシジミ			注			○			
82			ウラナミアカシジミ			注			○			
83			ミドリシジミ			注	○		○			
84			クロシジミ		EN	A			○			
85			キマダラルリツバメ		NT	B			○			
86			ゴイシシジミ			B			○			
87			クロツバメシジミ中国地 方・四国・九州内陸亜種		NT	B				○		
88			ウラキンシジミ			注			○			
89			シルビアシジミ		EN	C				○	○	
90		タテハチョウ	サカハチチョウ			注			○	○		
91			ウラギンスジヒョウモン		VU	B			○	○		
92			ヒメヒカゲ本州西部亜種		EN	A				○		
93			メスグロヒョウモン			注			○			
94			オオウラギンヒョウモン		CR	Ex				○		
95			キマダラモドキ		NT	B	○		○			
96			ウスイロヒョウモンモドキ	国内	CR	A				○		
97			ヒョウモンモドキ	国内	CR	Ex	○			○		
98			クモガタヒョウモン			C			○	○		
99			オオムラサキ		NT	C			○			
100			ウラナミジャノメ本土亜種		VU	B				○		

表 2.4.14(3) 重要な種の主な生息環境（昆虫類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境						
				種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	水 辺	水 田	樹 林	草 地	耕 作 地	市 街 地	
101	チョウ	タテハチョウ	ヒメキマダラヒカゲ			注			○				
102		アゲハチョウ	ギフチョウ		VU	B			○				
103			オナガアゲハ			注			○				
104			ウスバシロチョウ			注			○	○			
105		シロチョウ	ツマグロキチョウ		EN	注	○	○		○	○		
106			スジボソヤマキチョウ			B			○				
107			ヤマトスジグロシロチ ョウ本州中・南部亜種			注			○				
108		ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種		NT				○				
109		ヤガ	コシロシタバ		NT				○				
110			クロシオキシタバ			注			○				
111			カバフキシタバ			C			○				
112	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ		NT	調	○			○			
113			クロヒメヒョウタンゴミシ			調	○			○	○		
114			キベリマルクビゴミシ		EN	B	○			○			
115			ウミホソチビゴミシ		NT	C	○						
116		ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ		VU	A	○			○			
117			アイヌハンミョウ		NT	C	○			○			
118		ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ		NT		○	○					
119			マルケシゲンゴロウ		NT		○						
120			ケシゲンゴロウ		NT	C	○	○					
121			コウベツブゲンゴロウ		NT	調	○						
122			シャープツブゲンゴロウ		NT		○	○					
123			マルチビゲンゴロウ		NT		○						
124			メクラゲンゴロウ		DD	調	○					○	
125		ミズスマシ	オオミズスマシ		NT	調	○	○					
126			ヒメミズスマシ		EN	B	○						
127			ミズスマシ		VU	B	○	○					
128		コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ		DD	注	○						
129		ムカシゲンゴロウ	ムカシゲンゴロウ		DD	調	○	○					
130		ホソガムシ	チュウブホソガムシ		VU		○		○				
131		ガムシ	スジヒラタガムシ		NT		○						
132		クワガタムシ	マメクワガタ			C			○				
133		コガネムシ	ヤマトアオドウガネ			C	○		○				
134			シロスジコガネ			B	○		○				
135		ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ		VU	C	○		○	○			
136		タマムシ	アオタマムシ			注			○				
137		コメツキムシ	ツシマヒメサビキコリ			調	○						
138			スナサビキコリ			調	○						
139		ホタル	ヒメボタル			注			○				
140		ツチハンミョウ	マメハンミョウ			C				○	○		
141		カミキリムシ	アサカミキリ		VU	A				○			
142		ハムシ	キンイロネクイハムシ		NT	C	○			○			
143		ゾウムシ	ハマベゾウムシ			調	○						
144	ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ		NT	C			○				
145		ミツバチ	ウスリモンハナバチ			C	○						
146		ハキリバチ	トモンハナバチ			調				○			
合計	12 目	61 科	146 種	5 種	65 種	134 種	86 種	14 種	62 種	35 種	5 種	4 種	

注：1. 種の保存法

国内：国内希少野生動植物種

注：2. 環境省 RL

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注：3. 兵庫県 RL

Ex：絶滅、A：Aランク、B：Bランク、C：Cランク、注：要注目、調：要調査

表 2.4.15 重要な種の主な生息環境（魚類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境			
				種の 保存法	環境省 RL	兵庫県 RL	河 川	池	湿 地	水 田
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ		EN	C	○			
2	コイ	コイ	ヤリタナゴ		NT	B	○			
3			アブラボテ		NT	C	○			
4			カネヒラ			B	○			
5			イチモンジタナゴ		CR	調	○	○		
6			シロヒレタビラ		EN	A	○			
7			ニッポンバラタナゴ		CR	A	○	○	○	
8			カワバタモロコ	特定 2	EN	A	○	○	○	
9			アブラハヤ			C	○	○		
10			カワヒガイ		NT	C	○			
11			ゼゼラ		VU	調	○			
12		ドジョウ	ドジョウ		NT	注	○	○	○	○
13		フクドジョウ	ナガレホトケドジョウ		EN	調	○			
14	ナマズ	アカザ	アカザ		VU	地	○			
15	サケ	シラウオ	シラウオ			A	○			
16		サケ	サツキマス（アマゴ）		NT	調	○			
17	ダツ	メダカ	ミナミメダカ		VU	注	○	○		○
18		サヨリ	クルメサヨリ		NT	A	○			
19	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ		EN	C	○			
20		カジカ	カジカ		NT	C	○			
21		イソギンポ	トサカギンポ			調	○			
22		ハゼ	シロウオ		VU	A	○			
23			トビハゼ		NT	A	○			
24			マサゴハゼ		VU	A	○			
25			シモフリシマハゼ			調	○			
26			ヒナハゼ			調	○			
27			オオヨシノボリ			C	○			
28			ウキゴリ			C	○			
29			チクゼンハゼ		VU	A	○			
30			クボハゼ		EN	A	○			
31			エドハゼ		VU	A	○			
合計	6 目	13 科	31 種	1 種	23 種	31 種	31 種	6 種	3 種	2 種

注：1. 種の保存法

特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種

注：2. 環境省 RL

CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

注：3. 兵庫県 RL

A：A ランク、B：B ランク、C：C ランク、注：要注目、地：地域限定貴重種（貝類その他無脊椎動物・哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類のみ区分）、調：要調査

表 2.4.16 重要な種の主な生息環境（陸産貝類）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境				
				種の 保存法	環境 省 RL	兵庫 県 RL	河川	池	湿地	草地	樹林
1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ		NT						○
2	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ		NT	注					○
3		ムシオイガイ	ハリマムシオイガイ			A					○
4			ミヤマムシオイガイ			A					○
5	マイマイ	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ		NT			○	○	○	
6		キバサナギガイ	ナガナタネガイ		LP	B					○
7		マキゾメガイ	マルナタネガイ			B					○
8			ヒラドマルナタネ			B					○
9		キセルガイモドキ	フトキセルガイモドキ			C					○
10			キセルガイモドキ			C					○
11		キセルガイ	オオギセル		NT						○
12			コンボウギセル			A					○
13			シリオレトノサマギセル		NT						○
14			エルベリギセル		DD						○
15			ホソヒメギセル		VU						○
16		ナメクジ	イボイボナメクジ		NT	A					○
17		ベッコウマイマイ	ヒメハリマキビ		NT						○
18			ウメムラシタラガイ		NT						○
19			オオウエキビ		DD						○
20			ヒメカサキビ		NT						○
21			ヒラベッコウガイ		DD						○
22			ハクサンベッコウ		DD						○
23			キヌツヤベッコウ		DD						○
24			レンズガイ		VU	A					○
25		ナンバンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ		NT	B					○
26			トウカイビロウドマイマイ		DD	B					○
27			ヒメビロウドマイマイ		VU						○
28			トサビロウドマイマイ		VU						○
29			ヤマタカマイマイ		NT						○
30		オナジマイマイ	コウロマイマイ		NT						○
31			ヒメコウロマイマイ			C	○		○	○	○
合計	3 目	12 科	31 種	0 種	23 種	14 種	1 種	1 種	2 種	2 種	30 種

注：1. 環境省 RL

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注：2. 兵庫県 RL

A：A ランク、B：B ランク、C：C ランク、注：要注目

表 2.4.17(1) 重要な種の主な生息環境（底生動物）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境				
				種の 保存法	環境省 RL	兵庫県 RL	海域	河川	池	湿地	水田
1	ウグイスガイ	ハボウキ	リシケタイラギ		NT	C	○				
2	イシガイ	イシガイ	フネドブガイ			A		○			
3			ニセマツカサガイ		VU	A		○	○	○	
4			ササノハガイ		VU	A		○	○	○	
5			イシガイ			C		○	○	○	
6			カタハガイ		VU	A		○			
7			マツカサガイ広域分布種		NT	B		○			
8	ネリガイ	オキナガイ	オキナガイ			B	○				
9	マテガイ	マテガイ	マテガイ			注	○				
10	ウロコガイ	ウロコガイ	ニッポンマメアゲマキ		NT	A	○				
11		ブンブクヤドリガイ	スジシムシモドキヤドリガイ			A	○				
12	ドブシジミ	ドブシジミ	ドブシジミ			C		○			○
13		シオサザナミ	ムラサキガイ		VU	A	○				
14		キヌタアゲマキ	キヌタアゲマキ			B	○				
15	マルスダレガイ	バカガイ	シオフキガイ			A	○				
16		チドリマスオ	クチバガイ		NT		○				
17		フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ		NT		○				
18		マルスダレガイ	ハマグリ		VU	A	○				
19		シジミ	ヤマトシジミ		NT	C		○	○		
20			マシジミ		VU	注		○	○		○
21	オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ		NT	B	○				
22			クシケマスオ		NT	B	○				
23	ヨメガカサ	コガモガイ	ツボミ		NT	C	○				
24	ニシキウズ	ニシキウズ	イボキサゴ		NT	C	○				
25	アマオブネ	アマオブネ	ヒロクチカノコ		NT	B	○				
26		ユキスズメ	ミヤコドリガイ		NT	A	○				
27			ヒナユキスズメ		NT	A	○				
28	タニシ	タニシ	マルタニシ		VU	C			○	○	○
29			オオタニシ		NT			○	○	○	○
30	オニノツノガイ	ウミニナ	ウミニナ		NT		○				
31			イボウミニナ		VU	A	○				
32		キバウミニナ	フトヘナタリ		NT		○				
33			ヘナタリ		NT	A	○				
34			カワアイ		VU	A	○				
35		カワニナ	クロダカワニナ		NT	C		○	○	○	
36	エゾタマキビ	クビキレガイ	ヤマトクビキレガイ			A	○				
37		カワザンショウ	クリイロカワザンショウ		NT	C	○				
38			サツマクリイロカワザンショウ			C	○				
39			ツブカワザンショウ		NT	B	○				
40			ヒラドカワザンショウ			B	○				
41			ムシヤドリカワザンショウ		NT	A	○				
42			ヒナタムシヤドリカワザンショウ		NT	B	○				
43			ヨシダカワザンショウ		NT	B	○				
44		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ		VU	B			○	○	○
45		ワカウラツボ	カワグチツボ		NT	C	○				
46			ワカウラツボ		VU	A	○				
47		ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ		NT	C	○				
48		イソコハクガイ	シラギクガイ		NT	A	○				
49	新腹足	オリイレヨフイ	ムシロガイ		NT	B	○				
50	頭楯	クダタマガイ	コヤスツララガイ		NT	B	○				

表 2.4.17(2) 重要な種の主な生息環境（底生動物）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境				
				種の 保存法	環境省 RL	兵庫県 RL	海域	河川	池	湿地	水田
51	モノアラガイ	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ		DD			○	○	○	○
52			モノアラガイ		NT			○	○	○	○
53		ヒラマキガイ	カワネジガイ		CR	A		○	○	○	
54			カワコザラガイ		CR			○	○	○	
55			ハブタエヒラマキガイ		DD				○	○	○
56			ヒメヒラマキミズマイマイ		EN				○	○	○
57			ミズコハクガイ		VU	A			○	○	○
58			ヒラマキミズマイマイ		DD				○	○	○
59			クルマヒラマキガイ		VU	B			○	○	○
60			ヒラマキガイモドキ		NT				○	○	○
61			オカミミガイ	オカミミガイ	ウスコミミガイ		NT	A	○		
62	ナギサノシタタリ					B	○				
63	サシバゴカイ	チロリ	マキントシチロリ			C	○				
64		ゴカイ	コケゴカイ			C	○				
65			カワゴカイ属			C	○				
66			スナイソゴカイ			調	○				
67	イソメ	ナナテイソメ	スゴカイイソメ			C	○				
68		ギボシイソメ	コアシギボシイソメ			C	○				
69	スピオ	ツバサゴカイ	ムギワラムシ			A	○				
70			スナタバムシ			B	○				
71	イトゴカイ	タマシキゴカイ	タマシキゴカイ			C	○				
72	フクロホシムシ	スジホシムシ	スジホシムシモドキ			B	○				
73	エビ	クルマエビ	クルマエビ			C	○				
74		ヌマエビ	ミゾレスヌマエビ			B		○			
75		テナガエビ	ミナミテナガエビ			C		○			
76			シラタエビ			B	○				
77		テッポウエビ	テッポウエビ			C	○				
78		エビジャコ	エビジャコ属			B	○				
79		ハサミシャコエビ	ハサミシャコエビ			C	○				
80		スナモグリ	ニホンスナモグリ			C	○				
81		アナジャコ	アナジャコ			B	○				
82			ヨコヤアナジャコ			C	○				
83		コブシガニ	マメコブシガニ			B	○				
84		ベンケイガニ	アカテガニ			B	○				
85			クシテガニ			A	○				
86			フタバカクガニ			B	○				
87			ユビアカベンケイガニ			C	○				
88			クロベンケイガニ			C	○				
89			モクズガニ	ハマガニ			B	○			
90				ヒメアシハラガニ			B	○			
91		アシハラガニ				C	○				
92		スネナガイソガニ				C	○				
93		ヒメケフサイソガニ				B	○				
94		ウモレマメガニ				A	○				
95		タイワンヒライソモドキ				B	○				
96		トリウミアカイソモドキ				B	○				
97		ムツアリアケガニ	アリアケモドキ			A	○				
98		コメツキガニ	チゴガニ			C	○				
99			コメツキガニ			C	○				
100		オサガニ	ヒメヤマトオサガニ			B	○				

表 2.4.17(3) 重要な種の主な生息環境（底生動物）

No.	目名	科名	種和名	選定基準			主な生息環境				
				種の 保存法	環境省 RL	兵庫県 RL	海域	河川	池	湿地	水田
101	エビ	オサガニ	ヤマトオサガニ			C	○				
102		スナガニ	ハクセンシオマネキ		VU	C	○				
103			スナガニ			B	○				
104	舌殻	シャミセンガイ	シャミセンガイ属			A	○				
105	ハネコケムシ	ヒメテンコケムシ	カンテンコケムシ			B		○	○	○	○
106	イソギンチャク	ウラボシイソギンチャク	ニンジンイソギンチャク			A	○				
107	タコノマクラ	ヨウミヤクカシシ	ハスノハカシパン			B	○				
108	ナメクジウオ	ナメクジウオ	ヒガシナメクジウオ			B	○				
合計	29 目	61 科	108 種	0 種	51 種	96 種	82 種	18 種	20 種	18 種	14 種

注：1. 環境省 RL

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注：2. 兵庫県 RL

A：Aランク、B：Bランク、C：Cランク、注：要注目、調：要調査

2) 注目すべき生息地の分布状況

事業実施想定地域は、表 2.4.18 及び図 2.4.3 に示す通りであり、大部分が西播丘陵
県立自然公園に含まれる。

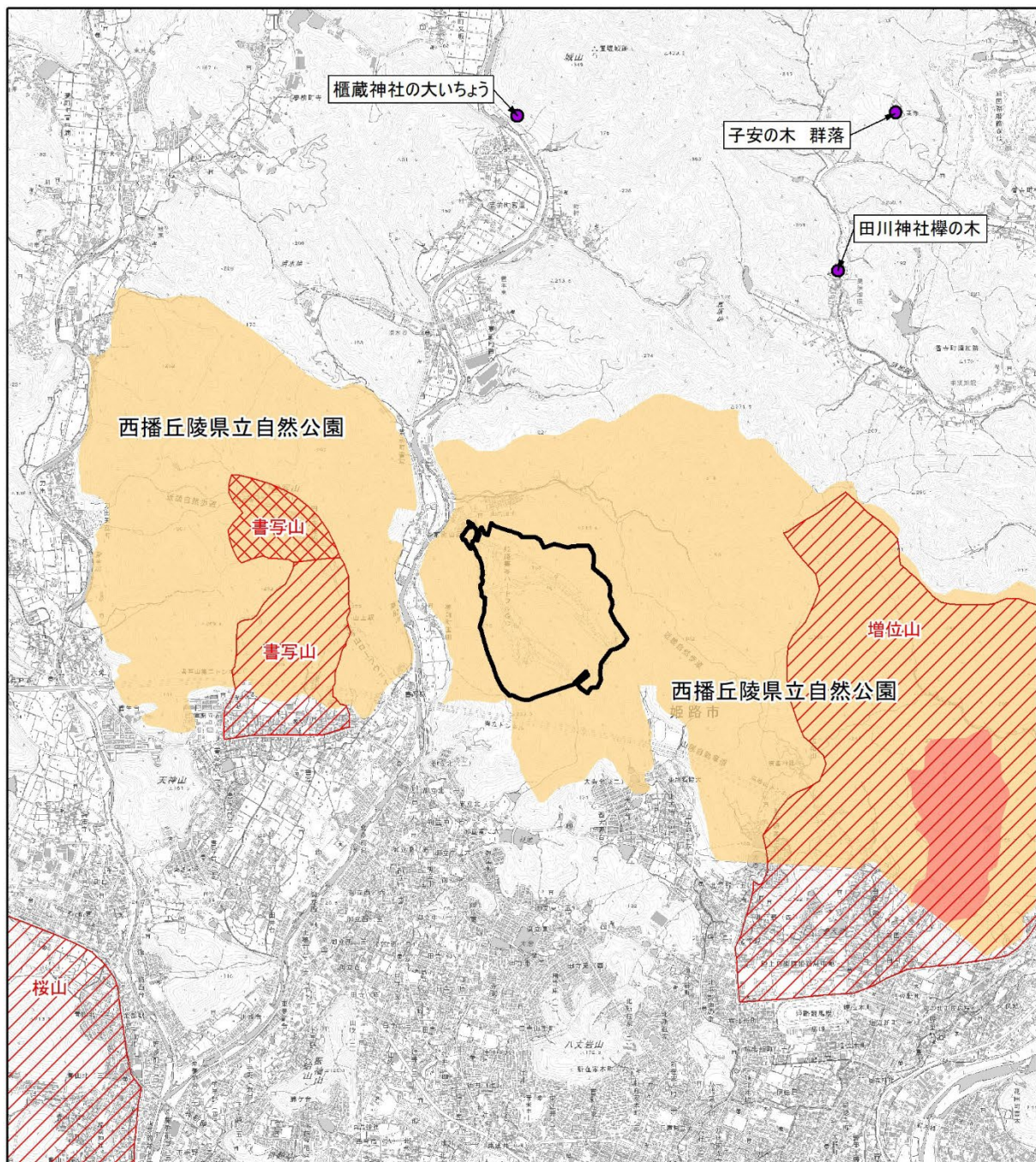
表 2.4.18 動物の注目すべき生息地

名称	法令・文献等	カテゴリー
子安の木 群落	「姫路市文化財保護条例」（昭和 52 年姫路市条例第 11 号）	姫路市天然記念物
櫃蔵神社の大いちょう	「姫路市文化財保護条例」（昭和 52 年姫路市条例第 11 号）	姫路市天然記念物
田川神社櫓の木	「姫路市文化財保護条例」（昭和 52 年姫路市条例第 11 号）	姫路市天然記念物
書写山	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）	県指定鳥獣保護区 特別保護区
書写山	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）	県指定鳥獣保護区
増位山	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）	県指定鳥獣保護区
桜山	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）	県指定鳥獣保護区
西播丘陵県立自然公園	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）	県立自然公園

出典：「姫路市内の指定等文化財一覧」（令和 8 年 3 月閲覧、姫路市 HP）

出典：「令和 7 年度兵庫県鳥獣保護区等位置図」（令和 8 年 1 月閲覧、兵庫県 HP）

出典：「ひょうごの環境：自然公園」（令和 8 年 3 月閲覧、兵庫県 HP）



凡例

- 事業実施想定地域
- 兵庫県自然公園
- 兵庫県自然公園(特別地域)
- 県指定鳥獣保護区
- 県指定鳥獣保護区特別保護区
- 姫路市天然記念物



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.3
動物の注目すべき生息地

3) 専門家等へのヒアリング

文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の状況について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定地域及びその周囲に生息する種等について、表2.4.19の情報が得られた。

表 2.4.19 専門家等へのヒアリング結果概要

ヒアリング実施日：令和7年2月12日

専門分野	概要
動物 (鳥類)	【所属等：自然保護団体】 ・文献調査によれば、姫路市域で230種の鳥類が確認されているが、この中には、海岸部のみで観察される種も含まれるので、調査地の環境にあわせて、留意すべき種を選定すれば良い。 ・希少猛禽類のイスワシは、事業計画地周辺は主要な生息地になっていないが、稀に飛来する可能性は否定できないので、調査でも留意すること。 ・事業実施想定地域の西側に位置する書写山では、過去にハチクマやサシバの渡りが確認されているので、渡りの時期には留意すること。 ・猛禽類の調査計画については妥当である。ツミは近年、都市部の緑地等で繁殖する傾向が強く、当該事業地のような山間部ではハイタカが出現する可能性の方が高い。また、ハヤブサについても、近年は都市構造物や鉄塔を利用する例が増えており、留意が必要である。 ・今回の事業計画では、既存のゴルフ場を利用するため、大規模な森林伐採による生息地消失の影響は小さいと考えられる。ただし、猛禽類の餌動物（小鳥、小動物、昆虫）の生息環境が変化することで、間接的に猛禽類へ影響が及ぶ可能性については、生態系調査（動植物調査）の結果と合わせて予測・評価する必要がある。 ・鳥類への工事中の保全措置として最も有効なものは、繁殖期（特に造巣・抱卵等の重要時期）に騒音の出る工事を避けることである。工程管理上の制約はあるが、可能な限り繁殖期を外して着工する等の配慮が望ましい。 ・風力発電とは異なりバードストライクのリスクは低く、地上設置の太陽光パネルであれば渡りへの直接的な影響は大きくないと考えられる。 ・渡りへの物理的影響は少ないが、パネルの反射光が鳥類にどのような影響を与えるかは不明確な部分があり、留意が必要である。

(2) 予測

① 予測事項

- ・ 重要な種への影響
- ・ 注目すべき生息地への影響

② 予測方法

予測方法は、事業実施想定地域と重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより直接改変に伴う影響の程度を整理するものとした。

③ 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

④ 予測結果

1) 重要な種の生息状況

事業実施想定地域の地形分類区分は主に山地の小起伏山地又は丘陵地の大起伏丘陵地からなっている。また、事業実施想定地域には主にゴルフ場・芝地、アベマキーコナラ群集、モチツツジアカマツ群集等が広く分布している。

調査結果に示す重要な種の主な生息環境を基に重要な種への影響を予測した結果は表 2.4.20～表 2.4.27 のとおりである。

なお、A 案、B 案ともに、事業実施に伴う改変により影響を受ける生息環境は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

表 2.4.20 重要な種への影響（哺乳類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
哺乳類	樹林	キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ、ツキノワグマ、スミスネズミ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	市街地	キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ	
	洞窟等	キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ	
	高山	ミズラモグラ	

表 2.4.21 重要な種への影響（鳥類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
鳥類	海域	コクガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、ツクシガモ、アメリカヒドリ、ホシハジロ、アカハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ビロードキンクロ、クロガモ、ホオジログアモ、アビ、オオハム、ヒメウ、ウミネコ、オオアジサシ、ミサゴ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	海岸	ヒシクイ、コクガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、ツクシガモ、アメリカヒドリ、トモエガモ、ホシハジロ、アカハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ビロードキンクロ、クロガモ、ホオジログアモ、ヒメウ、コサギ、クロサギ、カラシラサギ、ハリオアマツバメ、アマツバメ、ダイゼン、シロチドリ、オオメダイチドリ、ミヤコドリ、セイタカシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、アカアシシギ、コアアシシギ、アオアシシギ、ソリハシシギ、イソシギ、キョウジョシギ、オバシギ、コオバシギ、ミユビシギ、ウズラシギ、サルハマシギ、ハマシギ、ヘラシギ、キリアイ、エリマキシギ、アカエリヒレアシシギ、ツバメチドリ、ズグロカモメ、ウミネコ、オオアジサシ、コアジサシ、アジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジサシ、ミサゴ、オジロワシ、コチョウゲンボウ、ハヤブサ、シマセンニュウ、オオセッカ	
	水辺	ヒシクイ、コクガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、ツクシガモ、オシドリ、アメリカヒドリ、シマアジ、トモエガモ、ホシハジロ、アカハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ビロードキンクロ、クロガモ、ホオジログアモ、オオハム、コウノトリ、サンカノゴイ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ミゾゴイ、ゴイサギ、ササゴイ、アマサギ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、カラシラサギ、クイナ、ヒメクイナ、ヒクイナ、パン、ケリ、ダイゼン、イカルチドリ、シロチドリ、セイタカシギ、ヤマシギ、オオジシギ、チュウジシギ、タシギ、オグロシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、アカアシシギ、コアアシシギ、アオアシシギ、タカブシギ、ソリハシシギ、イソシギ、キョウジョシギ、オバシギ、コオバシギ、オジロトウネン、ヒバリシギ、ウズラシギ、サルハマシギ、ハマシギ、ヘラシギ、キリアイ、エリマキシギ、アカエリヒレアシシギ、タマシギ、ツバメチドリ、アジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジサシ、ミサゴ、オジロワシ、チュウヒ、ハイロチュウヒ、アカショウビン、カワセミ、ヤマセミ、オオセッカ、オオヨシキリ、コヨシキリ、カワガラス	事業実施想定地域内にため池が存在し、ため池の直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	水田	ヒシクイ、コクガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、アカハジロ、コウノトリ、ヨシゴイ、ゴイサギ、ササゴイ、アマサギ、チュウサギ、コサギ、カラシラサギ、クイナ、ヒメクイナ、ヒクイナ、パン、ケリ、ダイゼン、セイタカシギ、チュウジシギ、タシギ、オグロシギ、ツルシギ、コアアシシギ、アオアシシギ、タカブシギ、ソリハシシギ、キョウジョシギ、オバシギ、コオバシギ、オジロトウネン、ヒバリシギ、ウズラシギ、サルハマシギ、キリアイ、エリマキシギ、タマシギ、ハジロクロハラアジサシ、ハチクマ、チュウヒ、サシバ、ジョウビタキ、ノビタキ、ニュウナイズメ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	樹林	ヤマドリ、オシドリ、コウノトリ、ミゾゴイ、ジュウイチ、カッコウ、ヨタカ、ヤマシギ、チュウジシギ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、トラフズク、コミミズク、アカショウビン、ブッポウソウ、アリスイ、アカゲラ、アオゲラ、コチョウゲンボウ、チゴハヤブサ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、チゴモズ、アカモズ、コクマルガラス、コガラ、メボソムシクイ、エゾセンニュウ、ゴジュウカラ、キバシリ、コムクドリ、マミジロ、コマドリ、コルリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オジロビタキ、オオルリ、カヤクグリ、ニュウナイズメ、ビンズイ、ベニヒワ、オオマシコ、イスカ、コイカル、カシラダカ、ノジコ、アオジ、クロジ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	草地	ウズラ、ヤマドリ、アメリカヒドリ、シマアジ、アマサギ、チュウサギ、カッコウ、ヨタカ、アマツバメ、ヒメアマツバメ、ケリ、ヤマシギ、オオジシギ、アオアシシギ、ツバメチドリ、ハチクマ、チュウヒ、ハイロチュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ケアシノスリ、イヌワシ、ヤツガシラ、アリスイ、コチョウゲンボウ、チゴハヤブサ、ハヤブサ、アカモズ、コクマルガラス、ツリスガラ、マキノセンニュウ、シマセンニュウ、オオセッカ、エゾセンニュウ、オオヨシキリ、コヨシキリ、ジョウビタキ、ノビタキ、キビタキ、ニュウナイズメ、ビンズイ、ベニヒワ、オオマシコ、ホオアカ、カシラダカ、アオジ	
	耕作地	ウズラ、チュウサギ、ヒメアマツバメ、ケリ、ヤマシギ、ハチクマ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ケアシノスリ、ヤツガシラ、アリスイ、コチョウゲンボウ、チゴハヤブサ、ハヤブサ、コクマルガラス、ジョウビタキ、ノビタキ、キビタキ、ニュウナイズメ、オオマシコ、ホオアカ、カシラダカ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	市街地	アマツバメ、ヒメアマツバメ、オオタカ、ハヤブサ、ジョウビタキ、キビタキ、ニュウナイズメ、コイカル	
	高山	ハリオアマツバメ、アマツバメ、メボソムシクイ、ノジコ	

表 2.4.22 重要な種への影響（両生類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
両生類	河川	セトウチサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、オオサンショウウオ、ヤマアカガエル、カジカガエル	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	池	アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル	事業実施想定地域内にため池や水路が存在し、直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池や水路周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	湿地	ヒダサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル	
	水田	セトウチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	樹林	ヒダサンショウウオ、ニホンヒキガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	草地	ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル	

表 2.4.23 重要な種への影響（爬虫類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
爬虫類	海岸	タワヤモリ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	河川	ニホンイシガメ、ニホンスッポン	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	池	ニホンイシガメ、ニホンスッポン	事業実施想定地域内にため池が存在し、直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	水田	ニホンイシガメ、ニホンスッポン	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	樹林	タワヤモリ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	草地	ジムグリ	
	市街地	ニホンヤモリ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

表 2.4.24 重要な種への影響（昆虫類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
昆虫類	水辺	ヨリメグモ、シノビグモ、オオトゲエラカゲロウ、コウノマダラカゲロウ、チノマダラカゲロウ、コバネアオイトトンボ、オツネイトンボ、モートンイトンボ、セスジイトンボ、ムスジイトンボ、グンバイトンボ、ムカシトンボ、ネアカヨシヤンマ、アオヤンマ、ルリボシヤンマ、マルタンヤンマ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、ヒラサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、ヒメサナエ、タベサナエ、フタスジサナエ、オグマサナエ、ムカシヤンマ、ハネビロエゾトンボ、タカネトンボ、エゾトンボ、ベッコウトンボ、ヨツボシトンボ、ハッチョウトンボ、ナニワトンボ、ノシメトンボ、マイコアカネ、マダラナニワトンボ、ミヤマアカネ、オオキトンボ、ミヤマノギカワゲラ、イソカネタタキ、エサキアメンボ、ホッケミズムシ、ナガミズムシ、コオイムシ、タガメ、ヒメタイコウチ、ミズカマキリ、トゲナベブタムシ、コバンムシ、カタツムリトビケラ、ウラゴマダラシジミ、スギタニルリシジミ本州亜種、ミドリシジミ、キマダラモドキ、ヒョウモンモドキ、ツマグロキチョウ、セアカオサムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、キベリマルクビゴミムシ、ウミホソチビゴミムシ、ヨドシロヘリハンミョウ、アイヌハンミョウ、コマルケシゲンゴロウ、マルケシゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、マルチビゲンゴロウ、メクラゲンゴロウ、オオミズスマシ、ヒメミズスマシ、ミズスマシ、クビボソコガシラミズムシ、ムカシゲンゴロウ、チュウブホソガムシ、スジヒラタガムシ、ヤマトアオドウガネ、シロスジコガネ、ヨコミゾドロムシ、ツシマヒメサビキコリ、スナサビキコリ、キンイロネクイハムシ、ハマベジウムシ、ウスルリモンハナバチ	事業実施想定地域内にため池が存在し、ため池の直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	水田	オツネイトンボ、モートンイトンボ、カトリヤンマ、ミヤマアカネ、コオイムシ、タガメ、ミズカマキリ、ツマグロキチョウ、コマルケシゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、オオミズスマシ、ミズスマシ、ムカシゲンゴロウ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	樹林	キノボリトタテグモ、ハラダカツクネグモ、キンヨウグモ、コケオニグモ、マメイタイセキグモ、ムツトゲイセキグモ、ゲホウグモ、シボグモモドキ、カトウツケオグモ、ムカシトンボ、ネアカヨシヤンマ、マルタンヤンマ、サラサヤンマ、ヒラサナエ、タベサナエ、フタスジサナエ、エゾトンボ、ナニワトンボ、ノシメトンボ、マダラナニワトンボ、ガロアムシ、ハルゼミ、エゾハルゼミ、キバネツノトンボ、ホシチャバネセセリ、ダイミョウセセリ、ミヤマチャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、ウラゴマダラシジミ、スギタニルリシジミ本州亜種、ヒロオビミドリシジミ、ウラジロミドリシジミ、ウラナミアカシジミ、ミドリシジミ、クロシジミ、キマダラルリツバメ、ゴイシシジミ、ウラキンシジミ、サカハチチョウ、ウラギンスジヒョウモン、メスグロヒョウモン、キマダラモドキ、クモガタヒョウモン、オオムラサキ、ヒメキマダラヒカゲ、ギフチョウ、オナガアゲハ、ウスバシロチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種、オナガミズアオ本土亜種、コシロシタバ、クロシオキシタバ、カバフキシタバ、チュウブホソガムシ、マメクワガタ、ヤマトアオドウガネ、シロスジコガネ、ヨコミゾドロムシ、アオタマムシ、ヒメボタル、ウマノオバチ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	草地	マメイタイセキグモ、カトウツケオグモ、クツワムシ、キバネツノトンボ、ホシチャバネセセリ、ダイミョウセセリ、ホソバセセリ、ギンイチモンジセセリ、ヒメキマダラセセリ、コキマダラセセリ、ミヤマチャバネセセリ、スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種、ヘリグロチャバネセセリ、クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種、シルビアシジミ、サカハチチョウ、ウラギンスジヒョウモン、ヒメヒカゲ本州西部亜種、オオウラギンヒョウモン、ウスイロヒョウモンモドキ、ヒョウモンモドキ、クモガタヒョウモン、ウラナミジャノメ本土亜種、ウスバシロチョウ、ツマグロキチョウ、セアカオサムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、キベリマルクビゴミムシ、ヨドシロヘリハンミョウ、アイヌハンミョウ、ヨコミゾドロムシ、マメハンミョウ、アサカミキリ、キンイロネクイハムシ、トモンハナバチ	
	耕作地	ミヤマチャバネセセリ、シルビアシジミ、ツマグロキチョウ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、マメハンミョウ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	市街地	キシノウエトタテグモ、ムツトゲイセキグモ、ヒトエグモ、メクラゲンゴロウ	

表 2.4.25 重要な種への影響（魚類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
魚類	河川	ニホンウナギ、ヤリタナゴ、アブラボテ、カネヒラ、イチモンジタナゴ、シロヒレタビラ、ニッポンバラタナゴ、カワバタモロコ、アブラハヤ、カワヒガイ、ゼゼラ、ドジョウ、ナガレホトケドジョウ、アカザ、シラウオ、サツキマス、ミナミメダカ、クルマサヨリ、オヤニラミ、カジカ、トサカギンボ、シロウオ、トビハゼ、マサゴハゼ、シモフリシマハゼ、ヒナハゼ、オオヨシノボリ、ウキゴリ、チクゼンハゼ、クボハゼ、エドハゼ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	池	イチモンジタナゴ、ニッポンバラタナゴ、カワバタモロコ、アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ	事業実施想定地域内にため池が存在し、ため池の直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	湿地	ニッポンバラタナゴ、カワバタモロコ、ドジョウ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

表 2.4.26 重要な種への影響（陸産貝類）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
陸産貝類	河川	ヒメコウロマイマイ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	池	ナガオカモノアラガイ	事業実施想定地域内にため池や水路が存在し、直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池や水路周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	湿地	ヒメコウロマイマイ、ナガオカモノアラガイ	
	草地	ヒメコウロマイマイ、ナガオカモノアラガイ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	樹林	ゴマオカタニシ、サドヤマトガイ、ハリマムシオイガイ、ミヤマムシオイガイ、ナガナタネガイ、マルナタネガイ、ヒラドマルナタネ、フトキセルガイモドキ、キセルガイモドキ、オオギセル、コンボウギセル、シリオレトノサマガセル、エルベリギセル、ホソヒメギセル、イボイボナメクジ、ヒメハリマキビ、ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ヒラベッコウガイ、ハクサンベッコウ、キヌツヤベッコウ、レンズガイ、ケハダビロウドマイマイ、トウカイビロウドマイマイ、ヒメビロウドマイマイ、トサビロウドマイマイ、ヤマタカマイマイ、コウロマイマイ、ヒメコウロマイマイ	

表 2.4.27 重要な種への影響（底生動物）

分類	主な生息環境	重要な種	予測結果
底生動物	海域	リシケタイラギ、オキナガイ、マテガイ、ニッポンマメアゲマキ、スジホシムシモドキヤドリガイ、ムラサキガイ、キヌタアゲマキ、シオフキガイ、クチバガイ、ウネナシトマヤガイ、ハマグリ、オオノガイ、クシケマスオ、ツボミ、イボキサゴ、ヒロクチカノコ、ミヤコドリガイ、ヒナユキスズメ、ウミニナ、イボウミニナ、フトヘナタリ、ヘナタリ、カワアイ、ヤマトクビキレガイ、クリイロカワザンショウ、サツマクリイロカワザンショウ、ツブカワザンショウ、ヒラドカワザンショウ、ムシヤドリカワザンショウ、ヒナタムシヤドリカワザンショウ、ヨシダカワザンショウ、カワグチツボ、ワカウラツボ、エドガワミズゴマツボ、シラギクガイ、ムシロガイ、コヤスツララガイ、ウスコミミガイ、ナギサノシタタリ、マキントシチロリ、コケゴカイ、カワゴカイ属、スナイソゴカイ、スゴカイイソメ、コアシギボシイソメ、ムギワラムシ、スナタバムシ、タマンキゴカイ、スジホシムシモドキ、クルマエビ、シラタエビ、テッポウエビ、エビジャコ属、ハサミシャコエビ、ニホンスナモグリ、アナジャコ、ヨコヤアナジャコ、マメコブシガニ、アカテガニ、クシテガニ、フタバカクガニ、ユビアカベンケイガニ、クロベンケイガニ、ハマガニ、ヒメアシハラガニ、アシハラガニ、スネナガイソガニ、ヒメケフサイソガニ、ウモレマメガニ、タイワンヒライソモドキ、トリウミアカイソモドキ、アリアケモドキ、チゴガニ、コメツキガニ、ヒメヤマトオサガニ、ヤマトオサガニ、ハクセンシオマネキ、スナガニ、シャミセンガイ属、ニンジンイソギンチャク、ハスノハカシパン、ヒガシナメクジウオ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	河川	ニセマツカサガイ、マツカサガイ広域分布種、ササノハガイ、イシガイ、ヤマトシジミ、マシジミ、マルタニシ、オオタニシ、クロダカワニナ、イナバマメタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、カワネジガイ、カワコザラガイ、ハブタエヒラマキガイ、ヒメヒラマキミズマイマイ、ミズコハクガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、カンテンコケムシ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	池	ニセマツカサガイ、ササノハガイ、イシガイ、ヤマトシジミ、マシジミ、マルタニシ、オオタニシ、クロダカワニナ、イナバマメタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、カワネジガイ、カワコザラガイ、ハブタエヒラマキガイ、ヒメヒラマキミズマイマイ、ミズコハクガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、カンテンコケムシ	事業実施想定地域内にため池や水路が存在し、直接改変を行う事業計画とはなっていないものの、ため池や水路周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	湿地	ニセマツカサガイ、ササノハガイ、イシガイ、マルタニシ、オオタニシ、クロダカワニナ、イナバマメタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、カワネジガイ、カワコザラガイ、ハブタエヒラマキガイ、ヒメヒラマキミズマイマイ、ミズコハクガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、カンテンコケムシ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
	水田	ドブシジミ、マシジミ、マルタニシ、オオタニシ、イナバマメタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、ハブタエヒラマキガイ、ヒメヒラマキミズマイマイ、ミズコハクガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、カンテンコケムシ	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

2) 注目すべき生息地

事業実施想定地域の大部分は、ゴルフ場として既に開発された区域であるものの、西播丘陵県立自然公園内に位置しており、直接改変により A 案、B 案ともに動物の注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられる。

(3) 評価

① 評価手法

調査及び予測結果に基づき、複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度について評価した。

② 評価結果

事業実施想定地域及びその周囲に主な生息環境が存在する重要な種（哺乳類 5 種、鳥類 156 種、爬虫類 7 種、両生類 12 種、昆虫類 146 種、魚類 31 種、陸産貝類 31 種、底生動物 108 種）のうち、海域、海岸、河川、水田、耕作地、市街地、洞窟等、高山を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定地域内に存在しないことから、直接改変による生息環境の変化に伴う影響はない。一方、水辺、池、湿地、樹林、草地を主な生息環境とする重要な種については、直接改変による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。注目すべき生息地については、事業実施想定地域の大部分は、ゴルフ場として既に開発された区域であるものの、西播丘陵県立自然公園内に位置しており、直接改変により動物の注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられる。

また、A 案、B 案ともに、事業実施想定地域や改変により影響を受ける生息環境は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

なお、現時点では、これらの種や注目すべき生息地について、早期事前調査による既存資料の調査のため、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られなかったため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される事業実施想定地域に主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。
- ・今後の太陽電池等の配置等においては、重要な種の生息状況等を踏まえて検討する。
- ・ゴルフ場等の既改変の土地の活用により、樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な種の生息環境への影響の低減を図る。
- ・猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年、環境省）に準拠して生息状況調査を行い、適切に影響を予測評価する。
- ・工事に使用する重機のタイヤ等の足回りに付着した泥の洗浄、太陽光パネル等の搬入時の不審なアリやクモ等の付着の有無の目視確認により、事業実施想定地域内に持ち込まないよう配慮する。
- ・工事用車両の事業実施想定地域からの退出時の足回り洗浄の実施により、事業実施想定地域外に持ち出さないよう配慮する。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、A 案、B 案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4-4-3 生態系

(1) 調査

① 調査事項

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・地域の生態系の状況

② 調査方法

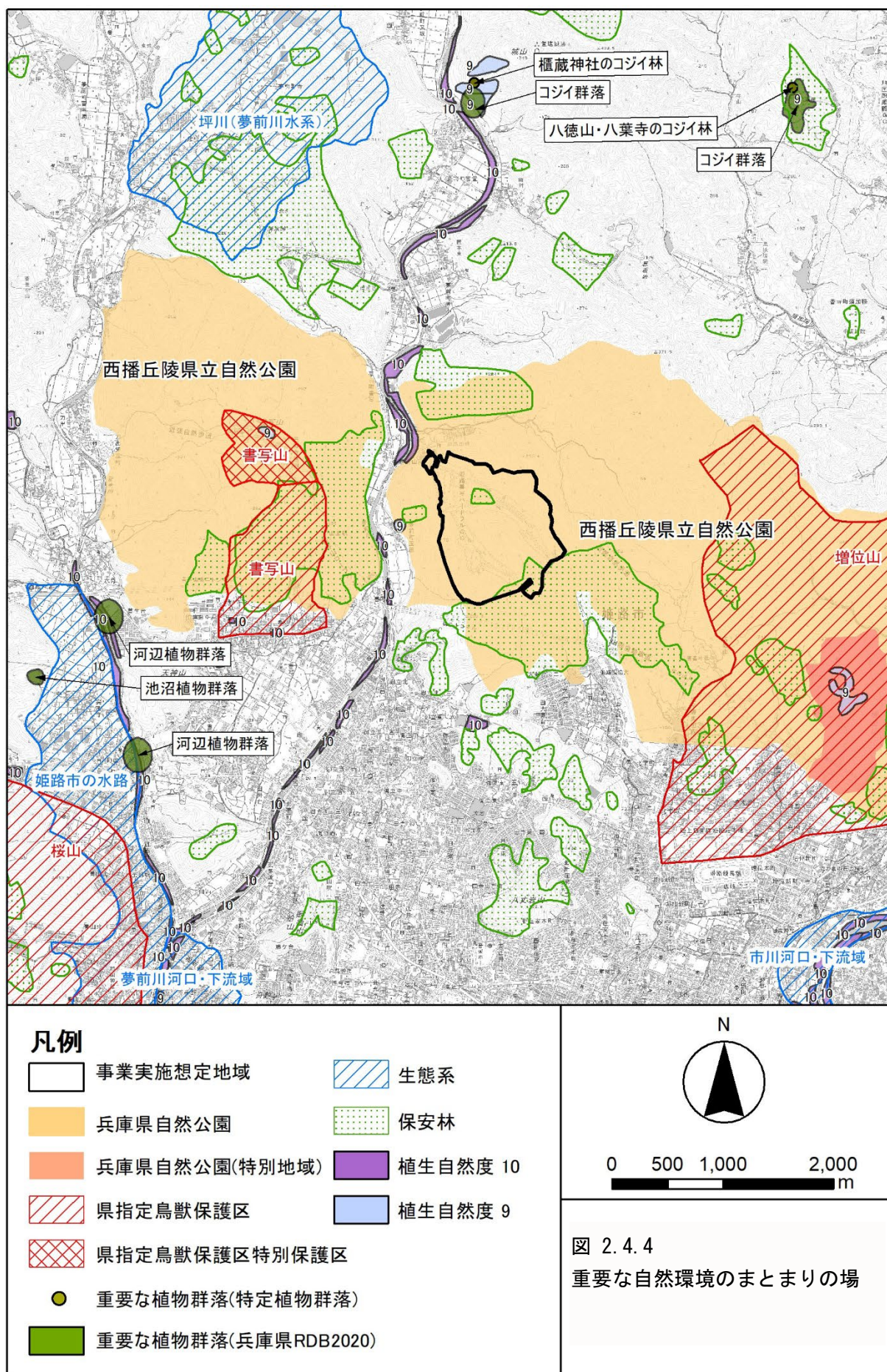
事業実施想定地域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場の分布状況を、既存資料等により把握した。

③ 調査地域

調査地域は、事業実施想定地域及びその周囲とした。

④ 調査結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場は図 2.4.4 のとおりである。事業実施想定地域の大部分は西播丘陵県立自然公園内に位置し、事業実施想定地域の一部（連系変電所エリア含む）及び周辺は保安林に指定されている。



(2) 予測

① 予測事項

- ・事業実施に伴う地形の改変及び施設の存在が重要な自然環境のまとまりの場に及ぼす影響

② 予測方法

事業実施に伴う地形の改変及び施設の存在が重要な自然環境のまとまりの場に及ぼす影響について、既存資料等から抽出した重要な自然環境のまとまりの場と各事業計画案との位置関係を整理した。

③ 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

④ 予測結果

事業実施想定地域の大部分は、ゴルフ場として既に開発された区域であるものの、西播丘陵県立自然公園内に位置すること、連携変電所エリアは、植生の分布しない裸地ではあるものの、保安林に指定されていること等より、重要な自然環境のまとまりの場に影響を及ぼす可能性が考えられる。

なお、A 案、B 案ともに、事業実施に伴う改変により影響を受ける範囲は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

(3) 評価

① 評価手法

調査及び予測結果に基づき、複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度について評価した。

② 評価結果

事業実施想定地域の大部分は、ゴルフ場として既に開発された区域であるものの、西播丘陵県立自然公園内に位置すること、連携変電所エリアは、植生の分布しない裸地ではあるものの、保安林に指定されていること等より、重要な自然環境のまとまりの場に影響を及ぼす可能性が考えられる。

また、A 案、B 案ともに、事業実施想定地域や改変により影響を受ける重要な自然環境のまとまりの場は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

なお、現時点では、重要な自然環境のまとまりの場に対する情報について、早期事前調査による既存資料の調査のため、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られなかったため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・県立自然公園内の事業であることから、兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）を遵守し、生物多様性の確保に寄与するよう、適切な環境配慮を行う。
- ・当該自然公園は、アカマツ・コナラ等の二次林を主体に、常緑広葉樹をまじえた社叢林が自然林として残されている環境であるため、これらの環境を保全するため、事業実施想定地域の非改変区域の樹林の伐採は行わない。また、太陽電池等設置検討範囲内の樹林についても極力伐採しない。
- ・現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、A 案、B 案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4-4-4 景観

(1) 調査

① 調査事項

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 景観資源の分布状況
- ・ 主要な眺望点の分布状況

② 調査方法

調査方法は、既存文献等の収集整理とした。

③ 調査地域

調査地域は、事業実施想定地域及びその周囲とした。

④ 調査結果

1) 景観資源の分布状況

事業実施想定地域及びその周辺には表 2. 4. 28 及び図 2. 4. 5 に示す景観資源が存在する。

表 2. 4. 28 景観資源の分布状況

番号	名 称	分 類	出 典
①	広峰山	山岳（非火山性孤嶺）	1、2
②	書写山	山岳（非火山性孤嶺）	1、2、3
③	そうめん滝	滝	1、3
④	置塩城跡	城跡	2
⑤	八徳山八葉寺の森	森	2
⑥	毘沙門天王堂	人の暮らしに密接に関わる自然景観	2
⑦	書写の里・美術工芸館と竹林（景観遺産 9）	建物・まちなみ	3
⑧	書写山圓教寺十妙院（長吏處）（景観遺産 17）	建物・まちなみ	3
⑨	書写山圓教寺摩尼殿と紅葉（景観遺産 25）	林	3
⑩	夢前川の桜並木と姫新線（景観遺産 30）	並木	3
⑪	置塩城跡のある置塩山（景観遺産 35）	山岳	3
⑫	お城に沈む夕日（景観遺産 46）	世界遺産（姫路城）	3
⑬	豆まきの風景（景観遺産 48）	いとなみ	3
⑭	相坂側（東）から見た相坂トンネル（景観遺産 64）	建物・まちなみ	3
⑮	玉田の農道から見た菜の花畑（景観遺産 72）	里地・里山	3
⑯	ヤマサ蒲鉾の芝桜（景観遺産 73）	植物	3
⑰	書写ロープウェイ入口西側から（景観遺産 100）	いとなみ	3
⑱	旧姫路高等学校講堂（兵庫県立大学）	都市景観重要建築物	4
⑲	旧姫路高等学校本館（兵庫県立大学）	都市景観重要建築物	4
⑳	魚橋呉服店	都市景観重要建築物	4
㉑	大野家住宅	都市景観重要建築物	4

出典 1：「第 3 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成元年発行、環境庁）

出典 2：「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和 8 年 1 月閲覧、兵庫県 HP）

出典 3：「登録されている景観遺産の一覧」（令和 8 年 1 月閲覧、姫路市 HP）

出典 4：「都市景観重要建築物等」（令和 8 年 1 月閲覧、姫路市 HP）



凡 例



事業実施想定地域



景観資源



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.5

景観資源の位置

2) 主要な眺望点の分布状況

事業実施想定地域及びその周囲における主要な眺望点は表 2.4.29 及び図 2.4.6 のとおりである。事業実施想定区域の西側には書写山参道展望台など、事業実施想定地域方向を望む眺望点が存在する。

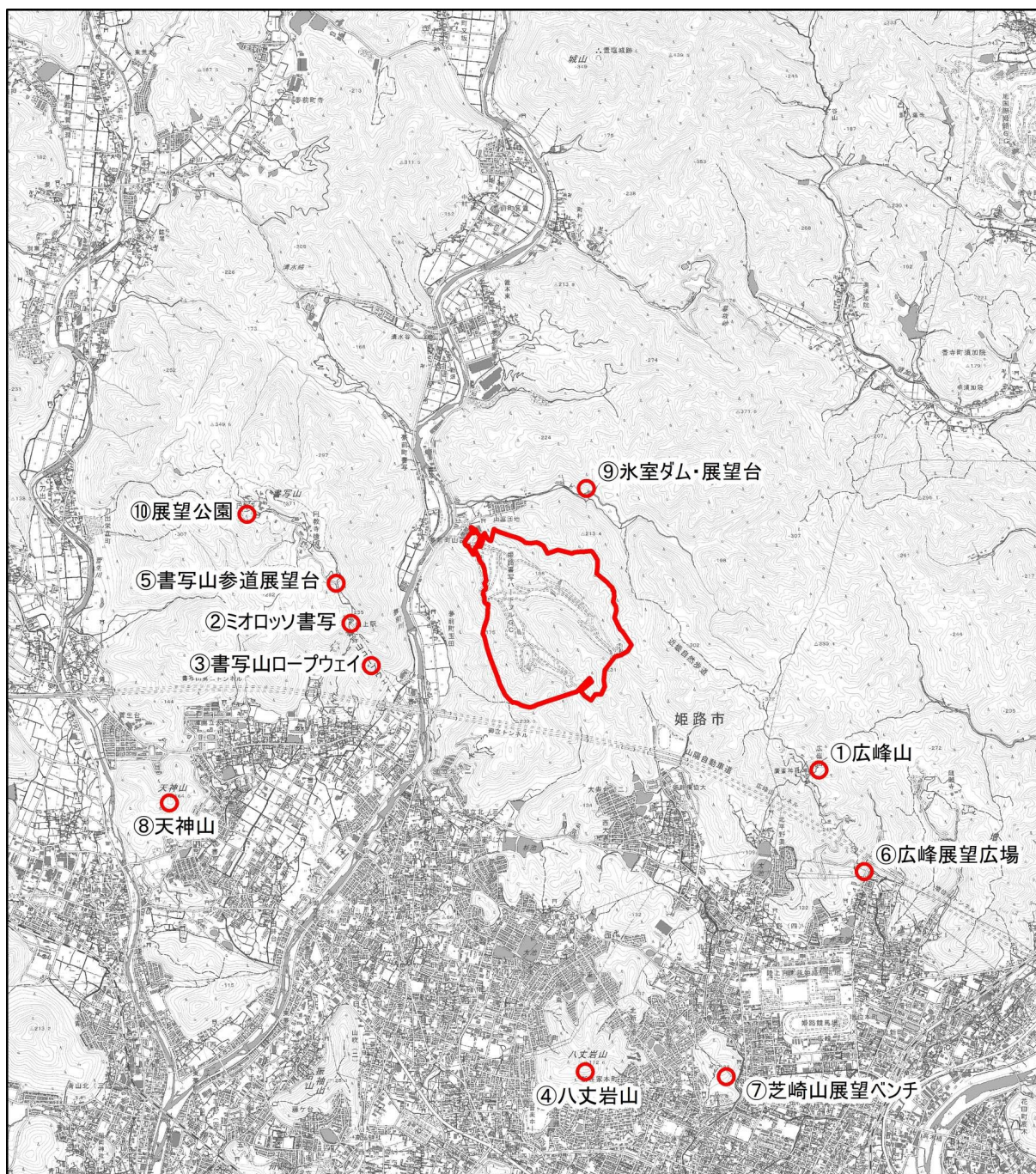
表 2.4.29 主要な眺望点の分布状況

番号	名 称	概 要	標高 (m)
①	広嶺山	姫路市街地を中心とした雄大な夜景を楽しむことができる。	260
②	ミオロッソ書写	2022 年 3 月完成した書写山上展望デッキ。 姫路市街地だけでなく、好天時には瀬戸内海まで見渡せる。	246
③	書写山ロープウェイ	昭和 33 年 3 月に開通。複線交走式索道で、3 分 50 秒で最大 71 人を乗せて運行。標高 371m の山上には西国第 27 番札所の圓教寺。	243
④	八丈岩山	標高 172.9m、山上の八丈岩の上から眼下に市内を一望できる。	173
⑤	書写山参道展望台	南向きに視界が開けており、姫路市街を一望できる。空気が澄んでいれば遠くに明石海峡大橋を望むことも可能。	295
⑥	広峰展望広場	ハイランドビラ姫路へ続く山道の途中に位置する。姫路市の街明かりを見下ろすことができる夜景スポットとして知られている。	206
⑦	芝崎山展望ベンチ	姫路競馬場の西にある八代山（別名：柴崎山・金山）の山頂付近、送電線巡視路を登り、総社線 5 番鉄塔を過ぎたあたりにある展望所。南東方面に展望が開けており、直線距離で約 1.5km 先にある姫路城を望むことができる。	82
⑧	天神山	書写山の南に位置する標高約 164m の山で、菅生川に架かる「書写中学校橋」付近の遊歩道から登ることができる。山頂自体は雑木に囲まれており展望はあまりないが、木々の隙間から書写山や白鳥城を垣間見ることができる。一方、山頂手前の露岩地や南に伸びる尾根からは、広嶺山、増位山、姫路市街、鷹山などを見渡せる眺望ポイントがある。	162
⑨	氷室ダム・展望台	姫路自然観察の森の遊歩道や山頂の見晴らし台から氷室ダムを望むことができる。	75
⑩	展望公園	書写山・圓教寺の境内奥、松平家墓所や法華堂（三つの堂）から少し歩いた場所にあり、木々の隙間から姫路市街を眺望できるほか、遠く瀬戸内海が見渡せた際の島々の位置関係を示す展望図も設置されている。	328

出典：「書写山ロープウェイ」（令和 8 年 1 月閲覧、姫路市 HP）

出典：「姫路市 Web マップ」（令和 8 年 1 月閲覧、姫路市 HP）

出典：「Google マップ」（令和 8 年 1 月閲覧）



凡例

- 事業実施想定地域
- 主要な眺望点



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.6
主要な眺望点の位置

(2) 予測

① 予測事項

- ・ 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度
- ・ 主要な眺望景観の変化の程度

② 予測方法

1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

景観資源及び主要な眺望点と太陽電池等設置検討範囲の重ね合わせにより、改変の有無の把握を行うものとした。

2) 主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望点からの可視領域図を作成し眺望点から可視の程度を把握するものとした。

なお、可視領域図は、各眺望地点から国土地理院の基盤地図情報（5m 標高メッシュ）を用いて作成した。

③ 予測地域

1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

事業実施想定地域及びその周囲とした。

2) 主要な眺望景観の変化の程度

予測地域は、事業実施想定地域及びその周囲とした。

予測地点は、表 2.4.29 及び図 2.4.6 に示す 10 地点とした。

④ 予測結果

1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

景観資源及び主要な眺望点の分布状況と太陽電池等設置検討範囲を重ね合わせた結果、景観資源及び主要な眺望点は、A 案、B 案ともに事業実施想定地域内に位置していないことから、景観資源及び主要な眺望点への影響はないと予測する。

2) 主要な眺望景観の変化の程度

各予測地点からの可視領域は、図 2.4.7～図 2.4.16 のとおりである。

「①広嶺山」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲が不可視となることから、影響はないと予測する。

「②ミオロッソ書写」は、A 案では太陽電池等設置検討範囲の西側を中心に可視となることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。B 案では、太陽電池等の配置を抑制する範囲を設けることにより、可視範囲は小規模な範囲となっている。

「③書写山ロープウェイ」は、A 案では太陽電池等設置検討範囲の西側を中心に可視となることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。B 案では、太陽電池等の配置を抑制する範囲を設けることにより、可視範囲は小規模な範囲となっている。

「④八丈岩山」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲の南側で一部可視となることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。

「⑤書写山参道展望台」は、A 案では太陽電池等設置検討範囲の西側～南側を中心に可視となることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。B 案では、太陽電池等の配

置を抑制する範囲を設けることにより、可視範囲は小規模な範囲となっている。

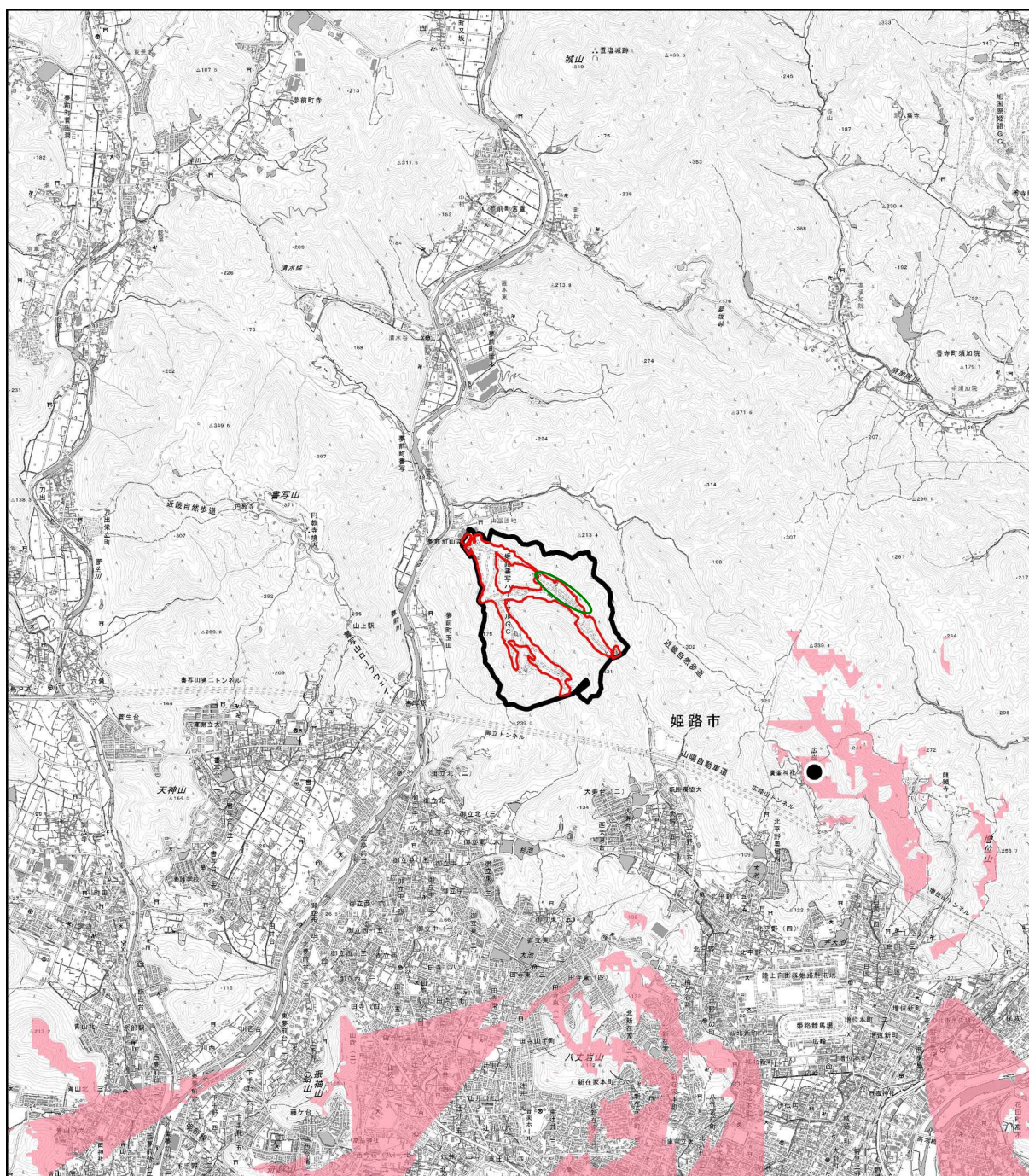
「⑥広峰展望広場」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲が不可視となることから、影響はないと予測する。

「⑦芝崎山展望ベンチ」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲が不可視となることから、影響はないと予測する。

「⑧天神山」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲が不可視となることから、影響はないと予測する。

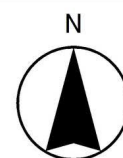
「⑨氷室ダム・展望台」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲が不可視となることから、影響はないと予測する。

「⑩展望公園」は、A 案、B 案ともに太陽電池等設置検討範囲が不可視となることから、影響はないと予測する。



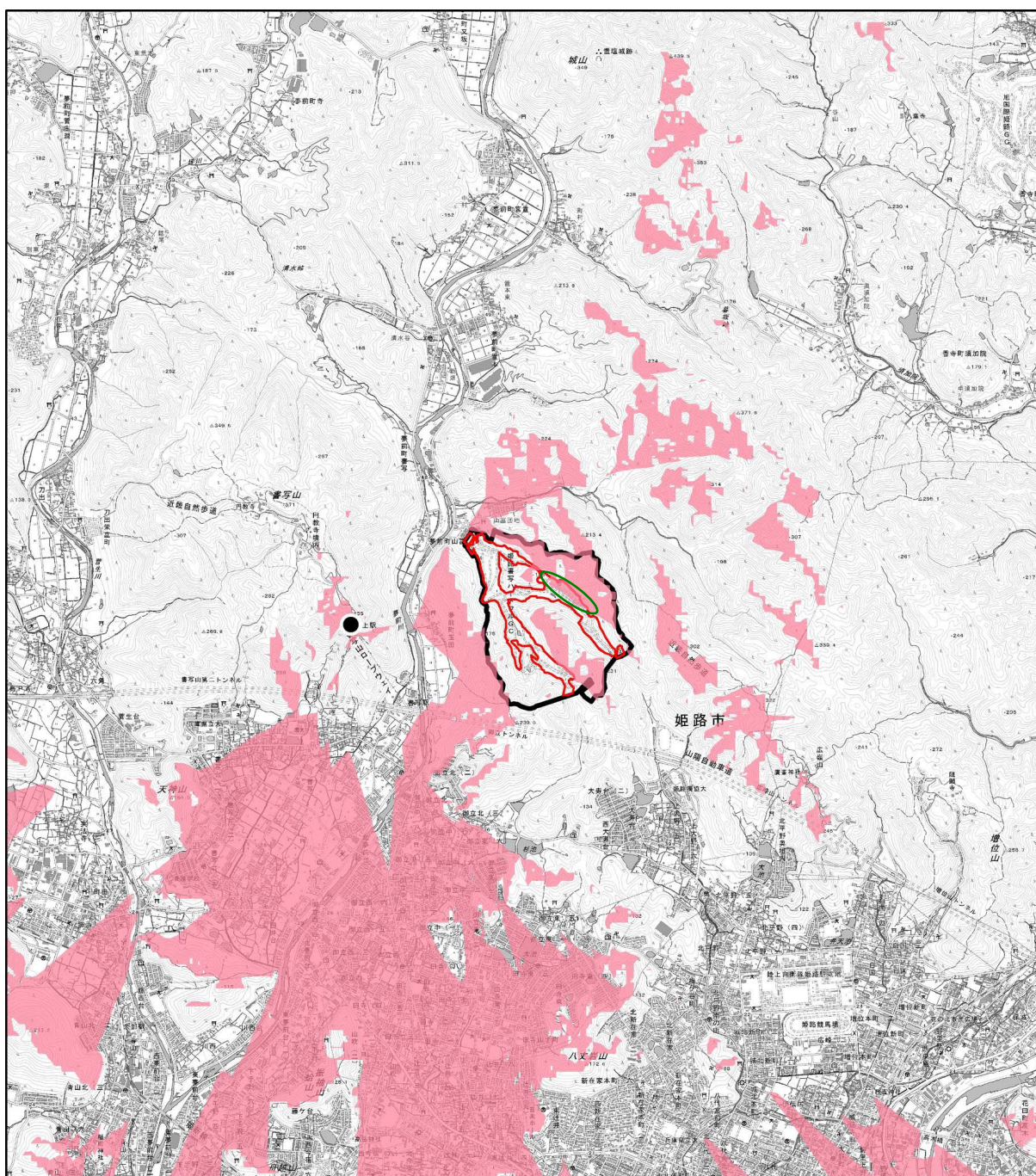
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(広峰山)
- 眺望点(広峰山)からの可視領域



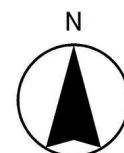
0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.7
主要な眺望点からの可視領域
(①広峰山)



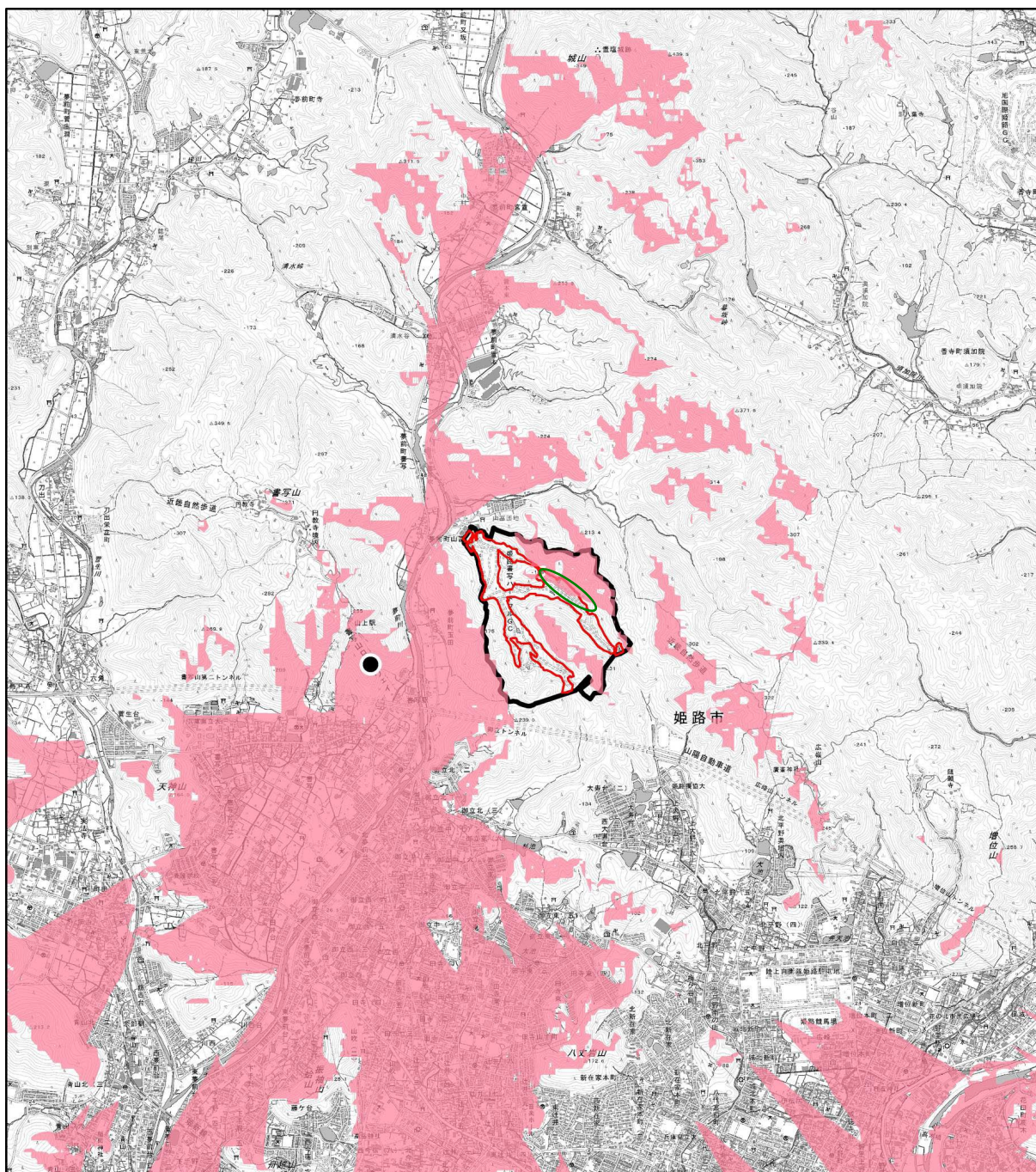
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(ミオロッソ書写)
- 眺望点(ミオロッソ書写)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.8
主要な眺望点からの可視領域
(②ミオロッソ書写)



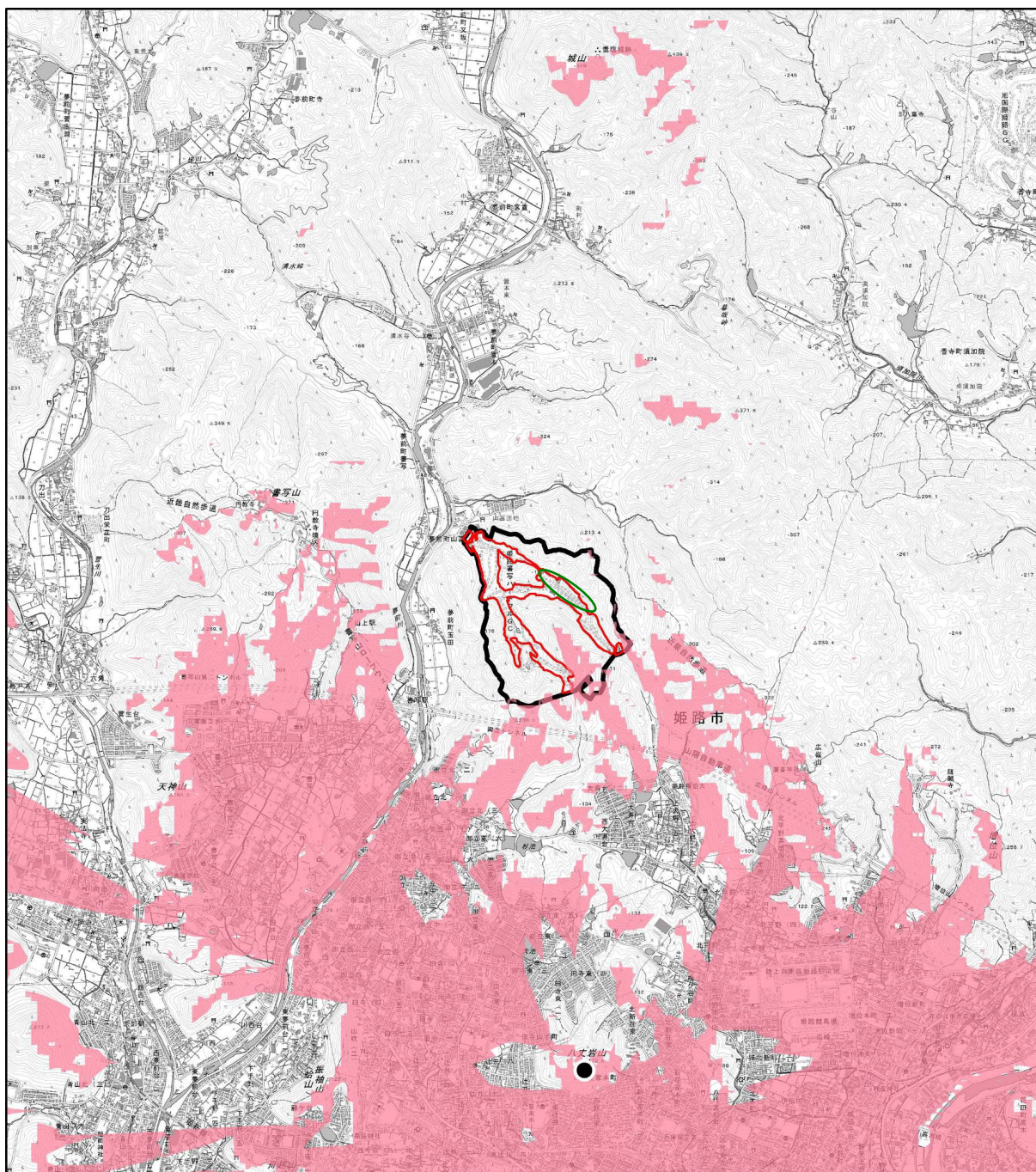
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(書写山ロープウェイ)
- 眺望点(書写山ロープウェイ)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.9
主要な眺望点からの可視領域
(③書写山ロープウェイ)



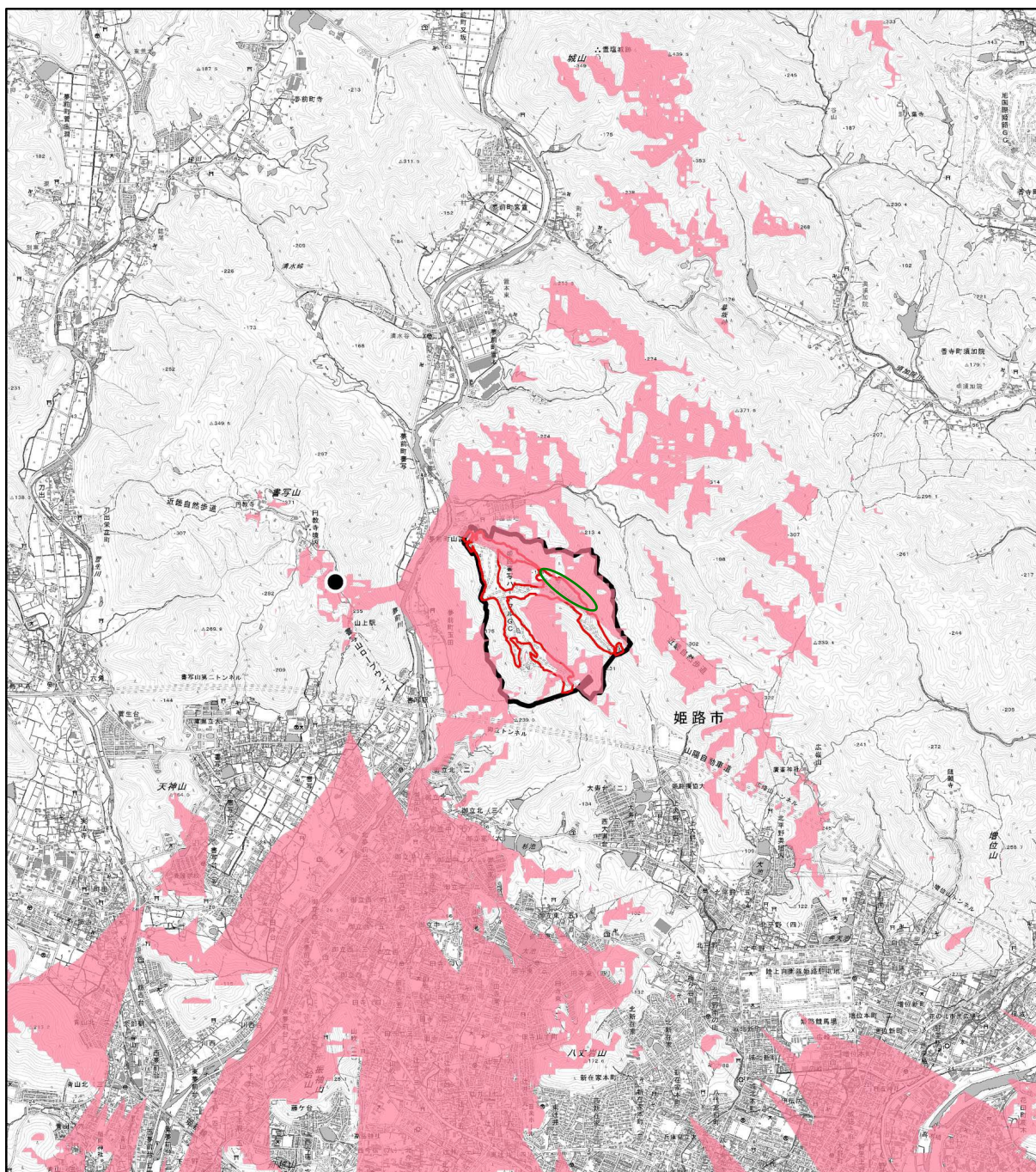
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(八丈岩山)
- 眺望点(八丈岩山)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.10
主要な眺望点からの可視領域
(④八丈岩山)



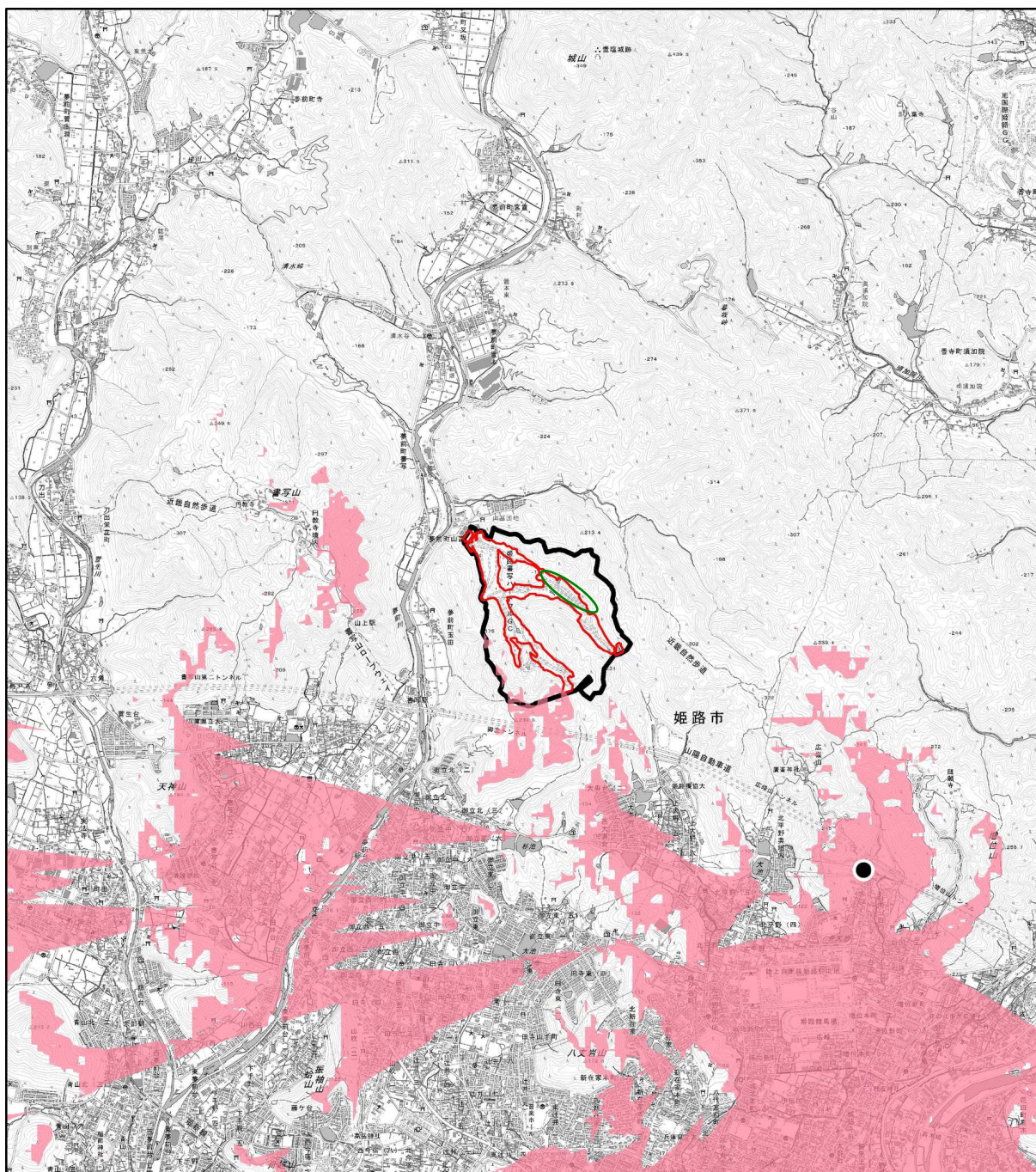
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(書写山参道展望台)
- 眺望点(書写山参道展望台)からの可視領域



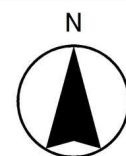
0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.11
主要な眺望点からの可視領域
(⑤書写山参道展望台)



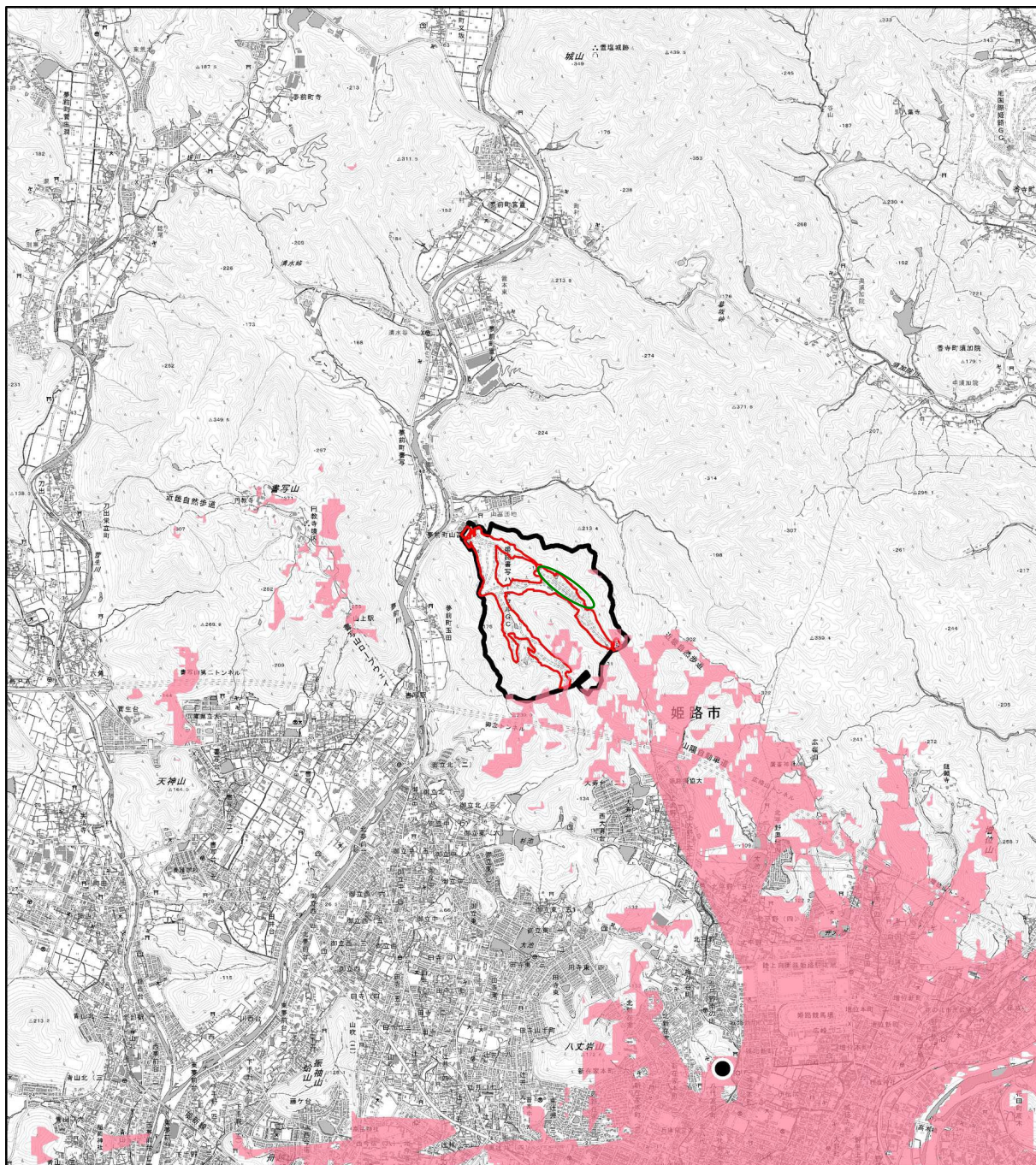
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(広峰展望広場)
- 眺望点(広峰展望広場)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.12
主要な眺望点からの可視領域
(⑥広峰展望広場)



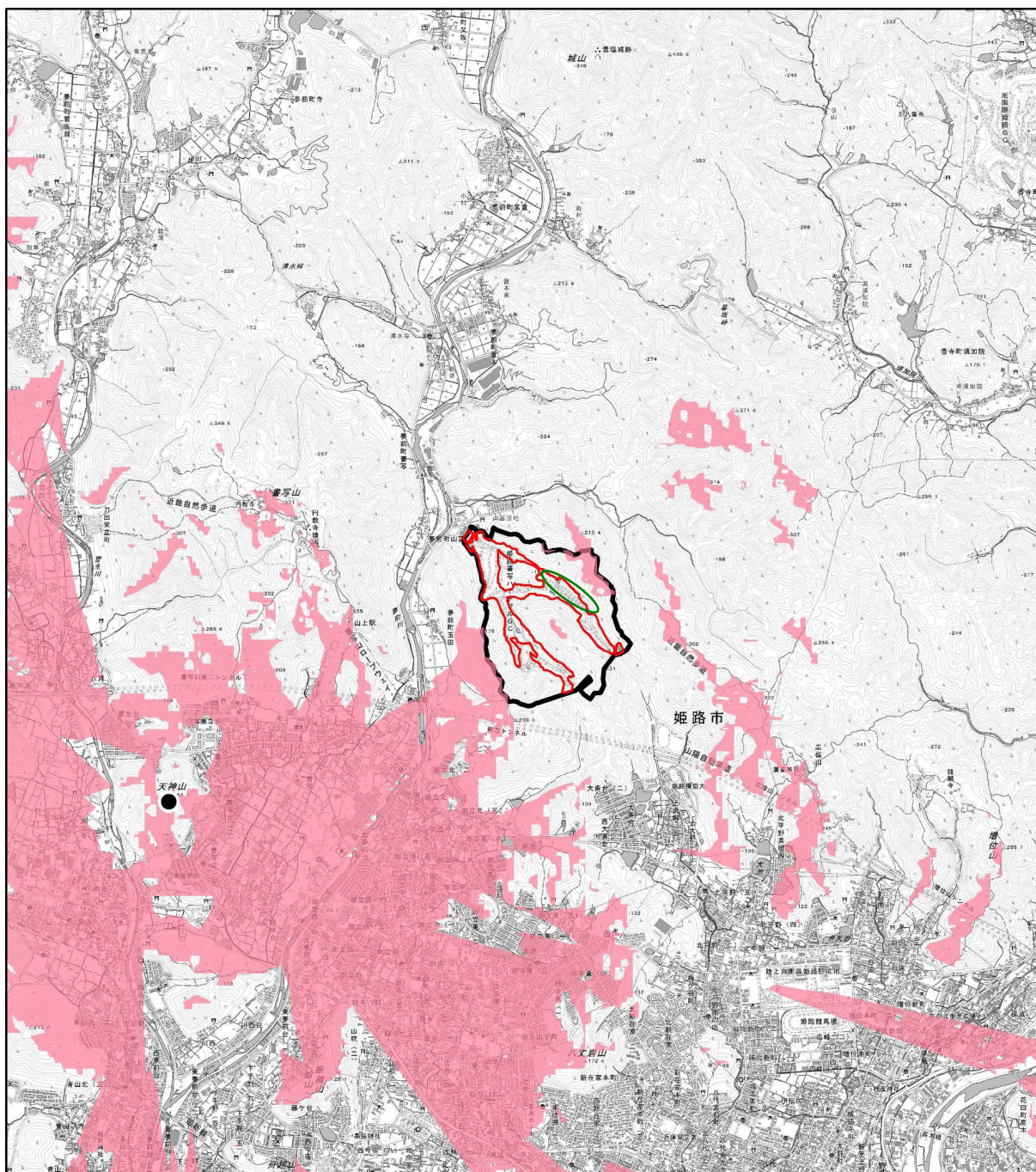
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(芝崎山展望ベンチ)
- 眺望点(芝崎山展望ベンチ)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.13
主要な眺望点からの可視領域
(⑦芝崎山展望ベンチ)



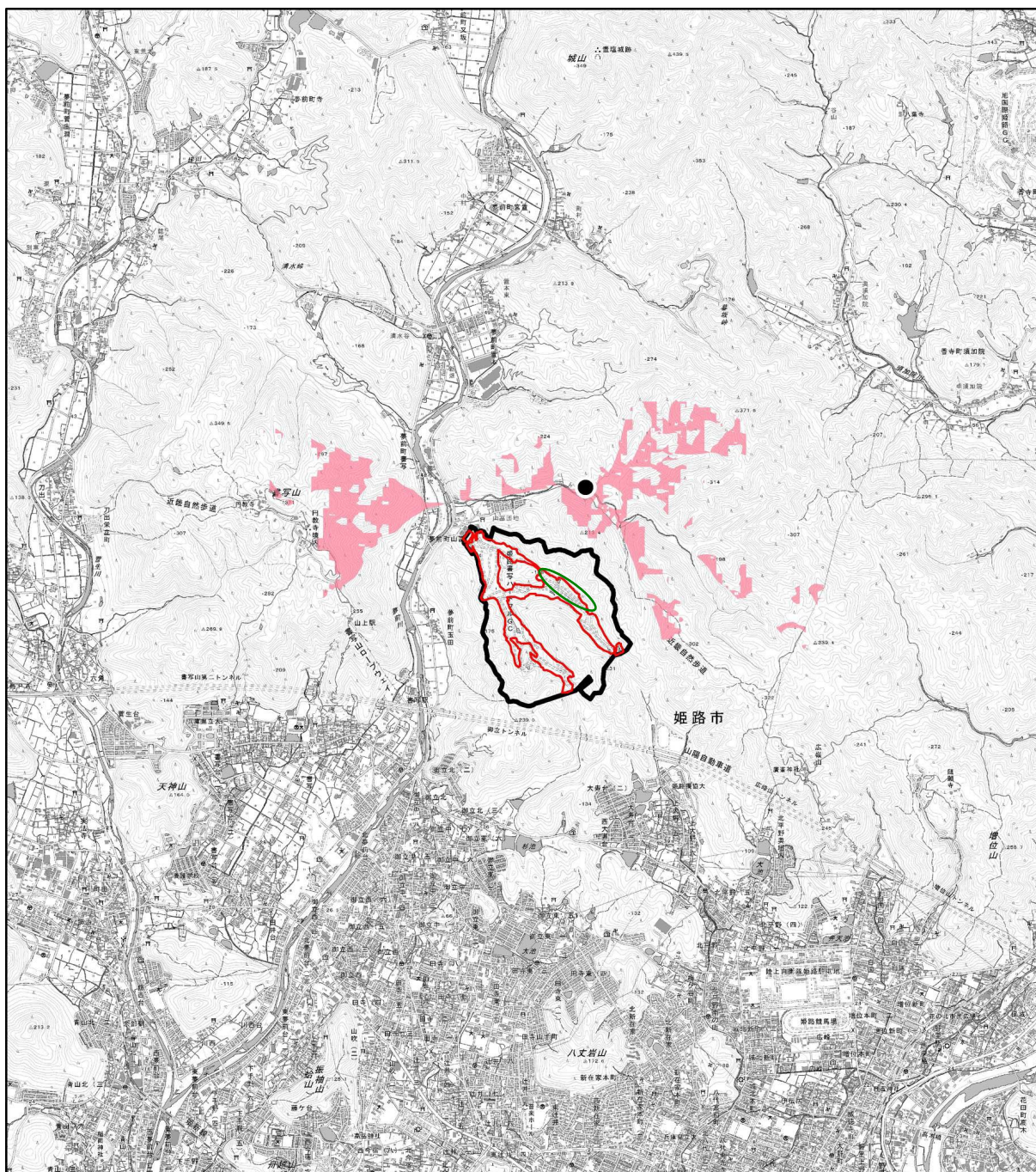
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(天神山)
- 眺望点(天神山)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.14
主要な眺望点からの可視領域
(⑧天神山)



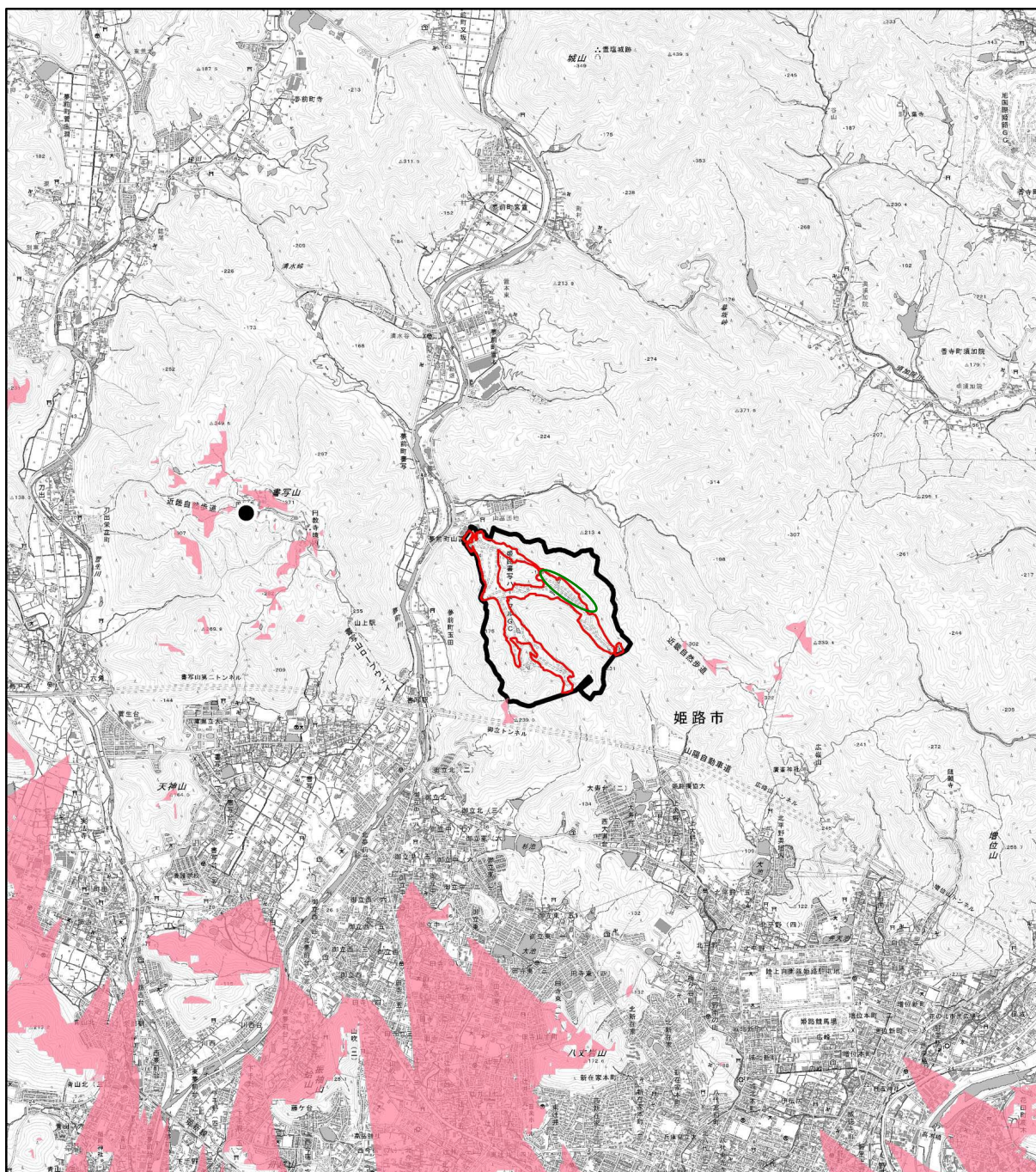
凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(氷室ダム・展望台)
- 眺望点(氷室ダム・展望台)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.15
主要な眺望点からの可視領域
(⑨氷室ダム・展望台)



凡例

- 事業実施想定地域
- 太陽電池等設置検討範囲
- B案にて太陽電池等の配置を抑制する範囲
- 主要な眺望点(展望公園)
- 眺望点(展望公園)からの可視領域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.16
主要な眺望点からの可視領域
(⑩展望公園)

(3) 評価

① 評価手法

調査及び予測結果に基づき、複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度について評価した。また、これら複数案の評価結果を比較整理した。

② 評価結果

1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

予測の結果、景観資源及び主要な眺望点は、事業実施想定地域内に位置していないことから、景観資源及び主要な眺望点の改変は無いと考えられ、景観資源及び主要な眺望点への影響はないと評価する。

2) 主要な眺望景観の変化の程度

A 案では「②ミオロッソ書写」、「③書写山ロープウェイ」、「④八丈岩山」、「⑤書写山参道展望台」より太陽電池等設置検討範囲が可視であることから、眺望景観の変化が生じる可能性がある。B 案でも、上述の②～⑤の地点では太陽電池等設置検討範囲が可視であるものの、事業実施想定地域の東部で太陽電池等の配置を抑制する区域を設けることで、②、③並びに⑤等の書写山周辺からの眺望点において、可視範囲を大きく削減することとなる。

表 2.4.30 眺望点からの可視範囲と評価結果のまとめ

眺望点	可視範囲		評価	
	A 案	B 案	A 案	B 案
①広峰山	不可視	不可視	○	○
②ミオロッソ書写	広範囲に可視	一部可視	×	△
③書写山ロープウェイ	広範囲に可視	一部可視	×	△
④八丈岩山	一部可視	一部可視	△	△
⑤書写山参道展望台	広範囲に可視	一部可視	×	△
⑥広峰展望広場	不可視	不可視	○	○
⑦芝崎山展望ベンチ	不可視	不可視	○	○
⑧天神山	不可視	不可視	○	○
⑨氷室ダム・展望台	不可視	不可視	○	○
⑩展望公園	不可視	不可視	○	○

注) 評価 ○：太陽電池等設置検討範囲が視認されないため影響はない。

△：太陽電池等設置検討範囲が一部視認されるため、一定の影響が生じる可能性がある。

×：太陽電池等設置検討範囲が広く視認されるため、大きな影響が生じる可能性がある。

なお、現時点では、早期事前調査による既存資料の調査結果であり、事業計画に未確定事項が多いこと、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られていないため、今後の概要書の手続きにおいて、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・事業実施想定地域の西側の眺望点より視認の可能性が高い東部には太陽電池等の配置を抑制する。
- ・現地調査等により主要な眺望景観の状況並びに身近な視点場における景観の状況等を把握し、事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。

- ・ 今後の太陽電池等の配置等の検討においては、身近な視点場における景観の状況を踏まえて検討する。
- ・ 県立自然公園内の事業であることから、兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）を遵守し、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるよう、事業実施想定地域の非改変区域の樹林の伐採は行わない。また、太陽電池等設置検討範囲内の樹林についても極力伐採しない。

今後の手続きにおいて以上を着実に実施し、B 案を採用することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4-4-5 地盤

(1) 調査

① 調査事項

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 地形及び表層地質の分布状況
- ・ 国土防災に係る指定区域の分布状況

② 調査方法

既存文献等の収集及び整理により、地形及び表層地質、国土防災に係る指定区域の分布状況を調査した。

③ 調査地域

調査地域は、事業実施想定地域及びその周囲とした。

④ 調査結果

1) 地形及び表層地質の分布状況

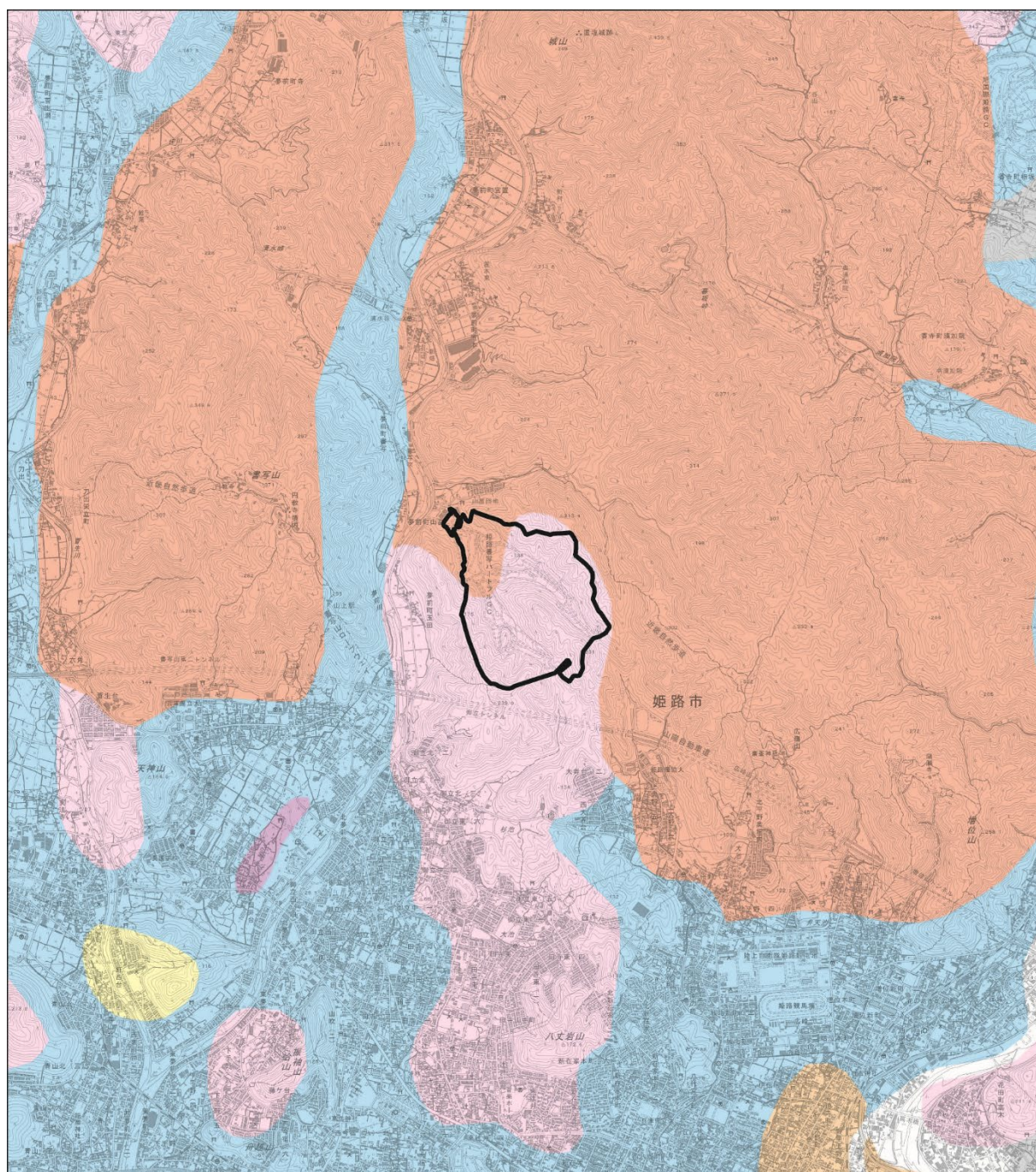
事業実施想定地域及びその周囲の地形及び表層地質の分布状況は、図 2.4.17 及び図 2.4.18 のとおりである。

事業実施想定地域の地形分類区分は主に山地の小起伏山地、丘陵地の大起伏丘陵地からなっている。また、表層地質は、事業実施想定地域は火山性岩石である流紋岩類、未固結堆積物（泥・砂・礫）で、連系変電所エリアは固結堆積物（泥質岩）からなっている。

2) 国土防災に係る指定区域の分布状況

事業実施想定地域及びその周囲の国土防災に係る指定区域の分布状況は、図 2.4.20 ～図 2.4.23 のとおりである。

事業実施想定地域（連系変電所エリア含む）及び周辺が保安林、砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」に基づく崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域、「兵庫県 CG ハザードマップ」で指定される崩壊土砂流出危険地区等に指定されている。



凡 例

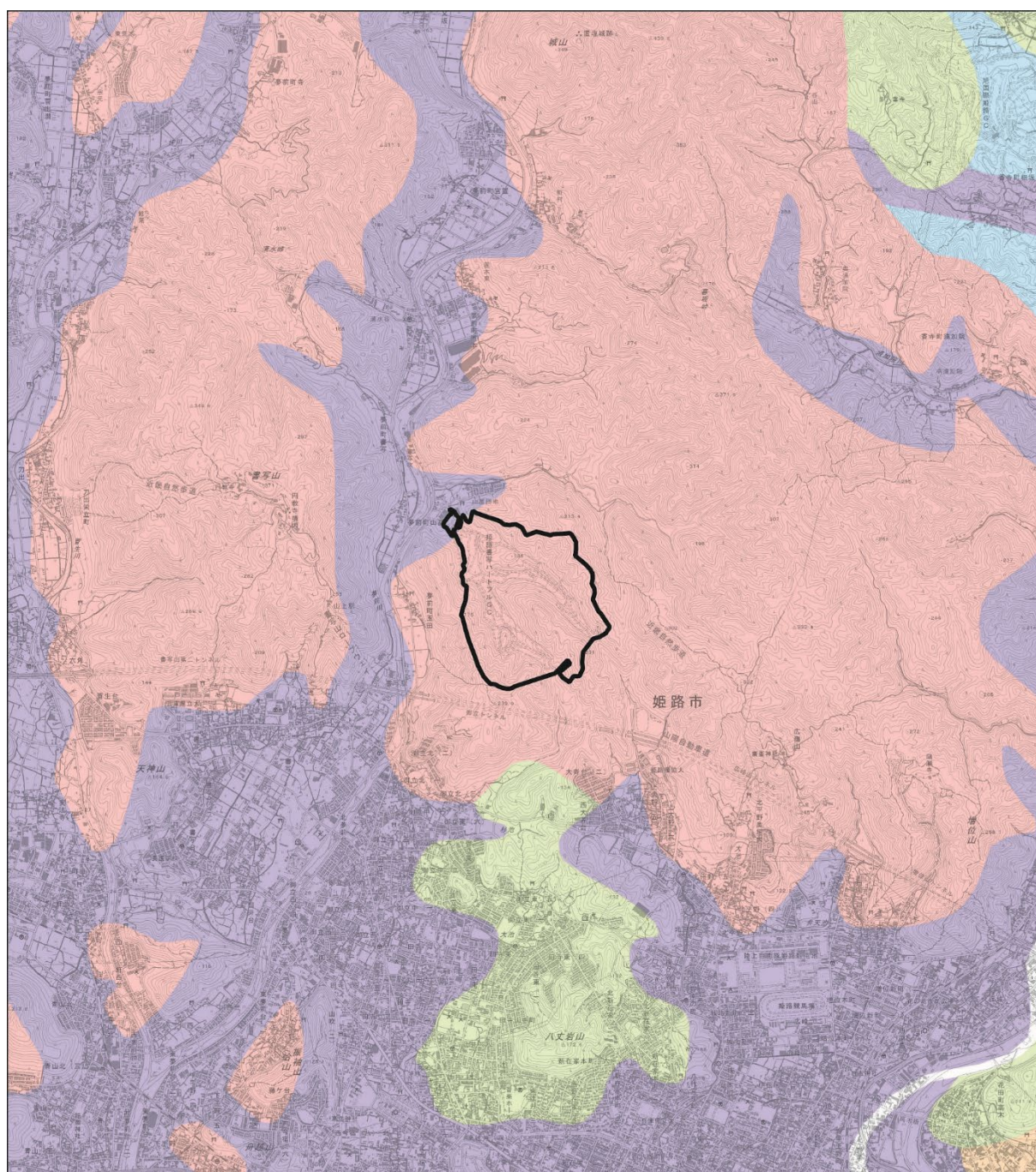
- 事業実施想定地域
- 【山地】
- 小起伏山地
- 【丘陵地】
- 大起伏丘陵地
- 小起伏丘陵地
- 【低地】
- 扇状地性低地
- 三角州性低地
- 自然堤防・砂州・砂丘
- 【台地段丘】
- 砂礫台地（下位）

出典：「国土数値情報 20万分の1土地分類基本調査」（令和8年1月閲覧、国土交通省HP）
 注：本図は、国土地理院電子地形図25000を用いて作成したものである。



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.17
地形分類図



凡 例

事業実施想定地域

【火山性岩石】

流紋岩類

【固結～半固結堆積物】

礫砂泥

【未固結堆積物】

泥・砂・礫

段丘礫

【固結堆積物】

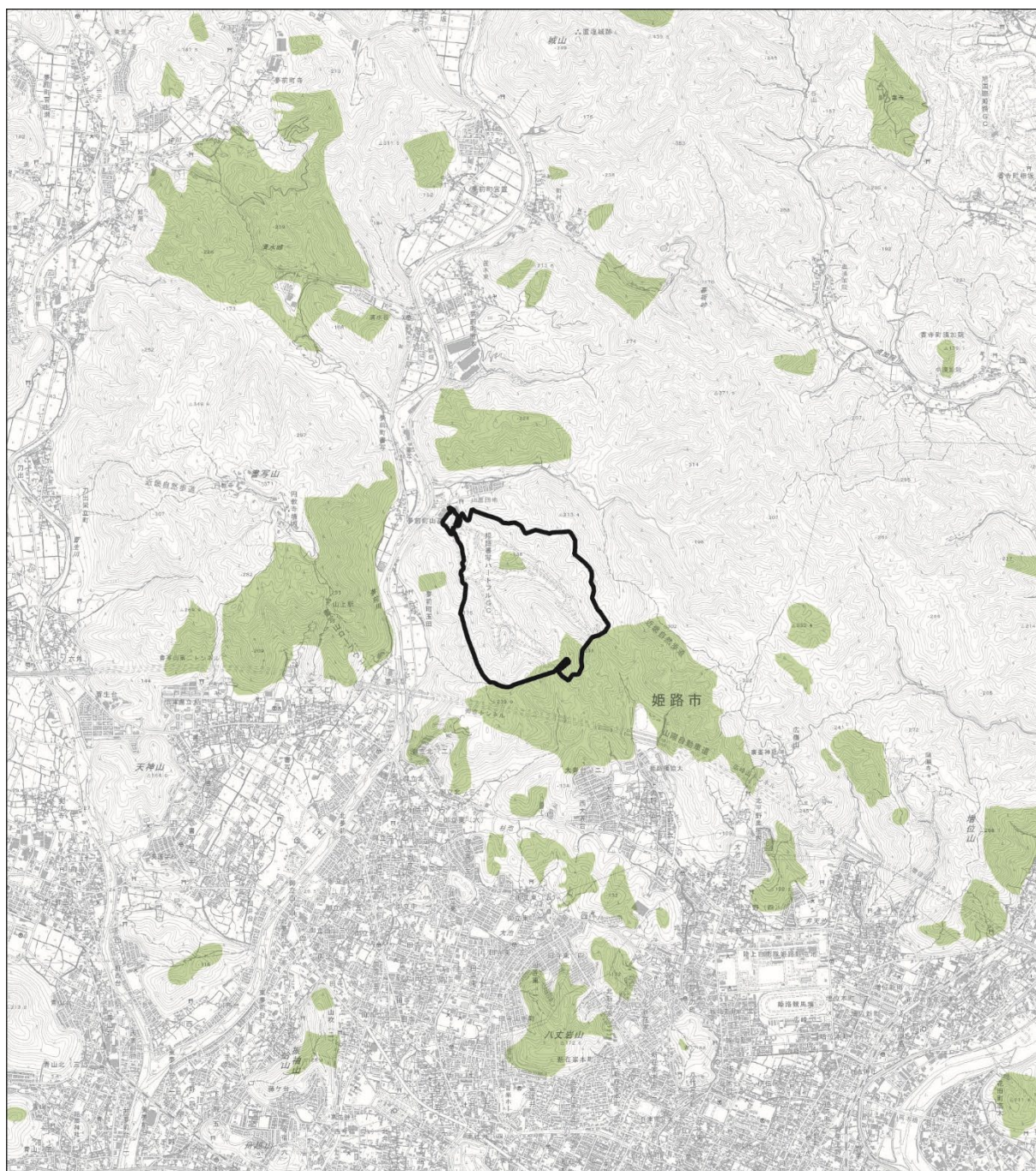
泥質岩



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.18
表層地質図

出典：「国土数値情報 20 万分の 1 土地分類基本調査」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。



凡 例

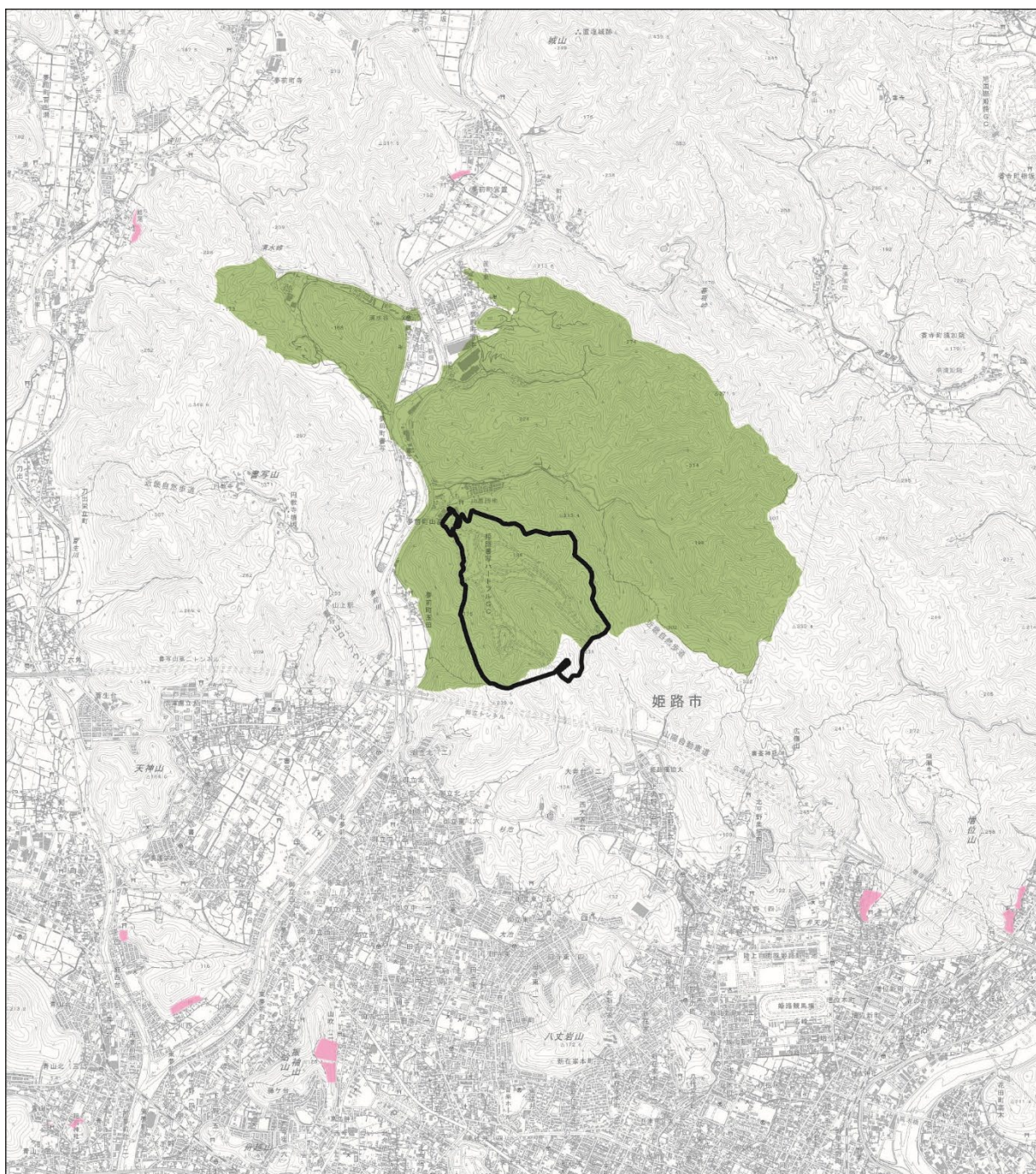
- 事業実施想定地域
- 保安林



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.19
保安林

出典：「国土数値情報 森林地域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。



凡 例

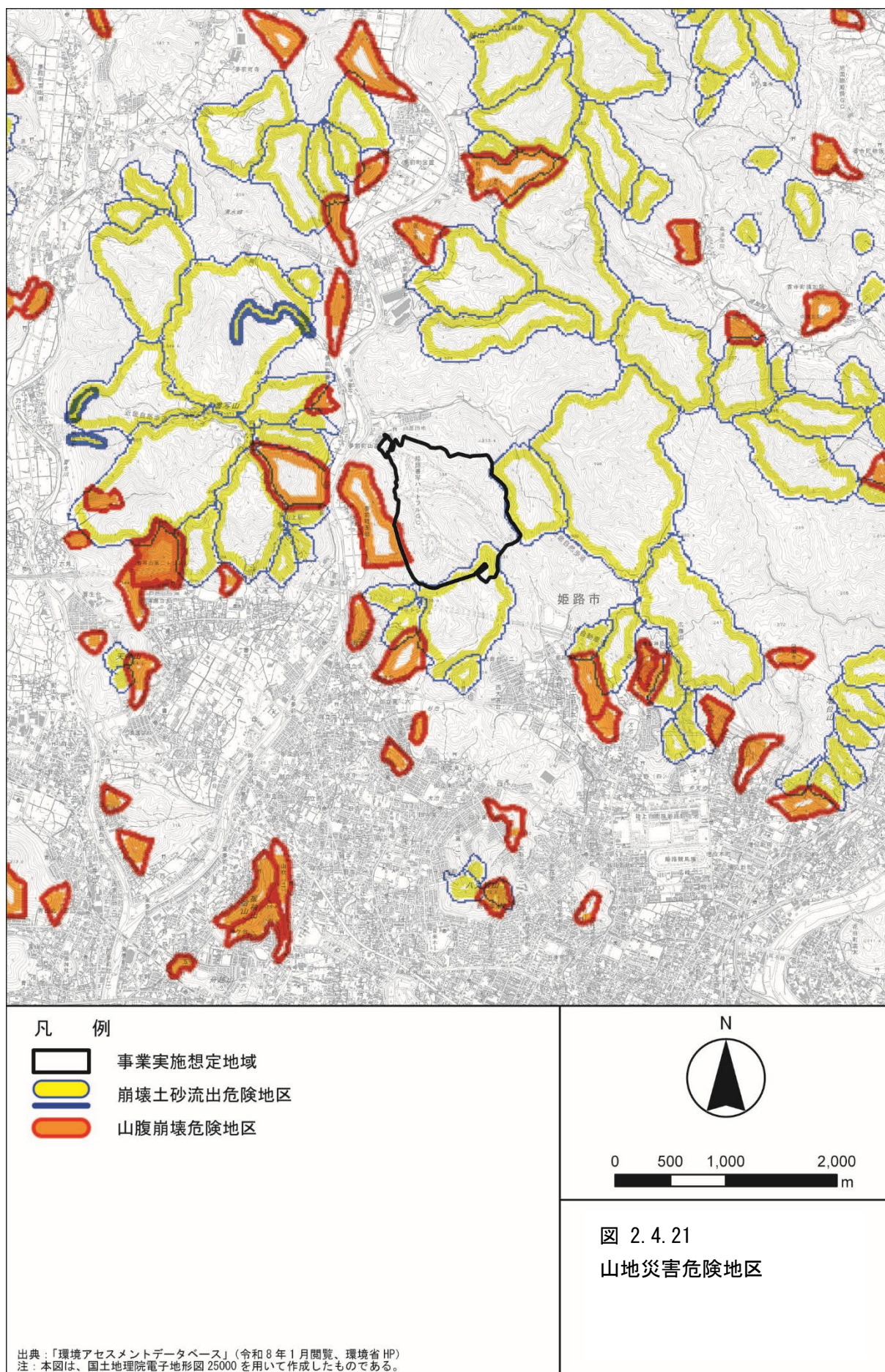
-  事業実施想定地域
-  砂防指定地
-  急傾斜地崩壊危険区域

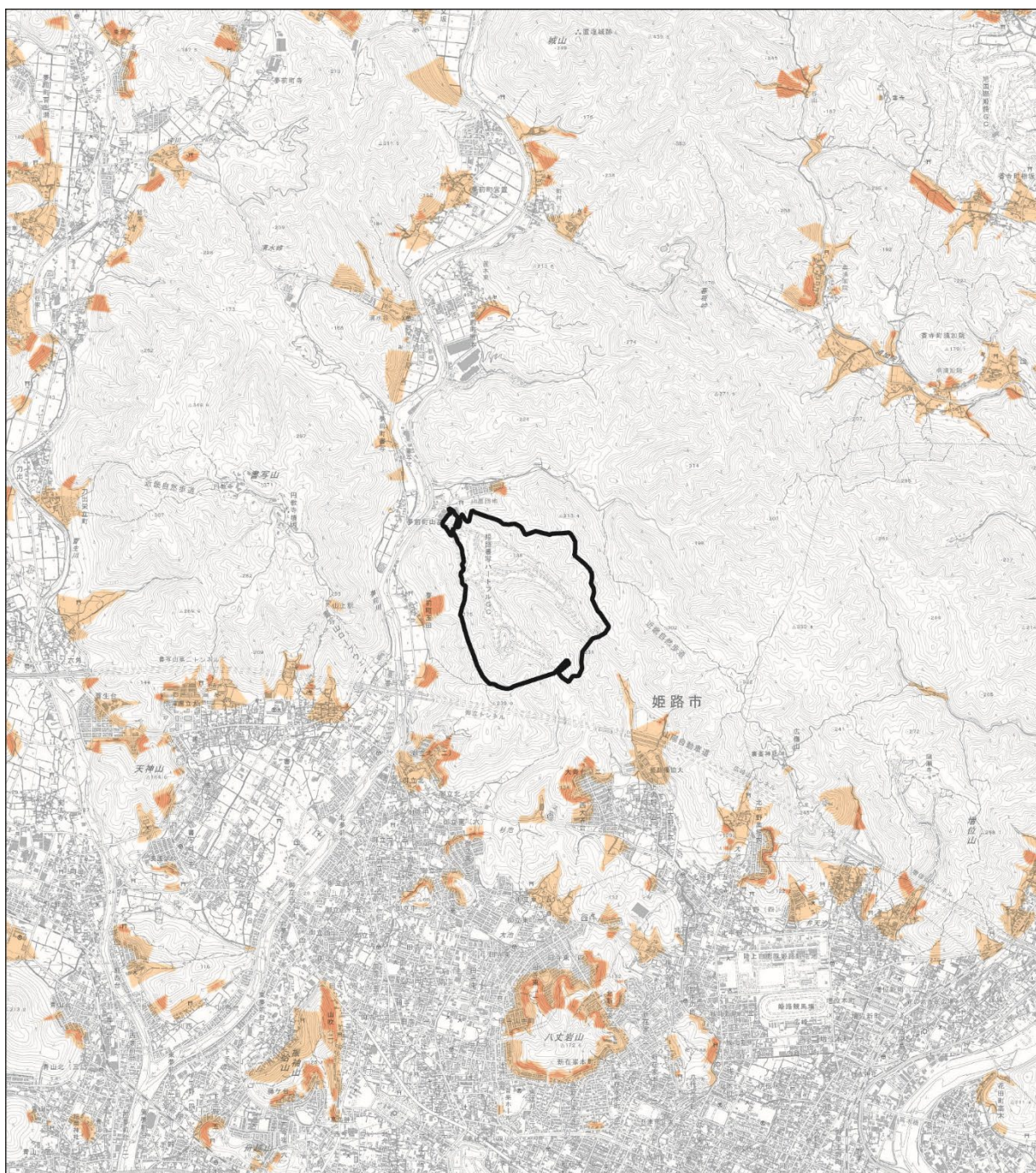


0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.20
砂防指定地

出典：「姫路土木事務所資料」（令和 7 年 12 月ヒアリング、姫路土木事務所）
「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
「国土数値情報 地すべり防止区域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。





凡 例

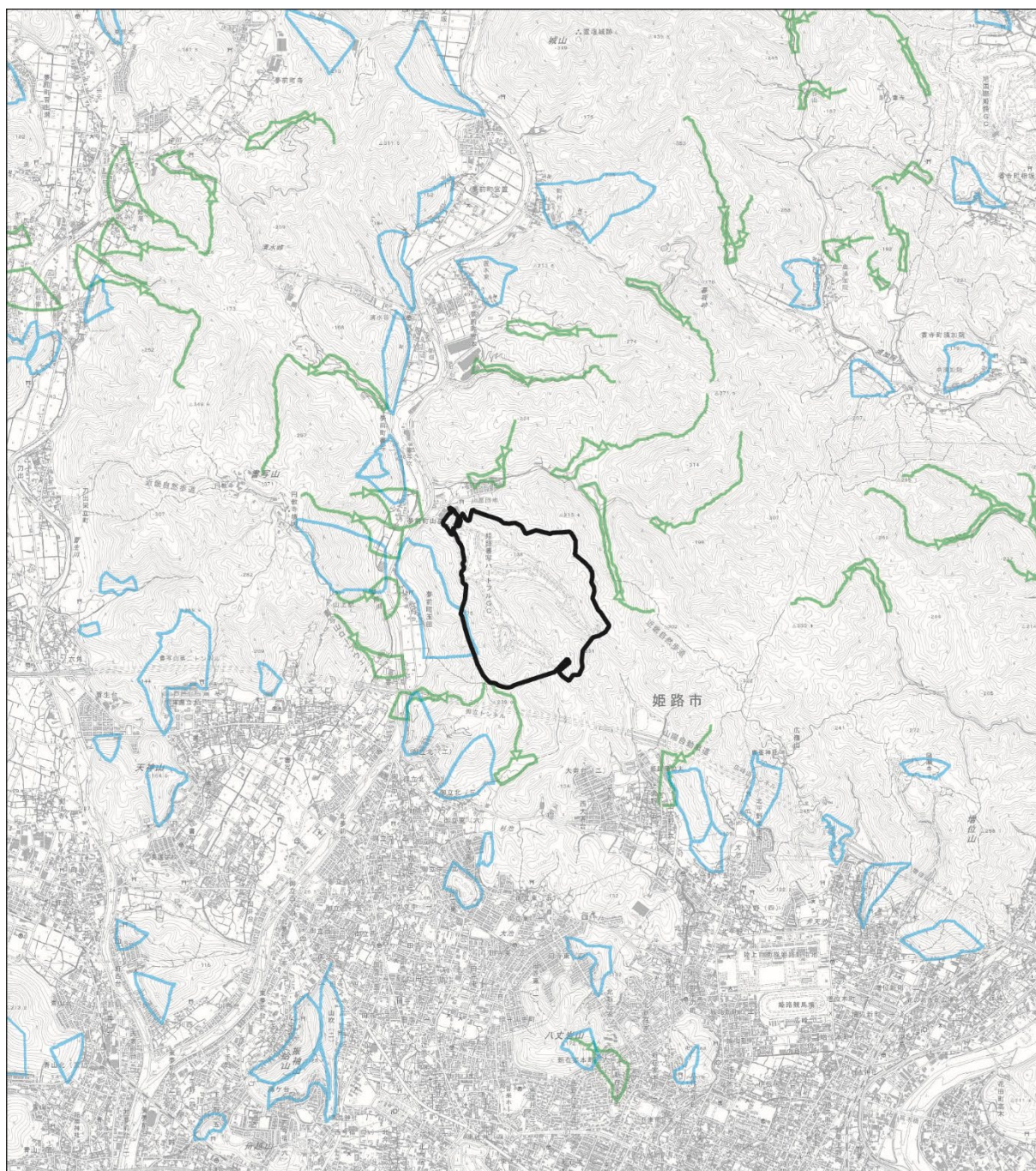
-  事業実施想定地域
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.22
土砂災害危険区域等

出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」（令和 8 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。



凡 例

- 事業実施想定地域
- 山腹崩壊危険区域
- 崩壊土砂流出危険区域 (→土石流の流向)



0 500 1,000 2,000
m

図 2.4.23
山地災害危険区域

出典：「CGハザードマップ2.0」（令和8年1月閲覧、兵庫県HP）
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

(2) 予測

① 予測事項

- ・土地の安定性への影響

② 予測方法

太陽電池等設置検討範囲と地形及び表層地質、傾斜区分の重ね合わせ、国土防災に係る指定区域の分布状況により、土地の安定性への影響の有無を整理した。

③ 予測地域

太陽電池等設置検討範囲とした。

④ 予測結果

太陽電池等設置検討範囲内の地形は、山地の小起伏山地及び丘陵地の大起伏丘陵地からなっている。また、表層地質は主に火山性岩石である流紋岩類、未固結堆積物（泥・砂・礫）で、連系変電所エリアは固結堆積物（泥質岩）からなっている。

太陽電池等設置検討範囲は、ほとんどが砂防指定地に指定されており、一部が崩壊土砂流出危険地区に指定されている。また、連系変電所エリアは、保安林、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、崩壊土砂流出危険地区等に指定されている。

本事業では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は実施しないこと、残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留める計画であること等、土地の安定性に対して影響を抑える措置を講じる。しかし、土地の安定性に対して懸念される地域が太陽電池等設置検討範囲内に存在するため、事業による影響が生じる可能性が考えられる。

なお、A 案、B 案ともに、事業実施に伴う改変により影響を受ける範囲は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

(3) 評価

① 評価手法

調査及び予測結果に基づき、複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度について評価した。

② 評価結果

本事業では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は実施しないこと、残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留める計画であること等、土地の安定性に対して影響を抑える措置を講じるものの、土地の安定性に対して懸念される地域が太陽電池等設置検討範囲内に存在するため、事業による影響が生じる可能性が考えられる。

なお、A 案、B 案ともに、事業実施に伴う改変により影響を受ける範囲は同様のため、A 案、B 案ともに同様の予測結果である。

なお、現時点では、早期事前調査による既存資料の調査結果であり、事業計画に未確定事項が多いこと、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られていないため、今後の概要書の手続きにおいて、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・今後の環境影響評価手続きにおいては、今後の設計計画の検討や関係機関との協議並びに環境影響に関する予測・評価結果を踏まえて、周辺地域への環境影響の回避・低減等の検討を行っていく。
- ・今後の太陽電池等の配置計画の検討に当たっては、概要書の手続き以降における調査結果等を踏まえ、土地の傾斜状況、地盤強度等を考慮の上、太陽電池等の設置範囲、基礎構造、排水対策等を検討する。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4-4-6 総合的な評価

事業実施想定地域に太陽電池発電所を設置することによる周辺環境に与える影響について複数案で検討した結果、表 2. 4. 31 に示すとおり、B 案を採用するとともに概要書の手続き以降に、事業計画における配置計画等の配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

表 2. 4. 31 (1) 評価結果と配慮事項の概要

環境要素	環境要因の区分	重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定理由	評価結果	配慮事項
植物	地形改変及び施設 の存在	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な種及び重要な群落が確認されており、地形の改変及び施設の存在による影響のおそれがある。	・ A 案、B 案ともに、水辺、樹林、草地を主な生育環境とする重要な種については、直接改変による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。 ・ A 案、B 案ともに、重要な植物群落及び巨樹・巨木林、天然記念物は、事業実施想定地域内に存在しないことから、直接改変による影響はない。 ・ 上記の結果は、早期事前調査による既存資料の調査結果であり、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られていないため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、環境保全措置を検討・実施することにより、<u>A 案、B 案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</u>	・ 現地調査により植物の生育状況を把握し、生育が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される事業実施想定地域に主な生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。 ・ 今後の太陽電池等の配置等においては、重要な種の生育状況等を踏まえて検討する。 ・ ゴルフ場等の既改変の土地の活用により、樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な種の生育環境への影響の低減を図る。 ・ 工事に使用する重機のタイヤ等の足回りに付着した泥の洗浄、緑化を行う際には地域の在来種を極力使用、種子吹付を行う際には侵略的外来種の種子が含まれていないものを使用等により、事業実施想定地域内に持ち込まないよう配慮する。 ・ 工事用車両の事業実施想定地域からの退出時の足回り洗浄の実施、太陽光パネル配置箇所周辺の定期的な除草（草刈り）による侵略的外来種の異常繁茂抑制等により、事業実施想定地域外に持ち出さないよう配慮する。
動物	地形改変及び施設 の存在	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、地形の改変及び施設の存在による影響のおそれがある。	・ A 案、B 案ともに、水辺、池、湿地、樹林、草地を主な生息環境とする重要な種については、直接改変による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。 ・ A 案、B 案ともに、注目すべき生息地について、事業実施想定地域の大部分は西播丘陵県立自然公園内に位置しており、直接改変により動物の注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられる。 ・ 上記の結果は、早期事前調査による既存資料の調査結果であり、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られていないため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、環境保全措置を検討・実施することにより、<u>A 案、B 案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</u>	・ 現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される事業実施想定地域に主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。 ・ 今後の太陽電池等の配置等においては、重要な種の生息状況等を踏まえて検討する。 ・ ゴルフ場等の既改変の土地の活用により、樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な種の生息環境への影響の低減を図る。 ・ 猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年、環境省）に準拠して生息状況調査を行い、適切に影響を予測評価する。 ・ 工事に使用する重機のタイヤ等の足回りに付着した泥の洗浄、太陽光パネル等の搬入時の不審なアリやクモ等の付着の有無の目視確認により、事業実施想定地域内に持ち込まないよう配慮する。 ・ 工事用車両の事業実施想定地域からの退出時の足回り洗浄の実施により、事業実施想定地域外に持ち出さないよう配慮する。
生態系	地形改変及び施設 の存在	事業実施想定地域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が確認されており、地形の改変及び施設の存在による影響のおそれがある。	・ A 案、B 案ともに、事業実施想定地域の大部分は自然公園内に位置し、一部は保安林に指定されていること等より、重要な自然環境のまとまりの場に対して影響を及ぼす可能性が考えられる。 ・ 上記の結果は、早期事前調査による既存資料の調査結果であり、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られていないため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、環境保全措置を検討・実施することにより、<u>A 案、B 案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</u>	・ 現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。 ・ 県立自然公園内の事業であることから、兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）を遵守し、生物多様性の確保に寄与するよう、適切な環境配慮を行う。 ・ 当該自然公園は、アカマツ・コナラ等の二次林を主体に、常緑広葉樹をまじえた社叢林が自然林として残されている環境であるため、これらの環境を保全するため、事業実施想定地域の非改変区域の樹林の伐採は行わない。また、太陽電池等設置検討範囲内の樹林についても極力伐採しない。 ・ 現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

表 2. 4. 31(2) 環境影響が懸念された内容と配慮事項の概要

環境要素	環境要因の区分	重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定理由	評価結果	配慮事項
景観	地形改変及び施設 の存在	事業実施想定地域の周辺には、 主要な眺望点及び景観資源が 確認されており、地形の改変及 び施設の存在に伴う景観への 影響のおそれがある。	・ A 案、B 案ともに、景観資源及び主要な眺望点は、事業実施 想定地域内に位置していないことから景観資源及び主要 な眺望点への影響はないと評価する。 ・ 主要な眺望景観の変化について、A 案では「②ミオロッソ 書写」、「③書写山ロープウェイ」、「④八丈岩山」、「⑤ 書写山参道展望台」より太陽電池等設置検討範囲が可視で あることから、眺望景観の変化が生じる可能性がある。B 案 でも、上述の②～⑤の地点では太陽電池等設置検討範囲が 可視であるものの、事業実施想定地域の東部で太陽電池等 の配置を抑制する区域を設けることで、②、③並びに⑤等 の書写山周辺からの眺望点において、可視範囲を大きく削 減することとなる。 ・ 上記の結果は、早期事前調査による既存資料の調査結果で あり、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られて いないため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び 評価の結果等を踏まえた上で、環境保全措置を検討・実施 し、<u>B 案を採用することにより、事業による重大な影響は 回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</u>	・ 事業実施想定地域の西側の眺望点より視認の可能性が高い東部には太陽電池等の配置を抑制する。 ・ 現地調査等により主要な眺望景観の状況並びに身近な視点場における景観の状況等を把握し、事業による影響 の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。 ・ 今後の太陽電池等の配置等の検討においては、身近な視点場における景観の状況を踏まえて検討する。 ・ 県立自然公園内の事業であることから、兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）を遵守し、優 れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるよう、事業実施想定地域の非改変区域の樹林の伐採は行 わない。また、太陽電池等設置検討範囲内の樹林についても極力伐採しない。
地盤	地形改変及び施設 の存在	事業実施想定地域に斜面等の 土地の安定性に関連する地形・ 地質等が存在し、地形の改変及 び施設の存在に伴い土地の安 定性が変化するおそれがある。	・ A 案、B 案ともに、新たな土地の造成（切土・盛土等）は実 施しないこと、残置森林を確保するとともに、樹木伐採は 必要最小限に留める計画であること等、土地の安定性に対 して影響を抑える措置を講じるものの、土地の安定性に対 して懸念される地域が太陽電池等設置検討範囲内に存在 するため、事業による影響が生じる可能性が考えられる。 ・ 上記の結果は、早期事前調査による既存資料の調査結果で あり、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られて いないため、今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び 評価の結果等を踏まえた上で、環境保全措置を検討・実施 することにより、<u>A 案、B 案ともに事業による重大な影響は 回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</u>	・ 今後の環境影響評価手続きにおいては、今後の設計計画の検討や関係機関との協議並びに環境影響に関する予 測・評価結果を踏まえて、周辺地域への環境影響の回避・低減等の検討を行っていく。 ・ 今後の太陽電池等の配置計画の検討に当たっては、概要書の手続き以降における調査結果等を踏まえ、土地の 傾斜状況、地盤強度等を考慮の上、太陽電池等の設置範囲、基礎構造、排水対策等を検討する。